

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
1	平成23年 8月 2日 東京地裁 平21 (ワ)24102号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員から勧誘を受け、ロックイン型投資信託を購入した高齢の専業主婦であった原告が、本件勧誘は適合性原則及び説明義務違反の違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆原告が購入した投資信託のうち、内容及びリスクの把握が比較的容易な商品については、本件従業員に適合性原則違反しない説明義務違反は認められないものの、高リスクな商品については、本件従業員に適合性原則違反が認められるとして、同商品の勧誘を違法とした上で、高リスクの商品を購入するに当たり、原告は不十分なながらも一定の理解をしていたこと、原告には同居家族に相談する機会が十分にあったこと、原告が高リスク商品の購入に当たり、損失は出ないだろうと安易に考えていたことが推認されるなどとして、原告の過失割合を8割とする過失相殺を行い、請求を一部認容した事例	投資信託	8割	
2	平成23年 2月28日 東京地裁 平21 (ワ)35846号	預託金返還等請求事件	◆銀行の子会社で証券会社である被告の従業員から勧誘を受け、ロックイン型投資信託を購入した当時81歳の原告が、主的に、本件売買は被告従業員により無断で行われたものであるからその効果は原告に帰属しないなどとして、不当利得返還を求め、予備的に、被告従業員による本件勧誘は、適合性原則及び説明義務に違反する違法なものであったとして、損害賠償を求めた事案	◆本件では、本件売買が原告に無断でされたとは認められないなどとして、主的請求を棄却したものの、被告従業員は、理解が容易でなくリスク性の高い本件投資信託取引につき、適性の低い原告に対して十分な説明もせずに本件売買を勧誘したといえるから、本件勧誘は不法行為法上違法といえるとした上、勧誘につき十分に考えないまま本件売買を決意した原告の過失割合を4割とする過失相殺を行って、本件売買に係る損害を1865万3233円と認め、予備的請求を一部認容した事例	投資信託	4割	
3	平成22年11月30日 東京地裁 平21 (ワ)40549号	損害賠償請求事件	◆被告との間で投資信託取引をした原告が、被告に対し、主的に、同取引には元本保証があるものと信じた点で錯誤があった、あるいは、被告の行員による元本保証があるとの虚偽の説明を信じたのであるから、同取引に関する契約は無効又は消費者契約法により取り消されたものであると主張して、被告に交付した金員の返還を求め、予備的に、被告には適合性原則違反及び説明義務違反があったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告の行員による説明内容、本件の取引に係る投資信託の内容、原告の投資意向等を考慮すれば、原告の主張はいずれも採用できないなどとして、原告の請求を棄却した事例	投資信託	請求棄却	
4	平成22年11月25日 東京地裁 平21 (ワ)23639号	預託金返還等請求事件	◆証券会社である被告から外国投資信託受益証券を購入した原告が、被告に対し、主的に、本件契約は被告従業員の虚偽の説明に基づくものであるから要素の錯誤により無効である、あるいは被告の不実告知又は不利益事実不告知によるものであるから、消費者契約法4条により取り消したとして、不当利得返還請求権に基づく代金相当額の返還を、予備的には、本件商品が金融商品として通常有すべき安全性を備えていないことや説明義務違反等を理由として、債務不履行、不法行為等に基づき、損害賠償を求めた事案	◆主的、予備的各請求について、原告の主張はいずれも前提を欠くとして、請求を棄却した事例	投資信託	請求棄却	
5	平成22年 8月26日 大阪地裁 平21 (ワ)1727号	預金返還等請求事件	◆銀行である被告を代理人として、ロックイン型投資信託の受益証券に係る本件各売買契約を締結し、被告における自身の口座から各代金を決済した原告が、被告に対し、本件各売買契約は不成立又は錯誤無効であって各代金決済も無効であるなどとして、預金払戻請求権に基づき、また、被告担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供という違法があるなどとして、使用者責任による損害賠償請求権に基づき、合計1693万円余りの支払を求めるとした事案	◆本件各売買契約は有効であるとして預金払戻請求権は認めなかったが、被告担当者の本件各投資信託の勧誘には、適合性原則違反及び説明義務違反が認められるなどとして、被告の損害賠償責任を認めた上で、2割の過失相殺を認めて、本件各売買契約に関する賠償額を約206万円とし、これに弁護士費用20万円を加えて、原告の請求を一部認容した事例	投資信託	2割	B及びCは、本件各売買契約の際に、本件各投資信託の販売資料に基づいて、一応の説明はしたものと認められるのであって、原告は、B及びCの説明が理解できないのであれば、購入を拒否し、家族に相談することも可能であった。原告は、B及びCから投資信託であること、元本保証には条件があることを聞いたにも関わらず、ワンタッチ水準には達しないであろうと根拠もなく思ったことにより本件各投資信託の購入を決断しており、原告側にも一定の落ち度は存在する。
6	平成22年 5月27日 東京地裁 平21 (ワ)25681号	損害賠償請求事件	◆銀行である被告から投資信託を購入した原告が、被告に対し、被告の担当者による勧誘行為について、適合性原則違反及び説明義務違反があったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆本件投資信託の購入時において原告の理解力や意思疎通能力が劣っていたということではできないし、本件投資信託購入以前において投資信託や投資型年金保険の取引経験を有していたことが認められるから、本件投資信託の購入当時においてその内容やリスクを理解することができる程度の経験や知識、判断能力があったものというべきであるなどとして、適合性原則違反及び説明義務違反を否定し、請求を棄却した事例	投資信託	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
7	平成22年1月25日 東京地裁 平20(ワ)37735号	不当利得返還等請求事件	◆投資信託を購入した原告らが、これを販売した証券会社である被告に対し、当該投資信託を購入するに際し、被告の従業員による断定的判断の提供等があったとして、消費者契約法4条1項2号に基づく取消しを前提とする売買代金の不当利得返還、又は金融商品の販売等に関する法律5条、忠実義務等の不履行若しくは使用者責任の不法行為に基づく損害賠償を求め、さらに、当該投資信託の購入後にも被告の従業員による断定的判断の提供等がされ、当該投資信託を売却する機会を逸したとして、忠実義務等の不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆当該投資信託の購入に際し、消費者契約法4条1項2号に規定する断定的判断の提供があったと認めることはできず、損害賠償の発生原因となるような説明義務違反や断定的判断の提供等があったと認めることもできず、また、当該投資信託購入後も、債務不履行又は不法行為を構成するべきほどの違法性を有する助言義務違反があったとは認められないとし、請求を棄却した事例	投資信託	請求棄却	
8	平成21年12月21日 東京地裁 平18(ワ)20807号	損害賠償請求事件	◆被相続人が被告証券会社と生前にした証券取引により損害を被ったとして、相続人である原告らが、損害賠償請求をした事案	◆原告らが主張する被告の担当者による過当取引、適合性原則違反、説明義務違反及び無断売買の各違法行為はいずれも認められないとして請求を棄却した事例	投資信託	請求棄却	
9	平成21年2月25日 東京地裁 平19(ワ)30516号	貸金等請求事件	◆原告が、被告Y2に対し、被告Y2が訴外Nの代表取締役として、訴外Nが真実は営業していないにもかかわらず、虚偽の説明をして、原告から訴外Nに対し、元本保証の年金信託契約をさせたこと(本件取引)、その後、被告Y2の放漫経営により、訴外Nが破産して原告に対する返済をすることができなくなったのは、いずれも民法709条あるいは、旧商法266条の3の任務懈怠に該当するとして、損害賠償を請求し、また、被告Y1に対し、訴外Nの代表取締役として、被告Y2を監視すべき義務を怠ったとして、旧商法266条の3に基づき損害賠償を請求した事案	◆虚偽説明について被告Y2は不法行為責任を負うとしたものの、被告Y1に対する請求は棄却し、原告にも過失は5割あるとして損害を認定するなどして、原告の被告Y2に対する請求を一部認容した事例	投資信託	5割	
10	平成20年6月3日 大阪高裁 平19(ネ)2359号	損害賠償請求控訴事件	◆医師免許を有している昭和13年生まれ的女性であり、それまで証券取引を経験しなかった原告が、被告証券会社の担当者の投資信託等の勧誘行為により投資商品を購入し、多額の損害を被ったとして、担当者の不法行為による使用者責任に基づき、被告証券会社に損害賠償請求をしたところ、原判決は担当者による適合性原則違反を否定しつつ、説明義務違反があったと判断して、被告証券会社の賠償責任を認めたものの、7割の過失相殺をしたことから、原告が控訴をした事案	◆担当者による勧誘行為について説明義務違反とともに適合性原則違反も認めた上で、過失相殺率を4割として、原判決を変更した事例	投資信託	4割	
11	平成19年1月25日 東京地裁 平17(ワ)24392号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社の社員が原告に投資信託買付けを勧誘するにあたって、適合性原則遵守義務、説明義務、断定的判断の提供禁止に違反し、かつ原告の売り注文を拒否したため、原告が売買差損相当額の損害を被ったとして、被告に対し不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆原告は一般社会人と同等の水準の理解力や判断力を有しており、本件商品購入資金も余裕資金であったと考えられることから、被告は適合性原則遵守義務に違反するものではないし、また受益証券説明書に基づく説明及び上司による説明もなされ、月次報告書も毎月送付されていることから、被告は説明義務もつづけているし、さらには断定的判断の提供を認める証拠もないとして、原告の損害賠償の請求を棄却した事例	投資信託	請求棄却	
12	平成19年1月23日 東京地裁 平17(ワ)25513号	損害賠償請求事件	◆被告株式会社M銀行から投資信託に係る商品を購入した原告が、被告らが商品のリスク等について十分な説明をすることなく、虚偽の情報や断定的判断を原告に提供して商品の購入を勧誘した結果、原告に損失が生じた旨主張し、勧誘を担当した被告銀行の行員及び被告銀行に対し不法行為に基づく損害賠償を請求するとともに、被告銀行に対し債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆投資信託の運用期間中に元本割れのリスクがあることを被告らが説明し、原告がこれを理解していたことは、原告自らが記入した書類により認められることなどから、不法行為に基づく損害賠償請求を棄却し、契約締結上の義務違反の事実を認めることができずとして債務不履行に基づく損害賠償請求も棄却した事例	投資信託	請求棄却	
13	平成19年1月12日 東京地裁 平16(ワ)27628号	株券引渡等請求事件	◆各株式の売付につき被相続人に対して被告が無断で行なったものであるなどとして、相続人である原告が投資信託契約の錯誤無効に基づく株券の引渡し等を求めた事案	◆相当数の現物株取引を行なった経験のある者が、元本保証はないが現物株式を保有するよりもリスクの低い投資信託の買付けを行うことは、適合性原則に違反すると認める余地はなく、また、当該投資信託の買付注文をする前に、証券会社の担当者が当該投資信託の投資対象と運用方法の概要を説明している場合には、説明義務違反もないとし、委託契約の債務不履行責任を否認した事例	投資信託	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
14	平成18年4月26日 大阪地裁 平16(ワ)11453号	損害賠償請求事件	◆株式投資信託等の証券取引を行っていた原告が、訴外会社従業員の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反などの各違法事由があると主張して、訴外会社の権利義務を承継した被告に対し、民法715条に基づき、原告が本件取引により被った損害等につき、その賠償を求めた事案	◆高齢の専業主婦が、証券会社との間で株式投資信託取引を行って損失を被った場合、同会社の従業員に適合性原則違反、説明義務違反、無意味な反復売買・乗換売買があったとして、同会社の損害賠償責任が認められた事例	投資信託	2割	原告にしても、投資信託、株式等の証券取引を行えば、利益を得ることができるとは、損失を被る危険があることは一般論としては十分に認識しているものと認められ、書類の読み方を質問するか、取引時点の損益状況、取引を行う理由、相場の変動等につき質問すれば、本件取引の明細や口座残高を容易に知ることができ、ひいてはその損益状況を正確に認識して、取引を中断するなり、より安全な金融商品に乗り換えるなりして取引の損失の拡大を防止できたはずである。しかるに、原告らは、勧誘に追従し、勧められるまま安易に取引を継続したものであり、本件取引による損害の発生については、原告にも落ち度があったものといわざるを得ない。
15	平成15年10月3日 東京地裁 平14(ワ)24452号	損害賠償請求事件	◆証券取引法に基づく投資信託の販売等を業とする被告に投資信託取引を委託していた原告が、被告に対し、被告担当従業員の勧誘行為に違法性があり、これにより損害を被ったとして、不法行為ないし債務不履行に基づいて、損害賠償を請求した事案	◆専業主婦が銀行支店担当者からの勧誘で購入した投資信託が元本割れして損失が生じたことを理由として銀行に対して損害賠償請求をした場合において、担当者には適合性原則違反、説明義務違反等の過失はなかったとされた事例	投資信託	請求棄却	
16	平成13年1月11日 東京地裁 平11(ワ)15503号	損害賠償請求事件	◆米ドル建ての投資信託の取引により損害を被った顧客が、証券会社を被告として、損害賠償を請求した事案	◆証券会社の販売員の勧誘行為に適合性原則違反及び説明義務違反があったとして、同請求が一部認容された事例	投資信託	7割	
17	平成10年3月27日 東京地裁 平9(ワ)18976号	損害賠償請求事件	◆被告から投資信託を購入した原告が、勧誘の際に断定的判断の提供、虚偽表示、説明義務違反があったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆投資信託の勧誘における断定的判断の提供、説明義務違反を理由とする証券会社の不法行為責任を否定した事例	投資信託	請求棄却	
18	平成10年2月23日 東京地裁 平8(ワ)19452号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告に対し、株式投資信託の勧誘における説明義務違反、適合性の原則違反等の違法があると主張して、不法行為に基づき、被告の違法行為により被ったとする損害の賠償を求めた事案	◆証券会社の担当者に株式投資信託取引の勧誘における説明義務違反・適合性原則違反等が認められなかった事例	投資信託	請求棄却	
19	平成9年5月30日 大阪高裁 平7(ネ)2398号	損害賠償請求控訴事件	◆株式投資信託取引により損失を被った原告が、証券会社である被告に対し、説明義務違反があったとして、損害賠償を求めた事案	◆株式投資信託取引における顧客の元本割れの損失につき、証券会社の従業員が証券購入を勧誘するに際し説明義務違反があったとして、証券会社の損害賠償責任が認められた事例	投資信託	7割	
20	平成8年11月27日 大阪地裁 平7(ワ)6546号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の投信債券外務員に勧められて投資信託をした原告が、外務員が原告に対して投資信託に関する説明を怠り、また、元本が保証される旨断定的判断を提供するなどの違法な行為をしたことにより損害を被ったとして、不法行為等に基づき損害賠償を求めた事案	◆証券会社の投信債券外務員による株式投資信託の勧誘行為につき、株式が投資対象に含まれると説明しただけでは説明義務を尽くしていないと判断された事例	投資信託	6割	
21	平成7年9月29日 大阪地裁 平4(ワ)5000号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員の勧誘により株式、投資信託、転換社債を購入した原告が、その勧誘には説明義務違反、断定的判断の提供などの違法性があるとして、民法715条により、使用者である被告会社に損害賠償を請求した事案	◆証券会社従業員による投資信託等の勧誘行為につき、元本が保証されるものではないという説明をしていなくても、説明義務違反があったとはいえないとされた事例	投資信託	請求棄却	
22	平成7年6月13日 大阪地裁 平4(ワ)7286号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社を通じて、株式投資信託の受益証券を購入した原告が、受益証券購入に際しての勧誘行為が違法であった(説明義務違反、虚偽の説明、断定的判断の提供、受益証券説明書の不交付)として、被告らに対し、不法行為、使用者責任又は債務不履行責任に基づく損害賠償を請求した事案	◆株式投資信託の受益証券購入の勧誘につき説明義務違反の違法があると認められた事例	投資信託	8割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
23	平成23年 4月28日 大阪地裁 平21(ワ)6104号	損害賠償請求事件	◆原告らが、証券会社である被告の媒介により不動産投資ファンドに出資して損失を被ったことについて、被告の従業員による出資の勧誘が適合性の原則及び説明義務に違反していたとして、被告に対し、民法709条、715条等に基づき損害賠償を請求した事案	◆適合性原則違反については認めなかったものの、被告の担当者について信義則を根拠とする説明義務違反を認めて被告の賠償義務を認め、損害については、原告らが支払った出資金額及び申込手数料の合計額から、原告らが現実を受け取った税引き後の分配金額の合計額を控除した金額であるとした上で、同損害から3割の過失相殺を行って、請求を一部認容した事例	証券	3割	
24	平成23年 4月12日 東京地裁 平21(ワ)30916号	損害賠償請求事件	◆匿名組合契約を利用したファンドの勧誘(有価証券の私募の取扱い)を業とする被告T社の従業員を過去にしており、その後、訴外会社の代表者に就いた被告Y4において、高齢者である原告らに対し、被告の社を営業者とするファンドに係る取引について、金融商品取引まがいの詐欺取引であったにもかかわらず、また、適合性の原則から著しく逸脱し、もしくはリスク等の説明義務を尽くさないまま、取引の勧誘をし、これに応じて取引をした原告らに出資金名目の交付金相当額等の損害を与えたなどとして、原告らが、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆匿名組合を用いたファンドの仕組みは一般投資家を基準としてもこれを理解するのは容易ではなく、直接の担当者である被告Y4には説明義務違反の不法行為が成立すると、被告Y4の損害賠償責任を認めたと、その余の被告らの損害賠償責任は否定した事例	証券	主張なし	
25	平成23年 1月28日 東京地裁 平21(ワ)7504号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告銀行の従業員から仕組債の購入を勧誘され、同銀行の仲介のもとで被告証券会社からリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクを保証会社とする本件仕組債を購入したところ、いわゆるリーマンショックにより本件仕組債の経済的価値が失われたことについて、被告銀行及び被告証券会社に対し、本件仕組債の購入金額相当の損害金等の支払を請求した事案	◆金融商品の販売業者等における説明義務について、発行体及び保証会社が近い将来相当程度の蓋然性をもって破綻することが見込まれる状況であることを認識していたなど特段の事情がない限り、金融商品の販売業者等が自ら信用リスクを評価する根拠となる事実及びその評価の結果について顧客に説明する義務を負うものではないとの解釈を示した事例 ◆上記解釈を示した上で、被告らに原告主張の説明義務はないとし、さらに、原告の投資経験、社会的地位、本件仕組債購入の際の検討事項等からすると、本件仕組債の複雑性を考慮しても、被告銀行の本件売買の勧誘が適合性の原則に著しく反していたとは認められないとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
26	平成23年 1月28日 東京地裁 平21(ワ)15708号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告らの従業員から勧められた仕組債を購入したところ、仕組債の発行者及び保証会社が経営破綻したことについて、被告らに対し、錯誤無効及び消費者契約法による取消しを理由とする不当利得の返還や、適合性原則違反及び説明義務違反を理由とする損害賠償などを求めた事案	◆金融商品販売業者は、信用リスクが現実化することが相当高度の蓋然性をもって見込まれることを認識していたなどの特段の事情がない限り、信用リスクが現実化する可能性や評価根拠事実まで説明する義務を負わないとした上で、原告が説明義務違反と主張する事実は、いずれも説明義務がないか、現に説明がされているとし、また、原告の投資歴や資産等からすれば、適合性原則違反も認められないなどとして、原告の請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
27	平成23年 1月27日 東京地裁 平21(ワ)44216号	損害賠償請求事件	◆他社株転換債券(EB債)を購入した原告が、販売した証券会社である被告に対し、被告の担当者による勧誘について、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、不招請勧誘・再勧誘等があったとして、一部の説明義務違反が認められる場合は金融商品の販売等に関する法律5条、その他の場合は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆本件のEB債はハイリスク・ハイリターン金融商品ではあるが、原告の取引経験、投資傾向、資力、被告担当者による説明内容、勧誘態様等を考慮すれば、被告の担当者による勧誘に違法な点があったということとはできないとして、原告の請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
28	平成22年12月16日 東京地裁 平20(ワ)27893号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告証券会社から複数の金融商品を購入したところ、これらの取引は適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供による違法な勧誘行為に基づくものであるとして損害賠償の支払を求めた事案	◆本件各商品を原告らに販売した行為は、リスクが高い商品特性においても、過大な投資規模・価額においても、原告らの知識、経験及び財産の状況等の実情に照らして明らかに過大な危険を伴い原告らの保護に欠ける取引であり、また、被告の従業員らにおいて本件各商品の仕組みや危険性について具体的に理解できる程度の説明を行ったものとは認められないなどとして、原告らの請求を一部認容した事例	証券	3割	
29	平成22年12月15日 東京地裁 平21(ワ)16869号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社から、早期償還特約付き30年満期償還の債券を購入した原告が、同債券を被告が原告に販売するに際して、被告従業員が原告に早期償還されない場合のリスクについて説明しなかったとして、被告に対し損害賠償の支払を求めた事案	◆被告従業員は原告にリスクについて説明を怠ったとは認められず、説明義務違反は認められないとされた事例	証券	請求棄却	
30	平成22年12月15日 東京地裁 平21(ワ)31917号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告の従業員から勧誘されて外国債を購入したが、適合性原則違反、説明義務違反等の違法があり損害を被ったとして、被告に対し、不法行為(使用者責任)又は債務不履行に基づき、損害賠償を求めた事案	◆原告の主張を退け、請求を全部棄却した事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
31	平成22年12月9日 東京地裁 平20(ワ)4998号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告Y2の紹介で株式の信用取引等を行っていたところ、被告証券会社の従業員であった被告Y1が被告Y2と共に無断取引等を行ったため損害を被ったとして、被告Y2に対しては弁償合意等に基づき、被告Y1に対しては不法行為に基づき、被告証券会社に対しては使用者責任に基づき、1億円余りの支払を求めるとともに、被告証券会社に対し、委託契約に基づく株式の返還を求めた事案	◆①上記弁償合意の存在を認めて被告Y2に対する弁償債務履行請求権に基づき請求を認容し、②被告Y1による説明義務違反等は認められないなどとして被告Y1らの不法行為責任を否定し、③上記株式の処分は無断売買であったから、同処分の効果は原告に帰属しないとして、被告証券会社に対する同株式の返還請求を認容した事例	証券	主張なし	
32	平成22年11月29日 東京地裁 平20(ワ)17310号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告らの勧誘により原告が外国株式等に投資をしたが、これによって、外国株式等への投資に費やした金額から配当を受けた金額を差し引いた金額の損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告らは、原告に対して投資対象の勧誘や情報提供をするに際し、株式が上場されないリスク等を説明する義務を負っていたというべきであるところ、被告らは同義務に違反したと認め、原告も株式に対する投資にはリスクが存在することは理解することができたこと等の事情からすれば、原告にこれまで投資の経験がなかったことを考慮しても5割の過失が認められるとし、過失相殺の上、請求を一部認容した事例	証券	5割	
33	平成22年10月29日 大阪高裁 平22(ホ)1859号	損害賠償請求控訴事件	◆一審原告は、10代のころに発症した小脳出血の後遺障害が残存し身体障害者等級1級の認定を受けた無職の30代の男性であるが、金融商品取引業者である一審被告から株式の取引を勧誘され、一審被告に委託して株式の現物取引をしていたところ、取引開始から約2年4か月が経過したところ、一審被告から株式の信用取引を勧誘されたことから、一審被告に委託して同取引を始めたところ、これにより多額の損失を被った。そこで、一審原告は、上記勧誘が適合性原則違反、説明義務違反として違法であるほか、一審被告が一審原告の委託に係る株式取引において違法な過当取引をしたと主張して、一審被告に対し、不法行為に基づき、一審原告が上記株式取引で被った損失のほか、慰謝料、弁護士費用として、総額1018万1345円及びこれに対する平成17年9月15日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案	◆原判決(適合性原則違反、説明義務違反、過当取引の違法性を認定)を引用しつつ、本件信用取引の勧誘が適合性原則違反及び説明義務違反であるうえ、過当取引をさせたことも違法であって、勧誘及び本件信用取引の開始から終了までの一連の取引をさせたことが違法であるとした事例	証券	1割	一審被告従業員の違法性の程度が強いこと、一審原告の属性を総合すると、本件信用取引によって生じた一審原告の損失(手数料の支払いを含む。)については、一審原告に過失相殺事由がないとまではいえないが、それはかなり小さいものと評価すべきである。
34	平成22年10月28日 大阪地裁 平20(ワ)17028号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告証券会社の従業員が適合性原則又は説明義務に違反して原告らに匿名組合型の不動産投資ファンド(本件ファンド)への出資を勧誘し、契約をさせた旨主張して、被告証券会社に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件ファンドにおけるレバレッジリスクは、投資家の投資判断にとって極めて重大な問題であり、かつ、そのリスク要因となる不動産市況の変動は、バブル崩壊後の不動産市況の激しい変動を経験した投資勧誘の専門家である被告証券会社にとって十分に予測可能であったところ、同社には、本件ファンドのレバレッジリスクを説明しなかった点で説明義務違反があるとして、被告証券会社の損害賠償責任を認め、3割の過失相殺を行った上で損益相殺をして損害額を算定し、原告らの請求を一部認容した事例	証券	3割	
35	平成22年9月30日 東京地裁 平21(ワ)24095号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社から債券を購入した原告が、被告証券会社と被告銀行の各担当者が共同して、不実告知を行い、あるいは適合性原則違反、説明義務違反の不法行為を行ったと主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告銀行の担当者について、不実の告知を認めなかったものの、原告の投資経験についての慎重な調査をせず、原告の投資意向に反し、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的かつ軽率に誘導したなどとして、適合性原則違反、説明義務違反を認めて、被告銀行に対する請求を認容したが、被告銀行の担当者による勧誘時における被告証券会社の担当者の同席が認められないこと等から、被告証券会社に対する請求については棄却した事例	証券	主張なし	
36	平成22年9月16日 東京地裁 平19(ワ)15962号	株券返還等請求事件	◆原告らは、被告との間で、株式取引に関する委任契約に基づき継続的に株式取引を行っていたところ、被告従業員の訴外Cから勧誘を受け、被告を通じて、原告X2はS社株を売却し、原告らはK社株を購入したが、上記訴外Cの勧誘には、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供があり、不当に執拗に行われた勧誘であるから違法であり、かつ、被告には契約上の善管注意義務違反があるとして、原告らが被告に対し、不法行為(使用者責任)又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、原告らが被ったとする損害額の支払を求めた事案	◆K社株については、原告らに原告らが主張する損害が発生したとは認められず、S社株については、訴外Cに原告らが主張する違法行為があったとはいえないとして、原告らの請求を全部棄却した事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
37	平成22年 9月16日 東京地裁 平22(ワ)1654号	損害賠償請求事件	◆原告が、はんだ素材、その製品及びはんだ付け装置の開発・製造・販売・輸出並びにコンサルタント業務等を業とする被告会社の未公開株式220株を購入させられたと主張して、被告会社の従業員である被告Y2及び被告Y3に対し、民法709条、719条1項前段に基づき、被告会社の代表者である被告Y1に対し、民法709条、719条1項前段又は会社法429条1項に基づき、被告会社に対し、民法715条1項本文又は会社法350条に基づき、連帯して損害賠償を求めた事案	◆被告Y2及び被告Y3は、本件勧誘自体を回避するか、勧誘をするにしても、未公開株式の危険性について十分な説明をなすべき注意義務があるのにこれを怠った過失があるとして、民法709条、719条1項前段に基づく損害賠償責任を負うものとし、被告会社はその使用者責任を免れられないとし、被告Y1は、本件取引について、主導的地位にあったと推認されるから、民法709条、719条1項前段に基づく損害賠償責任を免れられないとして、原告の請求をすべて認容した事例	証券	否定	特に記載なし。
38	平成22年 9月 9日 東京地裁 平21(ワ)27675号	損害賠償請求事件	◆被告銀行の担当者の勧誘を受けて、被告証券会社から他社株転換条項付社債を購入した原告が、適合性原則違反、説明義務違反を主張して、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆原告は、従前、投資信託、外貨預金などの取引経験を有し、金融資産を1億円以上持っていたことなどから、原告に本件社債の購入を勧誘することが適合性の原則に違反するということではできず、また、本件社債の仕組みやリスク等の説明もされているから説明義務違反も認められないとして、原告の請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
39	平成22年 8月25日 東京地裁 平21(ワ)42786号	損害賠償請求事件	◆被告会社の未公開株式を購入した原告が、被告会社及びその代表取締役である被告Y1らに対して、上記未公開株は、近い将来上場されることが確実であり値上がりすると被告会社の従業員は虚偽であり、勧誘方法が違法であること、仮に、訴外Dらが、被告らの承諾なく違法行為に及んだとしても、被告会社は、株式の譲渡を適法にできない訴外Dが、不特定多数の第三者に被告会社の株式を勧誘するなどして損害を与えることがないようにする注意義務を怠ったことなどを理由に、損害賠償を求めた事案	◆被告らは、訴外Dらによる詐欺行為を容易にする行為をしたのであるから、被告会社は、民法709条の責任を負い、また、被告Y1は、少なくとも、代表取締役として、被告会社の株式が詐欺行為の手段として使われないようにすべき監視・監督上の義務があるのに、これを怠ったことから、会社法429条の責任を負うべきであるとして、原告の請求を認容した事例	証券	主張なし	
40	平成22年 8月20日 名古屋高裁 平22(ネ)277号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社である1審被告を介して株式の信用取引を行った1審原告が、1審被告ないしその従業員に、適合性の原則に違反する勧誘行為、過当取引、説明義務違反、無断売買、実質的な一任売買の違法行為があったとして、1審被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償の支払を求めた事案	◆原判決(大学卒、預貯金約6000万円、株式・投資信託約3000万円台、不動産持分(評価額約1261万円)を有し、年収約1250万円であった控訴人(原告)につき、適合性原則違反、説明義務違反、無断売買及び実質的な一任売買について否定し、過当取引につき違法性を認めた事例(過失相殺6割))を正当とし、(各)控訴をいずれも棄却した事例	証券	6割	
41	平成22年 8月10日 東京地裁 平21(ワ)40274号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の株式を購入する際、被告会社の従業員から、もうすぐ上場する株式であるなどと言われて勧誘されたなどとして、被告会社の代表取締役に対しては民法709条等に基づき、被告会社に対しては民法715条等に基づき、損害賠償を求めた事案	◆本件以前にも別の株式購入者から、上場間近の株式であるなどと説明する販売方法に対するクレームがあったなどの事実関係においては、被告代表取締役には、違法な勧誘が行われないような手段を講じる義務の懈怠があったというべきであるとして、不法行為責任を認め、被告会社には、本件勧誘者に実質的な指揮監督を及ぼすことが可能であったとして、使用者責任を認めた事例	証券	主張なし	
42	平成22年 7月22日 東京地裁 平20(ワ)15879号	損害賠償請求事件	◆原告が、投資顧問会社である被告会社に対し、同社は原告に対し訴外コーヒー組合への投資等について違法な勧誘をしたため、原告は損害を被ったと主張して、不法行為に基づき損害賠償を請求するとともに、同社の代表取締役である被告Y1及び同社の創始者であり、評論家である被告Y2についても上記勧誘を行っていたなどとして、不法行為等に基づき損害賠償を請求した事案	◆被告会社は、訴外コーヒー組合による違法な勧誘等を助助し、また、リスク説明義務に違反していたとして、被告会社の不法行為責任を認め、被告Y1についても、訴外コーヒー組合等の違法行為を助助していたなどとして賠償責任を認め、さらに、被告Y2についても、講演会や冊子において投資の宣伝をしていたことなどから、訴外コーヒー組合等の行為を助助していたことは明らかであるなどとして不法行為責任を認めたものの、原告にも2割の過失相殺を適用して、請求を一部認容した事例	証券	2割	原告は本件投資当時は32～33歳であったこと、原告は、本件投資を、「a誌」及び被告会社から送付されたパンフレット等を参考にした上で、投資であることを理解して行ったこと、原告は被告らから積極的な勧誘行為を受けていない(パンフレット等を誘因として投資を行ったにすぎない)ことを併せ考えると、公平の観点からしても、過失相殺を行うのが相当であるというべきである。
43	平成22年 7月13日 大阪高裁 平21(ネ)962号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社である1審被告を通じて株式の現物取引等を行っていた1審原告が、1審被告の従業員の勧誘行為に、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び過当取引の勧奨という違法があったとして、1審被告に対し、損害賠償を求めたところ、請求が一部認容されたことから、双方が控訴した事案	◆株式の現物取引は、リスクが過大であるとはいえ、投資の判断が一般人であっても容易である面があるといえ、また、本件株式の購入は、1審原告が自らの自由な意思の下に株数を決定して行ったものであり、この間に証券会社の担当者において、勧誘の方法、態様に違法な点があったとは認められないから、本件株式購入が「明らかに過大な危険を伴う取引」であり、その勧誘が適合性の原則に違反するとは認めがたいとし、また、本件において、1審被告は、1審原告に対し、本件株式の購入について、株数の減少を再考させる指導、助言をしたり、分散投資をするよう指導、助言する義務を負わないなどとして、原判決の1審被告(引受参加人)敗訴部分を取り消し、1審原告の請求を棄却した事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
44	平成22年 7月 2日 東京地裁 平21 (ワ)10711号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対して株式取引の委託をしていたところ、被告担当者による信用取引の勧誘及び個々の取引の際の勧誘などが違法であったとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告担当者が、本件取引に際して、原告に対する説明義務、情報提供義務、指導助言義務を怠ったとはいえず、また、断定的判断を提供したとも認められないから、被告の勧誘行為に違法はないとして、原告の請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
45	平成22年 5月12日 大阪地裁 平20 (ワ)9322号	損害賠償請求事件	◆被告において株式の信用取引等をした原告が、被告の従業員による信用取引の勧誘、取引行為に適合性原則違反、説明義務違反、過当取引の違法事由があるとして、被告に対し、不法行為に基づいて、取引により被った損失、精神的苦痛に対する慰謝料等の支払を請求した事案	◆小脳出血を罹患して車椅子生活を余儀なくされ、会話力に劣る身体障害者で、2ヶ月に一度、約16万円の障害基礎年金の受給以外に収入のない昭和47年生の原告(男性)は、被告の「営業のコンプライエンス・マニュアル」においても信用取引不適格者であり、通常の現物取引のみという取引経験、預金800万円程度の資産状況、「中期」「インカムゲイン重視」「安定重視貯蓄型」(取引開始後、「利回り・値上り益重視」に変更)の投資目的に照らしても、本件信用取引の積極的な勧誘は適合性の原則から著しく逸脱しており違法であるとした事例 ◆担当者は、信用取引の説明書を原告に交付せず、信用取引の仕組みやリスクについて原告に十分理解させるだけの説明をしていないから、説明義務に違反しており違法である。本件信用取引は、年次回転率が約14回ないし約20回に達しているにもかかわらず、原告が被告の口座を事実上支配し原告を主導して行っていたのであるから過当取引として違法であるとした事例	証券	2割	本件信用取引を勧誘し、取引を行わせた被告の違法性の程度、原告の属性、原告の落ち度などを総合考慮すると、原告の過失割合は2割が相当である。
46	平成22年 3月30日 東京地裁 平20 (ワ)31082号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の担当者が原告に対し、知識、経験、理解力の不足に乗じて断定的な判断を提供し、大量の信用取引を進め、原告がその母から相続した資産のほとんどを投入させ、その半分以上を失わせたことと主張して、原告が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等を内容とする不法行為に基づき損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の学歴、経営コンサルタント業務を営む会社の代表取締役としての経歴、過去の信用取引の経験等から、被告の担当者に原告の主張する義務違反があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
47	平成22年 3月30日 大阪地裁 平19 (ワ)8574号	売買代金請求事件、損害賠償請求反訴事件、損害賠償請求事件	◆被告会社が、原告に対し、両者間で仕組債の売買契約が成立したとして、売買残代金の支払を求め(本訴)、これに対し、原告が、上記売買契約の成立及び効力を争うとともに、その勧誘が適合性の原則に著しく反するなどとして、被告会社に対しては使用者責任又は債務不履行に基づき、被告会社の従業員である第3事件被告らに対しては共同不法行為に基づき、連帯して損害賠償の支払を求めた(反訴・第3事件)事案	◆原告がREITや外国株を投資対象とする投資信託に投資してきた投資経験などに照らすと、本件仕組債の勧誘行為が適合性の原則から著しく逸脱するとはいえないが、本件説明資料や説明の方法・程度では、原告に本件仕組債のリスクを理解させるには不十分であり、本件担当者は説明義務違反による不法行為を負うとした事例 ◆原告は本件仕組債のリスクを認識せず、本件担当者の誤導的な言辞により、元本毀損リスクなしに年15パーセントの利回りを期待できると誤信したと認められ、この誤信は単なる内心の動機に止まらず本件仕組債購入の意思表示の内容になっていると認められるから、民法95条の要素の錯誤に当たるとした事例	証券	主張なし	
48	平成22年 3月26日 大阪地裁 平20 (ワ)3936号	不当利得金返還等請求事件	◆原告らが、被告から、2種類の私募債による債券を購入したところ、主位的に、上記各債券が元本がゼロになる可能性のあるリスクの高い商品であるにもかかわらず、被告の担当者の説明によりリスクの少ない商品と誤信したとして、債券の売買契約の錯誤無効に基づく不当利得返還請求として、予備的に上記各債券の売買契約の際、被告の担当者に、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供による違法行為があったとして、不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償請求として、購入額と回収額の差額等の支払を求めた事案	◆証券会社である被告の従業員が顧客である原告らに被告の発行した仕組債を勧誘して購入させたことについて、当該仕組債の内容が複雑で賭博性も高いこと、当該仕組債の購入が原告らの過去の取引経験に照らして適合性がないこと、当該仕組債についての被告の従業員の説明の内容が誤解を招くものであったことから、説明義務に違反し、不法行為が成立するとされた事例	証券	2割	原告らには、本件各債券の資料の内容が難解であれば、その内容やリスクをよく確認すべきであるのに、安易に本件各債券を購入を決定したことが認められ、その結果、原告らの本件各債券のリスクに対する認識が不十分であったといえる。よって、原告らにも、損害の発生について、少なくとも2割の過失があるというべきである。
49	平成22年 3月26日 東京地裁 平21 (ワ)2353号	貸金本訴請求事件、損害賠償等反訴請求事件	◆原告が、被告に対し、被告が原告との間で信用取引に関する契約を締結した上で、信用取引により、A株式及びB株式の買い付けをしたことにより、金員を貸し付ける旨の消費貸借契約が成立したなどと主張して、残元本の支払を求め(本訴)、これに対し、被告が原告に対し、係る信用取引に際して、原告の担当者が被告に対して適合性違反及び説明義務違反の違法な行為をしたなどとして、不法行為等に基づく損害賠償を請求(反訴)した事案	◆原告の担当者が被告に対して説明義務違反の違法な行為をしたことを認めるに足りる証拠はないとして反訴請求を棄却する一方で、本件信用取引契約においては株式会社東京証券取引所の受託契約準則に従うこととされているため、被告の買い付けについては、原告と被告との間において、その買付約定価額の全額に相当する金銭の消費貸借契約が成立することとなるとして本訴請求を認容した事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
50	平成22年 3月26日 東京地裁 平19 (ワ)33971号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の従業員が原告に対し、株式の信用取引につき行った勧誘及び一連の取引が適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、実質的一任取引に当たるとして損害賠償の支払を求めた事案	◆原告が代表取締役として会社を経営するなど十分な社会経済上の知識、理解力、判断力がある、過去の株式取引の経験等から、被告の従業員に原告の主張する違法行為があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
51	平成22年 3月26日 東京地裁 平21 (ワ)34887号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との匿名組合契約に基づいて出資をした原告が、そのほとんどが返金されなかったとして、訴外会社の従業員として原告を勧誘した被告に対しては民法709条に基づき、訴外会社の取締役であった被告Y2及び被告Y3に対しては会社法429条に基づき、損害賠償の支払を求めた事案	◆74歳の年金生活者であり、先物取引で損をしたことがある以外には投資経験のない原告に対し、リスクについて何の説明をすることもなく、本件ファンドへの出資を勧誘した行為は、適合性の原則及び説明義務に違反する。当時会社の取締役であった者には代表取締役に対する監視義務違反があったとした事例	証券	主張なし	
52	平成22年 3月25日 東京地裁 平20 (ワ)23930号	損害賠償請求事件	◆投資事業組合との組合契約を締結するという形式で、未公開株など危険性のある投資を勧誘され損害を受けた原告が、投資事業組合の業務執行組合員である被告A社、組合契約を仲介したB社、原告を勧誘したB社の従業員ら、被告A社及びB社の役員に対し、損害賠償の支払等を求めた事案	◆被告A社、B社らに説明義務違反に基づく損害賠償責任が認められ、その役員らには監視義務違反が認められるなどとして、原告の請求を一部認容した事例	証券	主張なし	
53	平成22年 3月12日 東京地裁 平21 (ワ)9522号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員から、未公開株式を購入させられた原告が、被告らの販売行為は適合性原則違反、説明義務違反、詐欺に当たるなどとして、被告会社の取締役らに損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の請求をほぼ全額認容した事例	証券	主張なし	
54	平成22年 3月11日 東京地裁 平20 (ワ)38570号	債権購入代金請求事件、損害賠償請求事件	◆証券会社から他社株転換条項付社債を1000万円で購入する契約を締結したX1とその妻であるX2が、X1を証券会社に紹介した銀行及び証券会社に対し、個人情報を無断で漏洩したこと、不当な勧誘行為をしたことが違法行為に当たるなどとして、慰謝料の請求を求めた事案	◆X1は個人情報の提供に同意する旨の書面を作成していることなどから、証券会社、銀行に違法行為は認められないとして、Xらの請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
55	平成22年 2月12日 東京地裁 平20 (ワ)6426号	売買代金返還請求事件、損害賠償請求事件	◆原告らが、被告2号組合との間で有限責任組合員契約を締結した上で、同組合から訴外会社に対する投資のための債権(レンタル省電力機器の集合債権)を購入したが、原告らは、被告2号組合による虚偽の説明によって上記債権を購入させられたこと並びに原告らに対し約定の配当金の支払及び元本の返還が不能となるおそれが生じていたことを理由として上記組合員契約を解約したなどとして、被告2号組合に対し、上記契約の解約等に基づいて損害賠償を請求するとともに、被告2号組合の無限責任組合員である被告Y1、被告Y2及び被告Y3に対しては、投資事業有限責任組合契約に関する法律9条1項に基づき被告2号組合と同額の金員の支払を求めた事案 ◆原告らが、被告2号組合から上記債権を保有しているなどと虚偽の説明を受けて同債権を購入させられたところ、被告2号組合と被告1号組合は実質的には一体の存在であると主張して、被告1号組合に対し、被告2号組合との共同不法行為に基づいて損害賠償の支払を求めるとともに、被告1号組合の無限責任組合員である被告Y1に対し、投資事業有限責任組合契約に関する法律9条1項に基づいて被告1号組合と同額の金員の支払を求めた事案	◆少なくとも訴訟提起時点において原告らが本件組合員契約を中途解約するに当たって「やむをえない事情」があったというべきであることから、原告らの同組合に対する請求は認められ、また、被告Y3及び被告Y1はいずれも被告2号組合の無限責任組合員であり、被告Y2についても、脱退の登記はされているものの脱退をするについてやむを得ない事情があったと認めるに足りる証拠はなく、脱退したと認められないから、法9条1項に基づいて、被告2号組合と連帯して上記債務の支払義務を負うとして、原告らの請求を認めた事例 ◆被告2号組合による勧誘行為は、詐欺行為として不法行為を構成し、被告1号組合は、被告2号組合と共同して投資をする目的で設立され、実質的には一体であり、被告2号組合による投資の勧誘も共同して行っていたとして、被告2号組合との共同不法行為責任を認め、被告Y1は、被告1号組合の無限責任組合員であるから、法9条1項に基づいて被告1号組合と連帯して賠償責任を負うなどとして、請求を一部認容した事例	証券	主張なし	
56	平成22年 1月25日 東京地裁 平21 (シ)243号	株式買付費用等返還本訴請求、損害賠償反訴請求控訴事件	◆Xが、Yが訴外Aと共同し、Xから未公開株式購入代金名目で金銭を騙し取った等と主張し、Yに対し、不法行為に基づき損害賠償を請求した(本訴)ところ、Yが、XがYの管理する車両のサイドミラーを破損した等と主張して、Xに対して不法行為に基づき損害賠償を請求した(反訴)事案	◆本訴について、YはXを故意に欺罔した事実は認められないし、YのXに対する説明義務違反も認められないとして請求を棄却する一方で、XはYの管理する車両のサイドミラーを故意に破損したなどとして、反訴請求を一部認めた事例	証券	請求棄却	
57	平成22年 1月19日 東京地裁 平20 (ワ)22911号	損害賠償請求事件	◆原告が、証券会社である被告に対し、被告の従業員による適合性の原則に違反する株式信用取引への勧誘、過当取引、説明義務違反、一任勘定取引、助言義務違反などの違法な取引によって損害を被ったと主張し、株式委託契約上の債務不履行又は不法行為に基づいて損害賠償を請求した事案	◆原告のいずれの主張も認めなかった事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
58	平成21年11月17日 東京地裁 平20 (ワ)34491号	損害賠償請求事件	◆被告との間で株式の現物取引や信用取引をしていた原告が、被告の従業員らから適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供による勧誘を受け、過当取引及び助言指導義務違反の取引を行った結果損失を受けたとして損害賠償請求をした事案	◆原告の経歴、投資経験、財務状況に照らすと、原告への信用取引の勧誘が適合性原則違反とはいえないし、担当者が断定的判断を提供したとか、一任売買が行われたともいえないとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
59	平成21年 8月26日 東京地裁 平19 (ワ)13527号	差損金請求事件	◆証券会社である原告が、原告に口座を開設していた被告に対し、信用取引損金及び遅延損害金の支払を求めた事案	◆被告は、本件口座開設契約の契約者は訴外甲であると主張したが、被告は、甲に利用させるために被告名義で証券総合取引口座及び信用取引口座を開設し、インターネットを利用して信用取引を行うためにID番号及びパスワードを甲に教えており、被告が甲に対して被告名義で信用取引を行う代理権を包括的に授与したといえ、被告の主張は採用できないとした事例 ◆被告自身が信用取引をすることを前提とした返答をし、本件口座で信用取引を行うのが別人の甲であることをうかがわせるような発言を全くしなかったことなどから、原告が、「被告は本件口座を甲に名義を貸しただけである」などと認識することは不可能であるとして、民法93条但書の適用ないし類推適用を否定した事例 ◆被告側から自発的に信用取引の申込がなされたこと、自ら記入した証券総合取引申込書にも、被告の有する金融資産を5000万円以下であるとし、余裕資金をもって投資するとしているなどから、本件取引が公序良俗に違反する過大なものとはいえないとした事例 ◆本件において、原告の本人確認義務、説明義務、取引適合性確認義務はないとした事例	証券	請求棄却	
60	平成21年 5月28日 名古屋高裁 平19 (ネ)923号	損害賠償請求控訴事件	◆経営破綻した大手スーパーの社債の購入者らが、同社債のリスク説明が不十分であった等として証券会社等に損害賠償を求めた事案	◆証券会社には投資家を勧誘する際に大きな損失をもたらす危険がある社債の商品特性を説明する義務があった等として、これを全部棄却した原判決を変更し、一部の購入者の証券会社に対する請求の一部を認容した事例	証券	4割／6割	
61	平成21年 4月24日 東京地裁 平20 (ワ)33995号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告証券会社を通じて株式を買い付けた後に、被告が必要な情報提供を怠ったことによって、精神的損害を受けたとして、不法行為又は債務不履行に基づき慰謝料の支払いを求めた事案	◆証券会社である被告と顧客である原告との間の取次ぎを中核とする法律関係から、被告が原告の要請に応じて取引に関する情報を提供すべき義務を認めるべき余地はあっても、原告からの要請もないのに原告が保有する株式の値動きの予想について情報を提供すべき義務があるとはいえないとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
62	平成21年 4月16日 東京高裁 平20 (ネ)1177号	各損害賠償 請求控訴事 件	◆証券会社である被控訴人らから上場会社の社債を購入した控訴人らが、同上場会社の民事再生手続後、本件社債の販売に当たった被控訴人ら、あるいは、担当者である従業員には説明義務違反があったとして、損害賠償を求めたところ、原審で請求を全部棄却されたため、控訴した事案	◆認定事実から原判決を一部変更し、控訴人らの一部の者につき、被控訴人の担当者による説明義務違反を認め、過失相殺をして、請求を一部認容した事例 ◆証券取引は、基本的には、投資家自らの判断と責任において行われるべきものであるものの、証券会社が営利を目的として投資家を勧誘し証券取引を行わせる場合には、証券会社は、証券取引の専門家として多くの知識と情報を有し、かつ、そのような知識と情報を継続的に得る手段を有しているものであるから、信義則上、勧誘対象者である投資家に対して、その投資家が意思決定をする上で重要な知識と情報を伝えて説明すべき義務があるといえ、それをしないで投資家に取引をさせた場合には、その行為は不法行為を構成するとされた事例 ◆証券会社の負う説明義務の内容をなす重要な知識と情報とは、一般的には、投資家が取引をしようとしているその商品の仕組みないしは内容とその商品の危険性(リスク)をいい、証券会社は、その投資家の理解力(年齢、学歴、職歴、証券取引の知識・経験の有無・程度等)に応じてその投資家が通常の理解ができる程度に説明すべき義務があり、また、信義則上、投資不適格者には証券取引を勧誘してはならず、明らかに過大な危険を伴う証券取引の勧誘をしてもならず、さらに、取引を終えた後といえども特段の事情がある場合にはその投資家に対して購入した証券についての指導助言義務を負うとされた事例 ◆社債の販売に当たる証券会社としては、投資家に対して、社債の仕組みないしは内容を証明するとともに、一般的リスクがあることを説明すべきであり、社債発行会社について経営の悪化ないし破綻が具体的に疑われる場合にはこの具体的リスクについても投資家に対して十分な説明をすべき義務があるとされた事例	証券	3割 7割	
63	平成21年 3月24日 東京地裁 平19 (フ)11952号	損害賠償請 求事件	◆証券会社である被告の従業員による取引勧誘に基づいて株式の売却を行っていた原告が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、事実上の一任勘定などの違法があったとして、被告に損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張を排斥して、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
64	平成21年 3月 4日 大阪地裁 平17 (フ)10756号	損害賠償請 求事件	◆証券会社である被告を通じて東証一部上場株式等の取引を行った原告が、被告の従業員による同取引の勧誘行為等に適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び過当取引の違法があり、それにより損害を被ったと主張して、損害賠償等を求めた事案	◆東証一部上場株式の取引につき、被告の従業員には、原告に対する指導、助言を行う義務が信義則上存在するにもかかわらず、同人はこの義務を怠って同取引の勧誘を行ったのであるから、同人の行為は適合性の原則から著しく逸脱したものであって違法であるとして、損害賠償責任を認めた上で、損害につき7割の過失相殺を認め、請求を一部認容した事例	証券	7割	
65	平成21年 1月30日 東京地裁 平19 (フ)26498号	損害賠償等 請求事件	◆原告らが、証券業の登録のない被告会社から虚偽の事実等を申し向けられ、いわゆる未公開株式を購入したことによって損害を被ったとして、その購入を勧誘した被告会社、その代表取締役又は取締役等を被告として、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告会社が、販売資格もないにもかかわらず、その購入勧誘に際して虚偽の説明や株価が確実に上がるという不適切な説明を述べて適正価格でない価格で未公開株式を販売した行為は不法行為を構成し、被告会社が設立された際の発起人である被告甲は、本件取引当時、被告会社の取締役であったのだから、被告会社を監視監督する義務があったにもかかわらずこれを怠り、監視監督違反につき少なくとも重過失が認められ、被告乙は、被告会社への取締役就任については事前にも事後にも承諾したとは認められず、名目的取締役にさえ就任していたとは認められないので、被告乙の監視監督義務違反を理由とする請求は認められないなどとした事例	証券	主張なし	
66	平成21年 1月29日 東京地裁 平19 (フ)22267号	損害賠償等 請求事件	◆原告が、被告らに対し、虚偽の説明により未公開株を購入して損害を被ったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告会社とその従業員である被告Y11について、被告会社は、未公開株の販売資格がないにもかかわらず、未公開株を販売し、その購入を勧誘する際、上場間近ではないのに上場間近であるかのように虚偽の説明をしたなどとして不法行為責任を認め、被告会社の取締役であった被告Y21について、被告会社の違法行為の監視監督義務を怠ったとして商法266条ノ3第1項の責任を認め、請求を一部認容した事例	証券	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
67	平成21年1月28日 東京地裁 平18 (ワ)4832号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告会社に開設した証券取引口座において株式等の現物取引及び信用取引を行った原告が、被告会社の社員らの、①適合性原則違反、②説明義務違反、③無断取引、④過当取引などの違法な行為によって損害を被ったとして、被告会社並びにその社員であった被告甲らに対し、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償請求した事案	◆①原告が現物取引に関して知識、経験等を重ねてきた人物であることなどから、本件取引に関しても適合性に欠けるところがあったとはいえず、②原告は本件取引に先立ち25年余りの長期間にわたり現物取引を行い知識、経験等を重ねてきたのであるから、本件取引について説明義務違反があったとはいえず、③本件事実を総合すれば、本件取引が無断売買あるいは実質的な一任売買であって違法又は無効なものであることはできないとし、④取引の過当性の有無を判断するにあたっては、当該投資家の知識、経験等も考慮して総合的に判断されるべきところ、原告は長期間にわたり積極的かつ多角的に証券投資を行い、知識、経験等を重ねてきた人物であると評せざるを得ないことから、数値の上から単純に取引の過当性を肯定することは早計であるなどとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
68	平成21年1月23日 東京地裁 平20 (ワ)16667号	損害賠償請求事件	◆証券会社である原告は、被告から申込みを受けて、インターネットによる株式の取引をするための被告名義の信用取引口座を開設し、被告は、知人から紹介された弁護士をして当該被告名義の信用取引口座を利用した株式の信用取引を行わせていたところ、当該弁護士は違法な相場操縦行為を行い、これに失敗して多額の決済損金が発生したため、原告が被告に対し、信用取引により発生した未精算金の請求をした事案	◆オンライントレードでは原告が申込者に直接面談して説明する義務はなく、取引適合性確認義務も原告による勧誘行為がないから前提を欠き、オンライントレードにおける個々の取引が顧客の判断で行われる以上取引開始後の原告の監視義務や適切助言義務も認められないとして、これらの義務違反を理由とする民法93条ただし書や過失相殺の類推適用を否定し、契約及び取引の効果が被告に帰属することを認め、原告の請求を全部認容した事例	証券	請求棄却	
69	平成21年1月16日 東京地裁 平19 (ワ)16665号	損害賠償請求事件	◆証券会社である原告は、被告から申込みを受けて、株式のインターネットによる取引をするための被告名義の信用取引口座を開設し、被告は、知人から紹介された弁護士をして当該被告名義の信用取引口座を利用した株式の信用取引を行わせていたところ、当該弁護士は違法な相場操縦行為を行い、これに失敗して多額の決済損金が発生したため、原告が被告に対し、債務不履行に基づき損害賠償として決済損金の一部を請求した事案	◆証券会社の説明義務及び取引適合性確認義務は他人に口座を利用させる目的で欺罔行為をした者を保護するためのものではなく、申込み自体は被告本人がしている以上、本人確認義務違反も問題にならない等として、被告による契約の不成立、効果意思の不存在、詐欺取消し、無権代理又は権利濫用、公序良俗違反、過失相殺等の主張のいずれも排斥し、原告の請求を全部認容した事例	証券	請求棄却	
70	平成20年12月22日 東京地裁 平19 (ワ)26208号	不当利得返還請求事件	◆主婦である原告が、被告証券会社から勧誘を受けて未公開株式を購入したところ、被告には勧誘に当たり説明義務違反等があったとして不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆被告は証券販売を業とする会社であり、一般の顧客に対して未公開株式等を販売する場合には、その危険性等を説明する義務があるとした上で、被告の販売担当者は原告に対し、株式等の販売の勧誘を行った際に、具体的な上場時期が決まっていなくてもかかわらず、具体的な上場予定があり株式の値上がり確実であると誤解させる説明をしていたものと認められ、かかる行為は説明義務違反として不法行為を構成するとして、請求を一部認容した事例	証券	主張なし	
71	平成20年12月15日 東京地裁 平19 (ワ)27213号	損害賠償請求事件	◆発行地がユーロ市場である米ドル建てのコーラブル逆フローター債(本件債券)を被告証券会社から購入した原告が、被告担当者らの違法な勧誘があったとして、損害賠償を請求した事案	◆その商品性自体から個人投資家には本質的になじまない商品であると認めることはできないとして、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法行為に関する原告の主張をいずれも排斥した上で棄却された事例	証券	請求棄却	
72	平成20年11月25日 東京地裁 平19 (ワ)25572号	損害賠償請求事件	◆原告が被告から訴外Fに対する投資の勧誘を受け、これに投資したものの投資資金を回収できなくなったことについて、被告には原告に対し、信義則上、訴外Fに対する情報を適切に説明する義務があったのにこれを怠り、投資に関する原告の誤った判断を招来させ、多額の投資資金を交付させたなどとして、被告に対して不法行為に基づき回収できなくなった投資資金及び弁護士費用の損害賠償請求をした事案	◆原告は自らの判断によって訴外Fとの投資を決めたのであり、被告には原告に訴外Fの情報を提供すべき法的義務は認められないなどと判断し、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
73	平成20年11月20日 大阪高裁 平19 (ネ)2217号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社である被控訴人らを通じて上場会社の社債を購入したものの、同社の会社更生手続開始の申立てにより損害を被った控訴人らが、本件社債の購入につき、被控訴人らには説明義務違反があったなどと主張して損害賠償を求めたところ、原審で説明義務違反はないとして請求を棄却されたため、控訴した事案	◆被控訴人らは、控訴人の属性に応じて、本件上場会社の情報のうち、少なくとも格付けの存在、信用リスクの増大に関する情報の提供及び説明をする義務を負う場合があると解されること、本件控訴人らのうちの一部については、その属性上、被控訴人の従業員に説明義務があるにもかかわらず、これを怠ったことが認められるとして、被控訴人らの一部につき損害賠償責任を認めた事例 ◆証券取引における証券会社とその従業員が、一般投資家に対し、証券取引を勧誘するに当たっては、当該顧客が自主的な判断に基づいて当該取引を行うか否かを判断する前提として、顧客の年齢、知識、投資経験、投資傾向及び理解力等その属性に応じて、当該証券取引の内容、仕組み及び取引に伴うリスク内容とその仕組みについて説明すべき信義則上の義務を負っているとされた事例 ◆証券取引における証券会社とその従業員が負う説明義務につき、社債の仕組み及びその仕組みに内在するいわゆる抽象的信用リスクについては、一般投資家が社債のリスクを理解できていない恐れがあるような特段の事情がない限り説明義務を負わないが、社債の発行体である企業の経営状況や財務内容を反映する個々の社債の具体的信用リスクについては、一般投資家の年齢、職業、知識投資経験及び投資傾向等当該投資家の属性に応じて、リスクに関する重要な情報を提供し、説明義務を負う場合があると解されること、その説明義務違反があったかどうかは、当該投資家の属性に照らし、情報提供及び説明が当該投資家の投資判断を左右するに足りるものかどうかを検討すべきとされた事例	証券	5割／6割	
74	平成20年10月17日 大阪高裁 平20 (ネ)1139号	損害賠償請求控訴事件	◆経営破綻した信用協同組合である被控訴人からの勧誘を契機として同人に投資した控訴人が、被控訴人に対し、同人の破綻により払戻しを受けられなくなった出資金相当額の金員等の支払を求めたところ、請求が棄却されたことから、控訴した事案	◆被控訴人の財務状況からすると、同人の経営陣は、被控訴人の財務の実情や破綻の危険性について、出資希望者に説明をし、出資希望者の了解を得て出資を得るべき信義則上の説明義務に違反したなどとして、控訴人主張の不法行為に基づく損害賠償請求は理由があるとした上、本件出資の勧誘に係る不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間の起算点は、本件訴訟提起の3年前である平成16年3月5日以後であるとして消滅時効の抗弁も否定して、原判決を取り消し、控訴人の請求を認容した事例	証券	否定	控訴人の本訴請求は、出資金自体の返還を求めるものではなく、被控訴人による不当な勧誘に基づいて出資金名目で支払った金銭的損害の回復を求めるものであるところ、このような場合に、不当に金銭を支払われた者の損害は、その支払の名目が出資金であっても、その他の名目であっても変わることはなく、その損害回復の必要性は、出資者責任とは無関係である。
75	平成20年 8月28日 大阪高裁 平20 (ネ)631号	損害賠償請求控訴事件	◆信用協同組合である1審被告に出資したものの、経営破綻により出資金の払戻しを受けられなくなった1審原告及び1審原告会社らが、1審被告は、出資当時、実質的な債務超過状態にあり破綻の危険があることを説明すべき義務に違反したなどとして、主的に不法行為に基づき、予備的に出資契約上の債務不履行に基づき、損害賠償等を求めたところ、原審で、債務不履行に基づく損害賠償請求のうち、消滅時効にかからなかった1審原告の請求のみ一部認容したため、消滅時効が成立するとされた1審原告会社及び1審被告が控訴し、請求を認められた1審原告が附帯控訴した事案	◆原審同様、説明義務違反による不法行為及び債務不履行の成立を認めた上で、不法行為に基づく損害賠償請求は消滅時効が成立し、また、債務不履行に基づく損害賠償請求のうち1審原告会社のは商事消滅時効が成立したなどとして、原判決を維持し、控訴及び附帯控訴を棄却した事例	証券	主張なし	
76	平成20年 7月31日 東京地裁 平18 (ワ)17775号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社と株式の信用取引を行っていた原告が、被告従業員による取引勧誘、信用取引等に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、過当取引、仕切拒否、無断売買の違法があり損害を受けたとして、使用者責任及び債務不履行に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告には長く企業経理に携わった経験及び長期にわたる取引経験があることなどの事情から、原告の主張はいずれも認められないとして排斥し、その請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
77	平成20年 7月11日 東京地裁 平18 (ワ)30号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告に対し、被告従業員が行った勧誘及び取引について、適合性原則違反、説明義務違反、一任売買、手仕舞い申入拒否などの違法行為があったとして、不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償請求をした事案	◆原告は株式売却や不動産取引の経験などもあり、適合性を有していなかったとは認められず、また被告従業員による詐欺的勧誘があったとも認められないなどとして、原告の主張するいずれの違法行為もなく被告従業員の行為が不法行為を構成するとはいえないとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
78	平成20年 5月26日 東京地裁 平18 (ワ)23914号	損害賠償請求事件	◆被告銀行の担当者(共同被告)からの勧誘により仕組み債を購入し、多額の損失を生じた原告が、被告らには商品の危険性についての説明義務違反があった等として不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案	◆被告担当者は原告に商品の内容や危険性につき、顧客である原告が取引に係る判断をするに必要な説明をしているし、その説明内容が、過去に投資経験があり、自ら複数の医療法人社団を営む原告に理解できなかったとはいえないとして、説明義務違反の主張を排斥した上、被告が提案した損害補填のための取引は原告がその購入委託をしたとまでは認められないから原告の投機機会が侵害されたとはいえないとされた事例	証券	請求棄却	
79	平成20年 5月 9日 東京地裁 平19 (ワ)21206号	慰謝料等請求事件、慰謝料請求事件	◆原告が、被告らに対し、被告証券会社の従業員である被告Aが、株式取引をする意思のない原告に対し、株式について十分な説明をせず、かつ株式購入について検討の余地を与えない巧みな勧誘により、原告を誤信させて株式を購入させ、その後も原告に対して十分な情報を提供せず、原告に損害を生じさせたとして損害賠償を請求した事案	◆原告の経験ないし知識に照らし、適合性原則違反は認められないし、被告Aの勧誘に断定的判断の提供や説明義務違反の事実も認められず、損失回避義務も認められないとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
80	平成20年 2月 8日 東京地裁 平16 (ワ)22629号	貸金請求事件	◆被告との間で株式投資ローン極度額融資契約を締結して複数の貸付を行った原告が、貸付金残金及び遅延損害金の支払を求めた(本訴)のに対し、被告が公序良俗違反、権利濫用及び消滅時効の援用等を主張して、原告が行った被告所有株式による内入弁済処理に関する不当利得の返還を請求した(反訴)事案	◆貸付が過剰貸付に当たるとは認められず、融資に関する説明義務違反もなかったとして、被告の公序良俗違反及び権利濫用の主張を退け、また、被告が消滅時効期間の経過後に内入弁済処理を可能とする行為を行っていたことから、時効の援用は信義に反し許されないと、本訴請求を全部認容し、反訴請求を全部棄却した事例	証券	請求棄却	
81	平成20年 1月22日 東京地裁 平16 (ワ)25544号	損害賠償請求事件	◆原告らが、訴外会社の社債等を購入する際、被告会社の説明義務違反があったことなどにより、訴外会社が経営悪化により民事再生申立てを行ったことで損害を被ったとして、被告会社に損害の賠償を求めた事案	◆社債は取引の仕組みが複雑なわけではないし、先物取引等と異なり専門的な知識や経験がなければ理解できないというものでもなく、訴外会社は一部上場会社でこれに関する情報の入手は比較的容易であったなどとし、合理的な範囲で説明すれば説明義務違反はないなどとした上で、被告会社に説明義務違反があったとは認められないとして、原告らの請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
82	平成19年 9月25日 名古屋地裁 平16 (ワ)4547号	損害賠償請求事件	◆経営破綻した大手スーパーa社の社債の購入者である原告らが、本件社債を販売した被告証券会社による本件社債のリスク説明が不十分であった等として、また、社債の社債管理会社であった被告銀行にa社の破綻のわずか1か月前にa社やその関係会社から担保の供与を受けたことにつき、旧商法311ノ2第2項の責任がある等として、被告らに損害賠償を求めた事案	◆原告らは、本件社債の流通リスク、信用リスクについて十分理解していたものと認められること等から被告証券会社及びその従業員に原告らに対する説明義務違反があったとは認められないとして、また、被告銀行が担保供与を受けたのは、a社ではなく関連会社であり、かつ、法人格否認の法理が適用されるような例外的事情があったとは認められないから、被告銀行に旧商法311ノ2第2項の責任はない等として、原告らの請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
83	平成19年 7月25日 東京地裁 平17 (ワ)24877号	差損金請求事件、損害賠償請求事件	◆原告証券会社が、同社と信用取引口座設定契約を締結して株式の信用取引を行っていた被告に対し、同取引によって生じた差損金及び遅延損害金を求めたのに対し、被告が原告証券会社及び原告従業員による不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告の主張する原告従業員の行ったとする断定的判断の提供、情報提供義務違反、手仕舞い拒否、無断売買の事実はいずれも認められないとして排斥し、原告の請求を全部認容して、被告の請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
84	平成19年 5月30日 東京高裁 平18 (ホ)3344号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社である一審被告の仲介によって証券取引を行い損失を被った一審原告が、一審被告の従業員による取引の勧誘行為に、適合性原則違反、過当取引、分散投資義務違反及び説明義務違反があったとして、不法行為に基づく損害賠償等を請求したのに対し、原判決が取引の一部に被告従業員の説明義務違反を認めたため、双方が控訴した事案	◆被告従業員は、原告の資産をリスクの高い商品に投入させる意図で、原告が従業員の判断を信頼していることに乗じて、事実上一任取引を行ったものであるから、適合性の原則に反し、社会通念上許容される限度を超える一任取引を行ったものとして、不法行為を構成する一方で、損害発生につき、原告にも過失があるとして、5割の過失相殺を認めた事例	証券	5割	
85	平成19年 4月27日 東京地裁 平17 (ワ)25476号	損害賠償請求事件、損害賠償請求反訴事件	◆本訴原告(反訴被告)X1(以下「原告X1」という。)及び本訴原告X2(以下「原告X2」という。)が、証券会社である本訴被告(反訴原告)(以下「被告」という。)に原告X1及び同X2ら名義の取引口座を開設し、平成14年1月24日から平成15年1月7日までの間に各証券取引を行ったことに関し、被告には、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断を提供した違法な勧誘、合理的根拠の法理違反、不実表示・誤解表示を伴う違法な勧誘があったと主張し、右違反行為が善管注意義務違反又は付随義務違反に該当するとして、債務不履行に基づき、被告に対し、損害賠償を本訴として請求し、被告が、原告X1に対し、信用取引口座の保証金の不足額の請求を反訴として求めた事案	◆証券取引で損害を被った原告兩名が被告証券会社に対して求めた損害賠償請求(本訴)が、適合性原則違反、説明義務違反を認定し(その他の合理的根拠の法理違反、断定的判断及び違法な勧誘については排斥した)、原告らにつきそれぞれ三割と四割の過失相殺をした上で一部認容された事例 ◆被告証券会社から原告の一人に対する取引結果における保証金不足額の反訴請求が全部認容された事例	証券	3割と4割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
86	平成19年 3月27日 東京地裁 平18 (ワ)21400号	不当利得返還請求事件	◆原告が、被告は元本を保証する意思がないのに保証するとの約束をしたため、被告との間で匿名組合契約を締結して出資をしたなどと主張して、詐欺取消に基づく不当利得返還及び契約上の金員返還請求並びに不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆本件契約の法的性質が匿名組合契約、金銭消費貸借契約だと解することはできず、無名契約だと解するほかはないが、被告が元本を保証するとの約束をしたと認めることはできないとして契約上の金員返還請求権をいずれも否定し、説明義務違反に基づく損害賠償請求権のみ認めたと5割の過失相殺をし、原告の請求の一部を認容した事例	証券	5割	
87	平成19年 2月15日 東京地裁 平16 (ワ)17679号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告に株式・債券等有価証券の売買の仲介委託等をしてきた原告が、被告に対し、被告支店で行われた社債買付および信用取引について、無断売買、適合性原則違反、説明義務違反があったとして債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告に無断売買、説明義務違反等があったとは認められず、また、原告は相当な資産を有する者であり、被告以外の証券会社とも相当量の取引を行っており、資力、能力、投資目的等からみて、およそ信用取引を自己責任で行う適正を欠く者であったとは言えないので、適合性の原則に違反するとは認められないとして請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
88	平成19年 2月 2日 東京地裁 平17 (ワ)15665号	損害賠償請求事件	◆被告会社を営業者である原告が統合失調症を患っていることに乗じ、原告に虚偽の事実を述べて、原告に被告会社の事業に出資をさせ、損害を被らせたとして、原告が被告らに対し、損害賠償を請求した事案	◆被告は、原告が本件出資に関し合理的な経済的判断ができないことを認識していた以上、信義則に照らし、本件出資による利益とリスクについて出資者である原告に対し誠実に説明を尽くすべき法的義務を負っているところ、かかる義務に違反し、原告に漫然と出資させたこととして、被告の不法行為責任を認めるとともに、被告は職務の執行を行うにつき不法行為を行ったものであるから被告会社も民法44条1項により賠償義務を負うとして、原告の請求を認めた事例	証券	主張なし	
89	平成19年 1月22日 東京地裁 平18 (ワ)4373号	損害賠償請求事件	◆原告が証券会社である被告に対し、株式の信用取引における適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供の違法行為により損害を被ったとして、不法行為(民法709条又は715条)に基づく損害賠償の支払いを求めた事案	◆まず、適合性原則違反を認める証拠はなく、また、被告側の担当者が信用取引に関する説明書に基づく説明をして原告が納得して信用取引口座設定約諾書等に署名押印しており説明義務違反はなく、さらに「値上がり見込めるので買い増し進められる」などの記載は可能性を述べているにすぎず断定的判断の提供にあたらぬとして、原告の請求を認めなかった事例	証券	請求棄却	
90	平成19年 1月17日 東京地裁 平18 (ワ)11709号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告証券会社に対し、オンライン方式により株式の成行買付注文を発注した際、これが翌営業日の寄付時点での扱いはなるなどとの説明等は一切なかったにもかかわらず、被告証券会社が上記注文を即座に証券取引所に取り次ぐことをせず、翌営業日の寄付扱いにしたことにより、上記注文が即座に証券取引所に取り次がれるものと期待した原告に差損金100万円を発生させたとして、債務不履行に基づく損害賠償を請求するとともに、被告証券会社が、不正に、日本証券業協会証券あっせん・相談センター東京支部におけるあっせんの成立を妨害するなどして、原告に精神的苦痛を与えたとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆不法行為に基づく損害賠償請求については、本件あっせんにおいて、被告証券会社が原告に対する責任を不正に逃れる目的で、殊更、違法な行為をしたものとまでは認められないとして、これを棄却したが、債務不履行に基づく損害賠償請求については、被告証券会社の説明義務違反を認定し、被告証券会社に対して差損金100万円の支払を命じた事例	証券	主張なし	
91	平成18年 6月 7日 東京地裁 平16 (ワ)429号	損害賠償請求事件	◆被告である証券会社の仲介によって証券取引を行った結果、損失の生じた原告が債務不履行ないし不法行為による損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員による取引の勧誘行為に、適合性原則違反、過当取引、分散投資義務違反及び説明義務違反の違法があったかどうか問題となったところ、EB債を除く有価証券取引についてはいずれの違反もなかったとしたものの、EB債については、買い付けを担当する証券会社においてEB債の有するリスクを一般投資家の知識、能力、経験等に応じて説明する義務があったのに当該説明義務を果たしたものとは言えないとして、これと相当因果関係のある損害についての原告の請求の一部を認容した事例 ◆一部認容された原告の損害賠償請求について過失相殺を五割と判断した事例	証券	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
92	平成18年5月24日 名古屋高裁金沢支部 平17(ネ)235号	損害賠償請求控訴事件	◆Xが、Y1より勧誘を受けて一審被告会社に取り引口座を開設し、一審被告会社と証券取引をしたところ、Y1がN社株の仕切りを拒否した、一審被告会社の関連会社の社債であるMLトップ30の取引についてY1の違法があったなどとして、一審被告会社及びY1に対し、損害賠償を請求したところ、原審は、N社株の仕切り拒否についてはXの主張を認めない一方で、MLトップ30の取引については、危険性の高い商品でありY1のXに対するリスクに関する説明が十分でなかったとして、一審被告会社及びY1に約122万円の賠償責任を認めたことから、X及びY1双方が控訴した事案	◆Y1によるN社株の仕切り拒否を認め、MLトップ30についても原審同様様に説明義務違反を認めて一審被告会社及びY1に約171万円の支払を命じた事例	証券	6割	
93	平成18年4月19日 東京高裁 平16(ネ)4136号	損害賠償請求控訴事件	◆信用組合が実施した出資募集に応じて出資をし、被告信用組合の組合員となった原告らが、被告信用組合の理事長であった被告Y2は、その職務を行うにつき、被告信用組合が保有株式等に多額の含み損を抱え、実質的な債務超過に陥り、破たんのおそれがあることを隠ぺいし、被告信用組合の職員に対し、被告信用組合の財務内容に関する正確な情報を与えず、あたかも被告信用組合の財務内容が健全であり、出資金相当額の持分の払戻しを確実に受け取ることができるかのように説明させて、出資募集を実施し、また、被告信用組合の理事であった被告Y3は、理事長である被告Y2を監視する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、被告Y2が必要な情報を秘匿して出資を募集するという詐欺的行為をするのを阻止しようとしなかった旨主張して、被告信用組合については、主目的に民法44条1項、予備的に不当利得返還請求権に基づき、被告Y2については、民法709条又は中小企業等協同組合法38条の2第2項に基づき、被告Y3については、中小企業等協同組合法38条の2第2項に基づき、損害賠償を請求した事案	◆破綻のおそれがあった信用組合が、出資金増強キャンペーンと称して出資募集し、これに応じた組合員に出資させたが、その後同組合の経営が破綻した場合、出資者の同組合及び組合理事に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認容された事例	証券	4割又は6割	
94	平成18年3月6日 東京地裁 平16(ワ)10099号	預託金返還請求事件	◆Aが被告に対して本件各株式につきクロス取引の委託をしたところ、被告においてAの前記委託の趣旨にそって本件各株式を売却しながら、本件各株式と同一銘柄、同一株数の株式を直後に再取得しなかったため、Aは被告に対して本件各株式の売却代金相当額の預託金返還請求権を有するとし、Aから同人の被告に対する前記請求権の遺贈を受けたと主張する原告から被告に対し、預託金の返還等を求めた事案	◆遺言執行者がいる場合でも、遺言者の意思解釈により、特定債権に関する訴訟の当事者適格は原告にあると解するのが相当であるとされた事例 ◆ボーナスクーポン型円建他社株式償還特約付債券(いわゆるEB)の特性から、被告証券会社に、適合性原則違反、説明義務違反があるとされた事例	証券	主張なし	
95	平成18年2月14日 東京地裁 平15(ワ)19851号	損害賠償等請求事件	◆被告証券会社において株式取引を行っていた原告が、被告証券会社の担当者による適合性に反する勧誘、説明義務違反、無断売買、一任取引等により損害を被ったとして、被告らに対して損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張を排斥して、その請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
96	平成17年9月29日 福井地裁 平15(ワ)116号	損害賠償請求事件	◆行政書士である原告(取引当時50歳)が、証券会社である被告会社の従業員であった被告の勧誘により、株式や株価指数連動型社債の売買取引による損失に関し、被告には断定的判断の提供、適合性原則違反、仕切り拒否、説明義務違反等の不法行為が、被告会社には使用者責任又は債務不履行責任があると主張して、損害賠償を求めた事案	◆株式取引については、被告による不法行為の存在を否定したものの、株価指数連動型社債については、原告の購入した社債が当初額面の35パーセントにまで暴落し、償還日までに換価が容易ではなかったこと、有利性を強調する記載が多く目立つ一方、リスクの記載が貧弱な資料のみを使用して、被告が本件社債の説明をしたなどの事実から、被告に説明義務違反があったと認められた上、原被告の過失割合を2対1とする過失相殺を行った事例	証券	3分の2	
97	平成17年8月10日 名古屋地裁 平15(ワ)434号	損害賠償請求事件	◆原告が被告から、円建他社株式転換特約付債券を購入したところ、対象となる株式(転換対象株式)の株価が予定された価格よりも下落したため、払い込んだ金額の代わりに転換対象株式が返還されることとなり、しかも転換対象株式の株券が返還されることを説明されていなかったため株券返還請求をするのが遅れ売却時期を逃したことにより、下落した転換対象株式を取得することとなり損失を被ったとして、適合性原則違反及び説明義務違反等を理由として、被告に対し、民法415条、709条または715条に基づいて損害賠償を求めた事案	◆高齢の女性が円建他社株式転換特約付債券の購入取引により損失を被った場合、同取引を勧誘した証券取引の仲介業者の従業員に他社株式で償還された場合に受けるリスクを具体的に説明すべき義務を怠った過失があったとして、同仲介業者の使用者責任が認められた事例	証券	6割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
98	平成17年 7月25日 東京地裁 平15 (ワ)29765号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社を通じて訴外会社の発行する同社株式合計2000株の信用取引(売り)を行ったところ、これらを反対売買(買い)により決済するまでの2箇月余の間に「逆日歩」(信用売り取引を行う際に場合により発生する、投資家が負担すべき信用売り株式の借り賃)の額が、2箇月余の期間の累計で1株当たり1000円前後(1日平均1株当たり10円以上)に及び、個人投資家である原告にとって予想外の巨額の投資コストが発生したことに關して、被告会社の担当従業員(被告乙山二郎)が、逆日歩についての知識を有していなかった原告に対して逆日歩についての事前の一般的説明及び取引開始後の逆日歩発生情報の提供を行わなかったことが説明義務に違反し、適切な説明を受けていれば原告は訴外会社株式の信用取引を行わず、これによる損失を被ることもなかったと主張して、被告乙山及びその使用者である被告会社に対して、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆逆日歩が高額に及んだ場合には、顧客が機関投資家など信用取引の仕組みの細部に至るまで精通した者であることが明らかである場合を除き、証券会社の従業員は、顧客に対し、通常は生じないような巨額の逆日歩が発生したこと等の情報提供をすべき義務があるとされた事例	証券	主張なし	
99	平成17年 4月 1日 東京地裁 平16 (ワ)10695号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社の営業支店の従業員の勧誘により中国法人の債券を個人投資家である原告が購入したところ、発行会社が期限の利益を喪失して債券元本の一部しか払戻しがなかったために損害を被ったとして、不法行為及び使用者責任に基づき被告証券会社に損害賠償を請求した事案	◆募集に当たった被告の従業員には適合性原則違反、説明義務違反、表示義務違反及び調査義務違反等はいずれもなかったとして請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
100	平成17年 2月22日 大阪地裁 平13 (ワ)14037号	各損害賠償、各出資金返還請求事件	◆破綻した中小企業等協同組合法3条2号に基づく信用協同組合である被告に追加出資した原告らが、同出資の際、被告の旧経営陣において、被告が、継続的に実質的な債務超過状態だった(主的主張)、②仮にそうでなくても、被告の旧経営陣は、関連企業に対する回収見込みのない巨額の貸付を実行して被告の不良資産を増大させた(予備的主張)にもかかわらず、財務状態は健全である旨の虚偽の説明をして、原告らをして出資に応じさせた旨主張して、理事の不法行為(民法709条、44条)に基づき、原告らが被告の破綻によって返還を受けられなくなった各出資金相当額の損害賠償等を求めた事案	◆経営破綻の危機にある信用協同組合の経営陣が、虚偽の説明をして、組合員に追加出資に応じさせたことが不法行為に該当するとし、組合の不法行為による損害賠償責任が認められた事例	証券	主張なし	
101	平成17年 2月21日 東京地裁 平13 (ワ)17228号	求償金請求事件	◆信託型不動産小口化商品を購入するために信託銀行から借り入れた金銭について委託を受けて保証した原告が弁済期後にその保証債務を履行したので借主である被告らへ求償金の支払いを請求した事案	◆被告らが不動産小口化商品を購入する際に錯誤があったこと、商品販売会社と信託銀行に説明義務違反等があったことによる債務不履行解除により借入は無効であるといった被告らの主張をいずれも排斥して原告の請求を認容した事例	証券	請求棄却	
102	平成16年11月 2日 東京地裁 平15 (ワ)11801号	損害賠償等請求事件	◆不動産小口化商品を購入した原告が、被告らに適合性原則違反、説明義務違反を理由とする債務不履行あるいは不法行為による損害賠償請求権があるとし、損害賠償請求権の相殺後の残額の支払を求め、併せて貸金債務等の不存在確認を求めた事案	◆いわゆる不動産小口化商品を被告銀行から融資を受けて被告不動産会社から購入した原告による、本件商品がハイリスク・ハイリターンの高危険性の高い商品であることを理由とする適合性原則違反及び被告銀行担当者の説明義務違反の主張はいずれも認められないとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償請求権と融資を受けた貸金債務との対当額での相殺を前提とした貸金債務不存在確認請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
103	平成16年 8月31日 東京地裁 平15 (ワ)21730号	損害賠償請求事件	◆被告から日経平均株価連動利付円建社債及び他社株転換条項付円建社債を買付けた原告らが、(1)被告の従業員による適合性原則及び説明義務に違反する違法な勧誘があった、(2)原告らに錯誤があったと主張し、(1)金融商品の販売等に関する法律に基づき、あるいは、債務不履行または使用者責任に基づき、損害賠償を請求し、(2)錯誤に基づき、購入代金の返還を請求した事案	◆日経平均株価連動利付円建社債(日経平均リンク債)及び他社株転換条項付円建社債(EB債)の証券取引事例において、被告証券会社の従業員による原告Aに対する説明義務違反はなく、同人に關して取引の適合性を欠いていたという事情もないとして同原告の損害賠償請求を棄却した事例 ◆日経平均リンク債の証券取引事例において、被告証券会社の従業員が原告Bに対しては説明義務を尽くさなかった違法性があることを認定して同原告の損害賠償請求を一部認容した事例	証券	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
104	平成16年 7月29日 東京地裁 平14 (ワ)22875号	損害賠償請求事件	◆承継前原告亡X1(以下「X1」という。)及びその妻子である原告らがそれぞれ証券会社である被告に証券の保護預り口座を開設して株券を預けていたところ、被告が当該各口座の計算において証券取引を行ったことについて、本訴提起後に死亡したX1の訴訟承継人の立場を兼ねる原告らが、それぞれ、被告に対し、(1)主的に(当該証券取引のうち大部分は、無断取引であり、その効果が自己に帰属しないことを前提として)、預けていた株券の返還を求め、(2)予備的に(仮に当該証券取引の効果が自己に帰属する場合)、被告の従業員による当該証券取引の勧誘ないし執行に一任取引、適合性原則違反、説明義務違反、過当取引の違法があり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為(使用者責任)に基づき、その損害金等の支払を求めた事案	◆証券会社である被告に証券の保護預り口座を開設して株券を預けていた原告らが、被告が行った証券取引が無断取引であるとして求めていた株券の返還請求が棄却された事例 ◆被告の従業員による証券取引の勧誘に一任取引、適合性原則違反、説明義務違反、過当取引等の違法があるとして被告に求めた不法行為に基づく損害賠償請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
105	平成16年 7月14日 大阪地裁 平15 (ワ)3693号	損害賠償請求事件	◆被告会社が募集するアルゼンチン共和国円貨債券を購入した原告が、その購入に際し、脱退被告会社の従業員であった被告Y1による説明義務違反等によって損害を被ったとして、被告Y1に対し民法709条に基づき、被告会社に対し民法715条に基づき、損害の賠償を求めた事案	◆被告Y1が、アルゼンチン国の政治、経済、金融等が健全であることを強調する抽象的な表現が複数使用され、顧客の判断を誤らせる可能性があるファックスを送信したことは、証券会社の営業担当者としての勧誘行為として許される限度を超えた違法なものであるとして、原告の購入代金全額を損害と認め、他方、原告は証券取引につき、一般的な顧客以上の相当な知識と経験を有していたこと等から7割を過失相殺した事例	証券	7割	
106	平成16年 6月30日 大阪地裁 平14 (ワ)5101号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員であった被告Y1の勧誘により、他社株式転換特約付債券(EB)を購入した原告が、国際証券の適合性原則違反、説明義務違反、誤導的な広告・勧誘といった違法投資勧誘により損害を被ったとして、被告Y1に対して不法行為に基づき、被告会社に対して共同不法行為又は使用者責任に基づき、連帯して損害賠償を請求した事案	◆原告が証券取引を長期間かつ継続的に行ってきたこと等から本件EBIに関して、適合性原則違反を否定する一方、本件取引に伴う危険性について、正しく認識するに足りる情報を説明ないし提供したものであることなどから、被告Y1に説明義務違反を行った違法があるとして、6割の過失相殺をした上で原告の請求の一部を認容した事例	証券	6割	
107	平成16年 5月28日 大阪地裁 平14 (ワ)5103号	損害賠償請求事件	◆被告会社から、原告名義で、他社株式転換条項付円建債券及び日経225株価連動円建債券が購入されていることについて、原告が、被告会社に対して、原告に無断で、原告名義で上記債券を購入したとして、預託金の返還を求め、予備的に、被告乙山が、適合性原則及び説明義務等に違反する違法な勧誘を行ったとして、不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償を求め、被告被告乙山に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆証券会社から債券を購入した一般投資家が株価の下落等により損失を被った場合、証券会社の従業員に金融商品の特質等の説明義務違反があったとして証券会社の不法行為責任が認められた事例	証券	5割	
108	平成15年12月18日 京都地裁 平11 (ワ)2241号	損害賠償請求事件	◆被告の証券外務員であったBの取引勧誘によって、株式などを継続的に購入した原告が、当該勧誘行為は法令に違反し、社会的相当性を著しく逸脱する違法行為であり、不法行為を構成するとして、被告に対して民法715条に基づき、原告が当該取引によって被った損害の賠償を求めた事案	◆国内株式売買取引および投資信託取引を勧誘するに当たり、証券会社の担当者に原則的な投資運用等を説明すべき義務の違反があったとして、顧客の証券会社に対する損害賠償請求が認められた事例	証券	7割	
109	平成15年11月26日 静岡地裁 平14 (ワ)626号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告から後記本件株式を購入するに際し、被告の従業員であったBから本件株式につきその危険性や転売可能性等につき十分かつ正確な説明を受けなかったなどの違法な勧誘を受け、その後本件株式が無価値となったとして、民法715条1項に基づき、被告に対し、本件株式の購入代金から配当金を控除した残金相当額の損害賠償等を求めた事案	◆銀行の担当者が自行の発行する無額面優先株式(非上場)を顧客に勧誘するに当たりその転売可能性等についての説明義務違反があったとして、当該銀行の損害賠償責任が認められた事例	証券	否定	原告が本件株式を購入した契機は、Bの本件勧誘によるものであるところ、原告は、CからのBの営業に協力して欲しい旨の要請もあって、被告に預金することを頼んだことなどによりかねてから面識のある同人の営業成績を上げることに協力しようとし、同人が本件株式につき短期間で換金できるなどと述べたことを信用したものであること、原告は本件勧誘まで株式取引の経験がなかったこと、Bはそれを認識していたと推認されることなどに照らすと、損害の発生に被害者も寄与していることが加害者の違法の程度を減少させることを根拠とする過失相殺を本件に適用するのは相当でない。

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
110	平成15年11月4日 大阪地裁 平14(ワ)5106号	損害賠償請求事件	◆訴外会社から、円建他社株式転換特約付社債を購入した原告らが、被告Y1が、適合性原則及び説明義務に違反する違法な勧誘を行ったことにより、債券額面額を下回る価格の転換対象株式での償還を受け、債券額面額と償還後に下落した転換対象株式の株価との差額に相当する損失を被ったとして、被告らに対し、不法行為(使用者責任)による損害賠償を請求した事案	◆証券会社との間で他社株式転換特約付社債を購入する取引を行った者が損失を被った場合、同社の社員に株価下落による損失及び途中売却不能等について説明すべき義務に違反する過失があったとして、同社員と会社の不法行為責任が認められた事例	証券	6割	
111	平成15年10月27日 東京地裁 平14(ワ)25074号	損害賠償請求事件	◆年金生活者が証券会社外務員から勧誘され、証券会社を通さない形で株式会社未公開会社の第三者割当増資の株式を購入したところ損失が生じたとして、損害賠償を求めた事案	◆年金生活者が証券会社外務員から勧誘され、証券会社を通さない形で株式会社未公開会社の第三者割当増資の株式を購入したところ損失が生じた場合において、外務員に説明義務違反の過失があるとして損害賠償責任が認められた事例	証券	9割	
112	平成15年9月26日 東京地裁 平13(ワ)24773号	損害賠償請求事件	◆証券会社と一定期間にわたり証券取引を繰り返して最終的には相当額の損をした顧客が原告として、当該証券会社の顧客担当従業員による原告に対する、一、欺罔行為による一任取引、二、過当取引、三、断定的判断の提供、四、誠実公正の原則違反、五、証券担保ローンに関する各担当者の説明義務違反を主張して被告である証券会社の債務不履行ないし不法行為を理由とする損害賠償を請求した事案	◆取引の実情、原告の取引経験とそれに伴う証券取引に関する知識及び原告と被告従業員との取引継続間の関係事情等に照らして、いずれの主張も排斥して損害賠償請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
113	平成15年5月14日 東京地裁 平13(ワ)10724号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告に取引口座を開設して担当従業員の勧誘を受けて投資信託や株式の売買を行ったところ損失を被った原告が、担当従業員の勧誘には適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反の不法行為があったと主張して、被告に対し、使用者責任に基づき、その損失と弁護士費用について損害賠償を求めた事案	◆証券会社担当者の勧誘により内外の株式買付取引をした者が損失を被った場合、同担当者に適合性原則違反、説明義務違反があったと認められるとして証券会社の使用者責任が認められた事例	証券	7割	
114	平成15年4月21日 東京地裁 平13(ワ)20758号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員である被告A、被告Bから紹介されて訴外会社の発行する新株3000万円分を引き受けた原告が、次の決算期には訴外会社が事実上倒産状態にあって株式は無価値であることが判明したとして、被告らに対して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆証券会社の担当者から勧誘を受けて新株を引き受けた顧客が、同担当者の不法行為を理由として同担当者およびその使用者である証券会社に対して損害賠償を求めた場合において、同担当者については、新株発行会社の財務状況が必ずしも良好なものではないことを認識していたのに、同社の事業計画書などを十分に検討することなく、漫然と成長性があるなどと判断して同社を顧客に紹介し、自ら積極的に顧客に連絡を取って同社が有望企業であるなどと説明する等、積極的な役割を果たしたときは、顧客に同社の新株引受を勧奨することが適切でないことが容易に判明したのに、その検討を怠った点で、不法行為責任を免れず、証券会社も、使用者責任を負うというべきであるとされた事例	証券	8割	
115	平成14年10月17日 東京高裁 平14(ネ)1401号	損害賠償請求・同附帯控訴事件	◆控訴人の従業員の勧誘により、ダブル・アルファ・マルチプル(ダブル・アルファ)と呼称される手法に基づく株式信用取引(信用取引)と日経平均株価オプション取引(オプション取引)を行ったところ、これらの取引により多大の損失を被った被控訴人が、控訴人に対し、この損失は、控訴人の被控訴人に対する適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任勘定取引及び株式の運用に関する助言、指導の誤りにより生じたとして、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償等の請求をした事案	◆信用取引およびオプション取引を行った顧客が、証券会社に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、助言・指導の誤り等があったとして、債務不履行ないし不法行為に基づき求めた損害賠償請求について、証券会社に断定的判断の提供等の義務違反行為があったとは認められないとして、その請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
116	平成14年10月3日 福岡高裁 平13(ネ)773号	預託株券返還等請求控訴事件	◆控訴人が、証券会社である被控訴人に対し、控訴人の委託指示内容とは異なる株式取引が行われたとして、預託金及び株券の返還を求めるとともに、債務不履行及び不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案の控訴審	◆控訴人の注文を受けた担当者Dとしては、控訴人の注文の真意を確認すべきであり、もし控訴人が条件付き注文をする意思であるのであれば、コールセンターでの取引について条件付き注文はできない旨を説明すべき義務に違反しており、被控訴人は、民法715条1項により、従業員であるDの行為によって、控訴人に生じた損害を賠償すべき義務を負うものであるものの、控訴人には相当程度の過失があるから、8割の過失相殺をすべきであるとし、これと一部異なる原判決を変更した事例	証券	8割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
117	平成14年9月27日 東京地裁 平12(ワ)21189号	損害賠償請求事件	◆被告である信託銀行との間で、信託に供する共有持分化された事業用建物の持分権を購入するための購入資金を借り入れた原告らが、信託商品の販売・管理及びその購入資金の借入に関する不動産小口化商品が欠陥商品であること、商品の説明に当たった被告の販売担当者の説明義務違反及び本件商品の信託契約違反等を理由に損害賠償を請求した事案	◆原告らによる被告の債務不履行、不法行為及び契約違反等の主張をいずれも排斥した事例	証券	請求棄却	
118	平成14年7月26日 東京地裁 平12(ワ)11810号	損害賠償請求事件	◆信託銀行である被告から、不動産共有持分の購入資金を借り入れ、不動産会社を代理した被告から、共有持分化された事業用建物の持分権を購入し、それについて、被告と信託契約を結んだ原告らが、被告に対し、説明義務違反による債務不履行若しくは不法行為又は信託契約違反による債務不履行若しくは不法行為に基づき、さらに、買取り約定についての債務不履行に基づき、不動産共有持分権の購入価格と信託契約終了時の売却価格の差額等を損害賠償として請求した事案	◆金融機関から資金を借入れ不動産小口化商品である一口一億円の共有持分権を購入した顧客から、売主を代理した金融機関に対して損害賠償を請求したところ、金融機関の担当者が「相続発生時に売主が購入価格(一億円)で買い取る制度がある」旨の説明をしたのは正しい説明ではなかったとして、説明義務違反に基づく損害賠償請求が認められた事例 ◆不動産小口化商品である事業用建物の共有持分権を購入し、金融機関と信託契約を締結した顧客(委託者兼受益者)が、共有持分権の中途売却を求めたのに対し、金融機関が委託者兼受益者を平等に取り扱う義務に違反したとして、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例	証券	主張なし	
119	平成14年7月11日 福岡高裁 平12(ネ)1055号	損害賠償請求控訴事件	◆証券会社であるYの甲支店において証券取引を委託していたXが、Yに対し、Yとの間の証券取引は、一任勘定取引等の違法な取引であり、Yは、X名義の口座から2000万円を無断で出金し横領したと主張し、不法行為ないし債務不履行に基づき損害賠償を請求した事案	◆本件取引は被控訴人の個別的指示に基づくものとみることができ、また、Y従業員に説明義務違反はないなどとして本件取引について違法性を認めず、また、X口座から出金された2000万円についてはXの応募した投資信託の購入資金となったことが認められ、Yにより横領されたとのXの主張は理由がないとして、請求を認めなかった事例	証券	請求棄却	
120	平成14年6月25日 神戸地裁 平11(ワ)1129号	損害賠償請求事件	◆原告(本件取引開始当時75歳)が、証券会社である脱退被告において、株式等の取引をしたところ、その従業員に無断売買ないし事後承諾の押しつけ、説明義務違反、断定的判断の提供、適合性原則違反、過当取引及び虚偽報告等の違法行為があり、それによって損害を被ったと主張して、吸収分割により脱退被告の権利義務を承継した被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆本件取引は、取引の過当性、口座支配、悪意性の各要件を充足し、全体を通じて違法な過当取引に該当し、脱退被告は原告に対し、民法715条1項本文に基づき賠償責任を負うとしたものの、原告にも落ち度があったのであり、原告の過失割合は6割が相当であるなどとして、請求を一部認容した事例	証券	6割	
121	平成14年4月30日 神戸地裁 平5(ワ)399号の5	損害賠償請求事件	◆原告A及び原告Bが、被告の違法行為ないしその従業員の違法な勧誘によりワラント取引を行った結果、損害を被ったとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆証券会社あるいはその従業員は、ワラント取引に際し、顧客の年齢、職業、投資経験、能力、資産状況等に応じて、ワラントの価格は株価と連動して株価の数倍の値動きをすること、権利行使期限経過後は無価値になることの2点を中心に、ワラントの特徴、仕組み及び危険性についての説明をすべき信義則上の義務を負うところ、被告の従業員はかかる義務を怠ったのであり、使用者である被告は賠償責任を負うとする一方で、原告A及び原告Bにも相応の過失があったとしてそれぞれ5割の過失相殺をするなどして、原告らの請求を一部認容した事例	証券	5割	
122	平成14年3月28日 東京地裁 平9(ワ)21922号	損害賠償等請求、反訴請求事件	◆原告らは、原告ら又はその被相続人が、被告銀行から勧誘を受けて信託型不動産小口化商品を購入することによって損害を被ったとして、被告銀行に対し、不法行為に基づく損害賠償を求め、さらに、購入資金の融資についての保証委託先である被告保証会社のために設定した根抵当権設定登記は登記原因が存しないとして、同被告に対し、その抹消登記手続を求めたのに対して(第1、第2事件)、被告銀行が、反訴として、原告らに対し、融資金の返済又は融資金の連帯保証債務の履行を求めた事案	◆不動産の小口化(共有持分化)と信託を組み合わせた信託型不動産小口化商品の販売を行いたいいわゆる信託銀行の担当者に、虚偽説明、断定的判断の提供などの違法な勧誘行為は認められず、商品についての説明義務違反も認められないとして、これを購入した者の信託銀行に対する損害賠償請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
123	平成14年3月26日 神戸地裁 平5(ワ)399号の2	損害賠償請求事件	◆甲事件原告ら及び乙事件原告(原告ら)が、脱退甲乙両事件被告(脱退被告)の違法行為ないしその従業員の違法な勧誘によりワラント取引を行った結果、損害を被ったとして、脱退被告から吸収分割により権利義務を承継した甲乙両事件被告(被告)に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆従業員らは原告らにワラントの取引を勧誘するに当たって、証券会社の従業員として尽くすべき信義則上の説明義務に違反しており、脱退被告は民法709条、715条1項に基づき賠償義務を負い、かかる損害賠償義務を承継した被告は原告らに対し、賠償責任を負うとする一方で、原告らにも過失があったとして、それぞれ過失相殺をして、原告らの請求を一部認容した事例	証券	4割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
124	平成14年2月14日 東京地裁 平12 (ワ)3440号	損害賠償請求事件	◆被告会社の担当者である被告Yを通じて株式現物取引、信用取引及び株価指数オプション取引を行った原告が、被告らによる投資勧誘行為の違法性・義務違反を主張して、被告Yに対し民法709条の不法行為に基づき、被告会社に対し民法709条及び715条の不法行為並びに債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案	◆株式信用取引及び先物・オプション取引を開始するに際し、説明義務が尽くされたとは認められないことから、その後の一連の取引が違法なものとなつて、同取引によって損害を被った顧客の証券会社及びその従業員を相手とする損害賠償請求が一部認容された事例	証券	6割	
125	平成13年12月28日 東京地裁 平12 (ワ)12712号	差損金請求事件	◆証券会社が顧客に対し、信用取引に基づく差損金を請求した事案	◆会社には、一、信用取引に関する説明義務違反、二、手仕舞義務違反、三、委託保証金の社内維持率ないし法定維持率割れについての説明義務違反の各事実は認められず、四、証券会社に強制手仕舞義務なるものを認める法的根拠も見いだし難いとして、同請求が認容された事例	証券	請求棄却	
126	平成13年12月27日 神戸地裁尼崎支部 平11(ワ)290号	損害賠償請求事件	◆原告が、株式取引の経験が全くない投資不適格者であるにもかかわらず、被告会社の従業員であった被告Aから特定の株式につき、必ず値上がりする旨の断定的判断を示され、適切な助言、説明を何ら受けないままこれを購入するに至つたなどとして、原告が被告らに対して、損害賠償を請求した事案	◆被告Aから株価が上がる旨の断定的な判断の提供があつたとの事実を認めるに足りる証拠はなく、また、原告は、その自由な判断の下に合理的な投資を行うことに何ら支障がなかったといえ、委託を受けた被告会社ないし被告Aが、殊更、本件買付委託時に、株式取引の危険性を詳細に説明する必要性は認められないから、本件買付委託時における説明義務違反は認められないなどとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
127	平成13年12月17日 東京地裁 平11 (ワ)28042号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告に委託して株価指数オプション取引、株価指数先物取引及び株式等の信用取引を行った原告が、被告の担当従業員の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法があり、取引全体としても過当取引等の違法があったとして、被告に対し、不法行為(民法715条)又は債務不履行に基づいて、当該取引による損失相当額等の損害の賠償を求めた事案	◆貸しビル経営者が証券会社との間で株価指数オプション取引、株価指数先物取引、株式等の信用取引を行っていた場合において、証券会社の担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法があり、取引全体についても過当取引等の違法があつたとして、貸しビル経営者が証券会社に対して提起した損害賠償請求について、取引過程に違法はないとして請求が認められなかった事例	証券	請求棄却	
128	平成13年11月30日 東京地裁 平10 (ワ)18234号	損害賠償請求事件	◆被告従業員の勧誘により、被告の金融商品に基づく株式信用取引と、日経平均株価オプション取引を行つて損失を被つた原告が、被告に対し、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任勧定取引及び株式の運用に関する助言、指導の誤りを原因として、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を請求した事案	◆証券会社の担当者の勧誘により証券取引を行つて損失を被つた者は、担当者から断定的な判断の提供を受けたこと、担当者の取引に関する助言・指導に誤りがあつたことを原因として証券会社に対して不法行為に基づく損害賠償を請求することができることとされた事例	証券	6割	
129	平成13年9月27日 大阪高裁 平12 (ネ)3057号	損害賠償請求控訴事件	◆XがYに対して、先物取引において適合性違反、説明義務違反があつたとして、不法行為などに基づき、損害賠償を請求したところ、YはXの夫である訴外Aは医師として現場からは身を引き、取引にあつたのは妻のXを通じて取引に当たっているもの、XはAと相談して取引判断をしており、Aの通常の会話や判断力に支障があつたのでなく、従前の取引経験のほか時間的余裕もでき、これまで以上に慎重に取引してきたものであるから適合性違反とはならないと主張して争つた事案	◆Xが証券会社従業員の説明を受けてAにその内容を告げて判断する取引形態であつたから、Xが受けた説明を正しく理解したうえでAに説明する必要があるところ、Xの知識経験からするとAに対し適切な情報を正確に提供するのには困難な状況にあつたといわざるを得ないし、Aが社会的に引退したことにより時間的余裕が十分にあつたかどうかは、適合性の有無の判断に影響を及ぼす事項であるとはいひ得ないとして、Yの主張を退けてXの請求を一部認めた事例	証券	2割／4割 ／5ないし 7割	
130	平成13年9月25日 東京地裁 平5(ワ) 2281号	損害賠償請求事件	◆ワラントの購入により損害を被つたとする原告が、証券会社を被告として不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆これを勧誘した証券会社外務員には、一、投資対象として不適格な金融商品を勧誘した違法、二、適合性原則違反、三、説明義務違反、四、断定的判断の提供のいずれも認められないとして、同請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
131	平成13年9月17日 東京地裁 平12 (ワ)17160号	損害賠償請求事件	◆株式の現物・信用取引により損害を被つたとする原告が、証券会社を被告として不法行為に基づき損害賠償を請求した事案	◆証券会社外務員が勧誘に際して断定的判断を提供したものと認められず、同外務員に株式分割をひかえた株式の権利引受けと代金決済の仕組みを説明するまでの説明義務はなく、仮にこれがあるとしても、その義務違反と原告の損害との間には因果関係がないなどとして、同請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
132	平成13年8月29日 東京地裁 平13 (ワ)4202号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告と取引を行った原告が、被告に説明義務違反があつたと主張して、被告に対し、不法行為(使用者責任)による損害賠償を求めた事案	◆証券会社の担当者において、顧客に対する株式の現物取引及び信用取引について説明義務違反が認められなかった事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
133	平成13年7月10日 東京地裁 平5(ワ)2281号	損害賠償請求事件	◆証券会社の従業員の違法な勧誘によりワラントを購入させられ、これにより損害を被ったとして証券会社を相手に損害賠償を請求した事案	◆従業員の勧誘には、一、適合性原則違反、二、説明義務違反、三、断定的判断の提供などの違法行為は認められないとして、請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
134	平成13年5月14日 東京地裁 平5(ワ)7647号	損害賠償請求事件	◆被告との間でワラント取引を行った原告らが、被告の営業担当者が原告らに対しワラント取引を勧誘した行為につき、同勧誘行為は適合性の原則、説明義務等に違反し不法行為を構成すると主張し、被告に対し、民法715条の使用者責任又は証券取引法16条に基づき(選択的)、原告らが購入したワラントの購入代金相当額から売却金相当額を控除した差額等の損害賠償を求めた事案	◆証券会社との間でワラント取引を行った顧客が証券会社に対して提起した損害賠償請求訴訟について、営業担当者が顧客にワラントの権利行使期限が経過すると無価値になることを説明しておらず、最初のワラント購入までに説明書を交付していない等の事情がみられることから、ワラントのリスクの基本的部分の説明を欠いているとして、証券会社に説明義務違反に基づく不法行為責任が認められた事例	証券	6割	
135	平成13年4月17日 東京地裁 平5(ワ)2281号	損害賠償請求事件	◆ワラントの取引により損害を被ったとする原告が、証券会社を被告として損害賠償を求めた事案	◆原告にはワラント購入の適合性違反はなく、勧誘に際して証券会社外務員に説明義務違反、断定的判断の提供も認められないとして、同請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
136	平成13年2月14日 東京地裁 平12(ワ)1983号	損害賠償請求事件	◆高齢の亡夫に対し、証券会社の従業員がリスクの高い株式投資信託を勧誘したため、多大な損害を被ったとして、その相続人である妻が証券会社を被告として損害賠償を請求した事案	◆当該従業員に適合性原則違反、説明義務違反は存しないとして、同請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
137	平成12年12月5日 東京地裁 平11(ワ)13881号	損害賠償請求事件	◆ワラントの買付け及び株式の信用取引により損害を被った原告が、証券会社を被告として、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆勧誘にあつた従業員に、ワラント及び信用取引についての説明義務違反並びに断定的判断の提供は存しなかったとして、同請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
138	平成12年11月21日 東京地裁 平4(ワ)22773号	損害賠償請求事件	◆ワラントの取引により損害を被ったとする顧客が、証券会社を相手に、損害賠償を請求した事案	◆担当者の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供などの違法はないとして、同請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
139	平成12年10月26日 東京高裁 平12(ネ)2613号	損害賠償請求控訴事件	◆一審被告と証券取引をしていた一審原告が、一審被告の営業担当者の勧誘により、一審被告が主幹事会社として募集・販売していた外国(香港)投資銀行の発行する社債を購入したところ、その約七か月後に右銀行が裁判所に対し清算命令の申立てをして倒産したため、右社債が無価値になり右同額の損害を被ったとして、その賠償等を求めた事案	◆外国投資銀行の発行社債を購入した者が、同銀行が倒産して同社債が無価値になり損害を被ったとして、同社債を販売した証券会社に求めた損害賠償請求が棄却された事例 ◆現職の裁判官が、証券会社から、香港に本店を有する投資銀行の社債を購入したところ、約七か月後に投資銀行が倒産して損害を被ったことにつき、証券会社に対し、債務不履行又は不法行為に基づいた損害賠償請求が、証券会社には、社債の購入時点で投資銀行が倒産に至ると予見することが不可能であったなどとして棄却された事例	証券	請求棄却	
140	平成12年10月17日 東京地裁 平11(ワ)6636号	損害賠償請求事件	◆原告が、証券会社である被告ないしその従業員に、無断売買、一任売買、過当売買、損失補填を伴う勧誘及び説明義務違反等の違法行為があつたとして、被告に対し、右違法行為によって生じたとする損害の賠償等を求めた事案	◆株式取引において無断売買、一任売買、過当売買、損失補填を伴う勧誘、説明義務違反等の違法行為があつたとして、顧客(大学専門部を卒業し、石油会社・不動産会社に勤務し経理・財務の職務に従事していた経験のある者)が証券会社に対して求めた損害賠償請求が認められなかった事例	証券	請求棄却	
141	平成12年7月17日 神戸地裁 平4(ワ)1771号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告の違法行為ないし被告従業員の違法な勧誘行為によりワラントを購入した結果、損害を被ったとして、被告または被告従業員の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引において損害を被った者が、証券会社従業員に違法な勧誘行為があつたとして提起した証券会社に対する損害賠償請求が、一部認められた事例	証券	7割	
142	平成12年6月12日 東京地裁 平5(ワ)7647号	損害賠償請求事件	◆被告との間でワラント取引を行った原告らが、被告の営業担当者が原告らに対し右ワラント取引を勧誘した行為につき、右勧誘行為は適合性の原則、説明義務等に違反し不法行為を構成すると主張し、被告に対し、民法七一五条の使用者責任又は証券取引法一六条に基づき(選択的)、原告らが購入したワラントの購入代金相当額から売却金相当額を控除した差額等の損害賠償を求めた事案	◆証券会社との間でワラント取引を行った者が、営業担当者の取引勧誘行為について、適合性の原則、説明義務等に違反し不法行為を構成するとして、証券会社に対し、使用者責任又は証券取引法一六条に基づく損害賠償を請求したが認められなかった事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
143	平成12年 4月26日 東京地裁 平10(ワ)27806号	損害賠償請求事件	◆被告と取引のあった原告が、被告の営業担当者との間で外国投資銀行の発行する社債を一〇〇〇万円で購入する契約を締結したところ、右銀行が裁判所に対し清算命令の申立をしたことから、右社債が無価値になり、右同額の損害を被ったが、被告の営業担当者は、原告に対し、右社債の購入を勧めるについて、右銀行が経営的に危険性のあることなどの不利益な情報を伝えなかったため、原告は、右社債を購入し損害を被ったもので、被告の営業担当者の行為は、右社債の購入を勧めるについて債務不履行又は不法行為等に当たるなどとして、被告に対し債務不履行責任又は不法行為責任等に基づく損害の賠償を求めた事案	◆外国投資銀行の発行する円貨社債の購入を勧誘した証券会社の営業担当者の顧客に対する説明義務(社債の内容・安全性等について十分な説明をしなかった等)ないし証券取引法一五条一項、二項所定の義務を怠ったとして証券会社の債務不履行責任ないし使用者責任が認められた事例 ◆顧客の証券会社営業担当者に対する説明義務違反等に基づく損害賠償請求について、顧客が債券等の取引経験があること、裁判官として民事訴訟にも関与してきていること、自ら調査するところがなかったこと等の事情に基づき七割の過失相殺がされた事例	証券	7割	
144	平成12年 3月29日 千葉地裁 平10(ワ)2863号	損害賠償請求事件	◆被告会社と株価指数のオプション取引及び信用取引を行った原告が、勧誘の際に、証券会社従業員に説明義務違反及び断定的判断の提供があったとして、不法行為責任及び債務不履行責任に基づく損害賠償を請求した事案	◆証券会社従業員の専業主婦に対するオプション取引及び信用取引についての説明義務違反があったとして、主婦の証券会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例	証券	15%	原告には、証券取引の自己責任の原則にかんがみると、信用取引の内容及び危険性について自ら調査・確認する義務を怠った落ち度が存する。そして、原告自身、被告従業員から信用取引の一般的な危険性を抽象的には知らされていたのであり、信用取引の取引動機も従来の現物株の損失等を取り戻すことにあったことなどの事情にかんがみると、原告の信用取引開始に当たっての落ち度を否定することができない。そして、前記被告従業員及び被告証券会社の違法性も重大であるが、原告の落ち度も軽視できない。
145	平成12年 3月27日 東京地裁 平9(ワ)10449号	損害賠償請求事件	◆分離型ワントを含む有価証券の売買取引等で損失を被った原告が、右取引を委託していた証券会社である被告に対し、右取引が適合性の原則に違反すること、過当取引に当たること、説明義務違反であること(ワント取引)などを理由に、債務不履行又は不法行為に損害賠償を求めた事案	◆精神分裂病に罹患していた顧客と有価証券取引をした証券会社に適合性原則違反、過当売買、説明・助言義務違反がないと認められた事例	証券	請求棄却	
146	平成11年 6月28日 東京地裁 平9(ワ)21674号	損害賠償請求事件	◆原告が被告との間で行ったワント取引等について、被告の従業員の行為に適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、助言ないし情報提供義務違反及び一任勘定取引の違法があるとして、原告が被告に対し、不法行為ないし債務不履行に基づき、取引により被った損害の賠償を求めた事案	◆ワント取引の勧誘において証券会社の従業員に説明義務違反があり、かつ、ワント取引において助言・情報提供義務違反があるとして、証券会社に対する損害賠償請求が認容された事例	証券	6割	
147	平成11年 3月24日 大阪地裁 平8(ワ)3677号	損害賠償等請求、貸金返還等請求事件	◆被告の勧誘により不動産小口化投資商品に投資した原告が、被告の説明義務違反等により損害を被ったとして、被告に対し、不法行為による損害賠償の支払を求めるとともに、原被告間の消費貸借契約が錯誤により無効であるとして、借入金債務が存在しないことの確認を求めたのに対し、被告が、反訴として、原告に対し、右消費貸借契約に基づく金員の支払等を求めた事案	◆不動産小口化投資商品に投資して損害を被った者が、これを勧誘した会社に説明義務違反等があるとして求めた損害賠償請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
148	平成11年 3月11日 東京地裁 平7(ワ)10334号	損害賠償請求事件	◆原告と被告Y1及び被告Y2とのワント取引について、その勧誘行為に一任取引、利回り保証、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法があり、かつ買付けたワントについて適切な時期に売り付けて原告の損害拡大を防止すべき義務等がありながらこれを怠った違法があると主張して、被告らに対し、民法七〇九条・七一五条に基づき、原告がワント取引により蒙った損害の賠償を求めた事案	◆証券取引の投資経験が豊かな投資家が、証券会社の従業員の勧誘により証券取引を一任しワント取引を行った結果損失を被った場合において、証券会社の説明義務違反、損失拡大防止義務違反による不法行為責任が認められた事例	証券	7割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
149	平成11年 2月23日 東京高裁 平10(ネ)626号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人からアメリカ合衆国ワシントン州シアトル郊外のアパートを買い受けた控訴人らが、被控訴人に対し、その売買契約が詐欺によって取り消されたあるいは錯誤により無効であると主張して支払済みの売買代金相当額を不当利得として返還請求し、選択的に説明義務違反などの不法行為であると主張して売買代金相当額の損害賠償請求をし、また、そのほかに、購入手数料及び提携ローン手数料相当額についても不法行為による損害賠償請求をした事案	◆海外買主から売主に対する不動産の「共有持分権」の売買について、詐欺取消又は錯誤無効を理由とする不当利得返還請求が認められなかった事例	証券	請求棄却	
150	平成11年 1月21日 神戸地裁 平5(ワ)399号の2の1	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告の違法行為ないし被告従業員の違法な勧誘により後記ワントを購入した結果、損害を被ったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆証券会社の従業員にワント取引の際に説明義務違反があったとして損害賠償が認められた事例	証券	7割	
151	平成10年12月18日 神戸地裁 平7(ワ)442号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告の従業員の勧誘に応じて外貨建ワントを購入したことにより損害を被ったとして、主位的に民法七〇九条(会社ぐるみの組織的詐欺行為)に基づき、予備的に民法七一条(従業員の違法勧誘に基づく使用者責任)に基づき、その取引による損失の賠償を求めた事案	◆証券会社の従業員にワント取引の際に説明義務違反があったとして損害賠償が認められた事例	証券	5割	
152	平成10年12月10日 東京高裁 平9(ネ)5202号	損害賠償請求控訴事件	◆被告会社とワント取引を行った原告が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供などがあったと主張して、被告会社に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆ワント取引勧誘の際の適合性原則違反・説明義務違反を理由とする主婦の証券会社に対する損害賠償請求が一部認容された事例	証券	3割	
153	平成10年 4月27日 東京地裁 平9(ワ)2745号	不当利得返還請求事件	◆証券会社である被告の販売員から勧誘を受け、被告との間で証券投資信託取引を行った原告が、被告に対し、右販売員の勧誘行為に際しての説明義務違反、断定的判断の提供があったと主張し、使用者責任ないし債務不履行責任に基づく損害賠償を求めた事案	◆投資信託の勧誘に際し、顧客の妻に商品の説明をし、直接顧客に取引の確認をしなかった証券会社につき、断定的判断の提供、説明義務違反を理由とする不法行為責任が否定された事例	証券	請求棄却	
154	平成10年 4月10日 大阪高裁 平9(ネ)508号	損害賠償請求控訴事件	◆原告が、被告の証券外務員の勧誘に応じて行った外貨建ワント取引により損害を被ったとして、主位的に民法七〇九条(会社ぐるみの組織的詐欺行為)に基づき、予備的に民法七一条(従業員の違法勧誘に基づく使用者責任)に基づき、ワント購入代金相当額と弁護士費用の損害賠償を求めた事案	◆外貨建ワント取引に六八歳の主婦を勧誘して損害を被らせた証券会社外務員に説明義務違反があるとして、証券会社に使用者責任が認められた事例	証券	3割	
155	平成10年 2月27日 福岡高裁 平9(ネ)356号	損害賠償請求控訴事件	◆一審原告が、一審被告とのワント取引に際し、一審被告従業員の違法な勧誘行為により損害を被ったと主張して、一審被告に対し、不法行為(使用者責任)もしくは債務不履行による損害賠償を請求した事案	◆証券会社社員の電話によるワントの勧誘が説明義務に違反するとして証券会社の損害賠償責任を認めた事例	証券	3割	
156	平成 9年11月27日 東京地裁 平6(ワ)13907号	損害賠償請求事件	◆原告において、被告の営業担当者の適合性の原則違反、説明義務違反等の違法な勧誘によりワントを買い付けさせられ、損害を被ったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、ワントの買付代金等相当の金員等の支払を求めた事案	◆証券会社員の歯科医に対するワント購入の勧誘が適合性原則に反しないが、説明義務に違反するとし、過失相殺ないし、これに準じて公平上、証券会社が使用者責任に基づきワント購入代金の三割を賠償すべきであった事例	証券	7割	
157	平成 9年10月29日 仙台高裁 平9(ネ)164号	損害賠償請求控訴事件	◆ワント取引により損害を被った原告が、被告証券会社及び担当者である被告Yに対し無断売買、説明義務違反等を理由に損害賠償を請求した事案	◆ワント取引を勧誘した証券会社の従業員に説明義務違反があったとして損害賠償請求が認められた事例	証券	3割	
158	平成 9年 8月29日 大阪地裁 平4(ワ)2187号	損害賠償請求事件	◆原告が、証券会社である被告と株式の信用取引・現物取引、ワント取引、投資信託取引等を行った際に、被告によって手数料稼ぎを目的とする過当取引に誘致されたなどとして、債務不履行又は不法行為に基づいて、右取引によって被った損害の賠償を求めた事案	◆過当取引及びワント取引における説明義務違反を理由に証券会社の使用者責任が認められた事例	証券	5割	
159	平成 9年 7月10日 東京高裁 平7(ネ)4320号	損害賠償請求控訴事件	◆被告証券会社の勧誘により、二〇〇回以上ワントを購入し損失を被った原告が、被告に対し、ワントの危険性についての説明及び配慮を怠ったとして債務不履行ないし不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆ワントの勧誘に際し説明義務違反があったとして主婦の証券会社に対する損害賠償請求が認容された事例	証券	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
160	平成 9年 6月24日 大阪高裁 平8(ネ)1155号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人が、被控訴人会社に対し、本件ワラント取引につき、担当者が不法行為をしたとして、民法七五一条一項の使用者責任に基づく損害賠償請求をした事案	◆証券会社担当者が証券取引に十分な経験のない年金生活者である六〇歳の女性に対してワラント取引を勧誘するに際してその危険性につき説明義務を尽くしていないとして証券会社に損害賠償責任が認められた事例	証券	1割	説明義務違反は、その違法性の程度が強い。控訴人は当初ワラント取引から多少の利益を得たことに気をとられて転換社債など同様の確実なものと思い込んで取引を続けた点に過失がある。
161	平成 9年 6月12日 広島高裁 平8(ネ)146号	ワラント被害損害賠償請求控訴事件	◆ワラント取引により損失を被った原告が、証券会社である被告に対し、被告の従業員が違法な勧誘をおこなったとして使用者責任に基づく損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引について説明義務違反があったとして証券会社の使用者責任を認めた事例 ◆ワラント購入の勧誘に際し、説明義務とともに、被勧誘者の理解の程度を見極め理解が得られなければ、取引をしないよう助言する義務を負うとされた事例 ◆権利行使期間に関する説明義務違反と損害との間に因果関係がないとする主張を斥けた事例	証券	3割	
162	平成 9年 5月14日 大阪地裁堺支部 平5(ワ)1471号	損害賠償請求事件	◆被告の社員から勧められたワラント証券を購入した原告が、購入時に証券の性格及び危険性につき、十分な説明を受けなかったなどの理由により損害を被ったとして、民法七〇九条、七五一条に基づき損害賠償を請求した事案	◆ワラント取引を勧誘するに際し、証券会社の従業員が顧客に対する説明義務及び助言義務を尽くしたものと認められなかったとして証券会社の使用者責任を認めた事例	証券	3割	
163	平成 9年 3月12日 松山地裁 平5(ワ)703号の1	損害賠償請求事件	◆被告からワラントを購入した原告が、被告従業員の違法な勧誘行為により損害を被ったとして、被告に対し、債務不履行ないし不法行為(使用者責任)に基づいて、損害賠償を請求した事案	◆ワラント取引において危険性についての情報を顧客に的確に提供すべき注意義務があるとして証券会社の使用者責任が認められた事例 ◆ワラント取引について顧客にも自己責任の原則に照らして落ち度があるとして過失相殺(四割)が認められた事例	証券	4割	
164	平成 8年11月27日 東京高裁 平8(ネ)2866号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人が、被控訴人の証券外務員の違法な勧誘行為によりワラントを購入させられ、その結果、損害を被ったとして、被控訴人に対し使用者責任に基づきその賠償を求めた事案	◆ワラント取引の勧誘にあたって説明義務違反があったとして証券会社の使用者責任が認められた事例	証券	2割	
165	平成 8年11月25日 大阪地裁 平7(ワ)3668号	損害賠償請求事件	◆被告会社の証券外務員である被告Y1の勧誘により外貨建ワラントを購入した原告が、右勧誘には説明義務違反の違法があり、また右購入後原告に対し情報提供・売却時期の助言を怠り原告からの、売却の指示に応じなかった違法があるとして、被告らに対し、不法行為及び債務不履行に基づき損害賠償を請求した事案	◆証券会社による外貨建ワラントの勧誘に違法性がなく、目論見書交付義務違反及び有価証券届出書発効前の売買にも当たらず、購入後の情報提供義務違反も認められないとして証券会社及び担当外務員に対する損害賠償請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
166	平成 8年10月14日 仙台高裁 平8(ネ)152号	損害賠償請求控訴事件	◆被告との間でワラント取引をした原告が、被告従業員の違法な勧誘行為により損害を被ったとして、被告に対し、民法七五一条、同法四一五一条に基づき損害の賠償を求めた事案の控訴審	◆ワラント取引の勧誘における証券会社担当者の説明義務違反を認め証券会社に使用者責任が認められた事例	証券	5割	
167	平成 8年10月 2日 名古屋高裁 平7(ネ)821号	支払代金返還請求控訴事件	◆外国証券会社である被告からワラントを購入し、その代金を支払った医師である原告が、本件取引につき、錯誤無効、詐欺取消し、説明義務違反、断定的判断の提供があったとして、不当利得ないし損害賠償を求めた事案の控訴審	◆医師に対するワラント購入の勧誘が債務不履行ないし不法行為に当たらないとされた事例	証券	請求棄却	
168	平成 8年 9月30日 高松地裁 平5(ワ)73号	損害賠償請求事件	◆被告の従業員の勧誘により被告との間で実母を代理して新株引受権証券(ワラント)の売買取引をした原告が、同取引は右従業員の違法な勧誘によるものであり、その結果、実母の購入した新株引受権証券は無価値となったところ、原告は実母との間で、原告の判断に基づく取引によって実母が損失が発生した場合は原告が実母に発生した損害を填補する旨約定しており、これに従って現実に損害を填補したので、被告に対する損害賠償請求権を取得したとして、被告に対し、民法七五一条に基づき、右填補に係る売買代金相当額等について損害賠償を求めた事案	◆元証券会社員に対するワラントの勧誘について適合性の原則違反及び説明義務違反が認められなかった事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
169	平成 8年 9月20日 神戸地裁姫路支部 平4(ワ)731号	損害賠償請求事件	◆証券会社の顧客であった投資家が、証券会社の営業担当者の勧誘行為により、外貨建てワラントのリスクなどについての説明を全く受けず、そのままワラントの買付けをさせられ、それによって損害を被ったとして、民法七一条一項に基づき、証券会社に対して損害の賠償を求めた事案	◆ワラントの勧誘時の説明義務違反による損害について、証券会社がその三割の限度で賠償責任を負うとした事例	証券	7割	
170	平成 8年 5月31日 広島高裁岡山支部 平7(ホ)149号	損害賠償請求控訴事件	◆被告証券会社社員Aから電話による勧誘を受け、三回にわたりワラントを購入した原告が、右ワラントの勧誘は、適合性原則に違反し、説明義務を怠ったものであるとして、債務不履行ないし不法行為に基づき、被告証券会社に対して損害賠償を求めた事案	◆証券会社社員がワラントを勧誘するに際して説明義務を怠ったとして証券会社に使用者責任が認められた事例	証券	3割	
171	平成 8年 3月25日 大阪地裁 平5(ワ) 10183号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告からワラントを購入した原告が、被告及びその社員の違法な勧誘・販売行為等により代金相当額の損害を被ったとして、被告自体の不法行為又は使用者責任に基づき、その損害の賠償を求めた事案	◆ワラント取引について証券会社の担当社員に説明義務違反を認め、他方社員の言葉を安易に信じた顧客に三割の過失相殺を行った事例	証券	3割	
172	平成 8年 3月18日 東京高裁 平7(ホ) 3612号	損害賠償請求控訴事件	◆被告証券会社の社員の勧めにより原告の名でワラント(外貨建て分離型)を購入した者の夫である原告が、右ワラント購入は、原告に無断でなされたものであり、そうでないとしても、被告社員がワラントの危険性について説明しなかったのは、債務不履行又は不法行為に当たると主張し、損害賠償を求めた事案	◆証券会社がワラントの購入について説明義務を怠った債務不履行責任があるとされた事例	証券	6割	
173	平成 8年 1月31日 大阪地裁 平5(ワ) 10495号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告とワラント取引を行った原告が、被告の担当社員が勧誘をする際、分離型の外貨建てワラント取引について、その仕組み内容及び危険性について十分な説明をしなかったために、原告は分離型の外貨建てワラントについて十分な理解をすることなく右ワラントを購入し、ワラント価額相当額の損害を被ったとして、被告に対し、説明義務違反及び適合性の原則違反等を理由として、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆証券会社の担当者による外貨建てワラントの勧誘に説明義務の違反があったとして証券会社の使用者責任が認められた事例	証券	7割	
174	平成 8年 1月30日 新潟地裁 平7(ワ) 9号	損害賠償請求事件	◆原告が被告に対し、被告の従業員が原告にワラントの危険性について十分な説明もなく、売り渡したのは違法であるなどと主張して、使用者責任に基づき、損害賠償を求めた事案	◆電話によるワラント購入の勧誘について証券会社社員が、十分な情報を提供すべき義務を怠ったとして証券会社に損害の二割の賠償を命じた事例	証券	8割	
175	平成 7年12月20日 東京高裁 平7(ホ) 1518号	損害賠償請求控訴事件	◆被告証券会社の社員Aに対し、保有株式二万株の売却を依頼した原告が、Aが右株式を売却したが、その際、原告に無断でO社ワラントを買付けたため、損害を被ったと主張し、被告に対して、損害賠償を請求した事案の控訴審	◆ワラント取引勧誘の際の説明義務違反を理由とする証券会社に対する損害賠償請求が一部認容された事例	証券	7割	
176	平成 7年12月13日 東京地裁 平3(ワ) 18358号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告の従業員らが無断で外貨建てワラントの取引をしたもので取引は無効であるとして、買付代金の返還を求め、仮に無断取引でないとしても、原告はワラントを転換社債と同様の債券であると錯誤して取引したもので、取引は無効であるとして、被告が買付代金として利得した金員の返還を求め、さらに、株式取引についても、違法な勧誘に基づくもの、または、被告の従業員らが無断で取引をしたものであるとして、損害賠償等を求めた事案	◆老女に対する外貨建てワラントの売買に当たり証券会社社員に説明義務違反があったとされた事例	証券	6割	
177	平成 7年11月24日 東京地裁 平3(ワ) 9510号	損害賠償請求事件	◆個人投資家である原告が、証券会社である被告に対し、ワラント取引の勧誘及びワラント買付方法が違法であるとして、不法行為、債務不履行及び目論見書不交付(証券取引法一五条二項)に基づく損害賠償を請求した事案	◆ワラント取引について証券会社の担当者に説明義務違反等の違法はなく、不法行為、債務不履行、目論見書不交付に基づく損害賠償請求がいずれも否定された事例	証券	請求棄却	
178	平成 7年11月 9日 大阪地裁 平4(ワ) 6161号	損害賠償請求事件	◆原告が被告から買付けた外貨建てワラントのうち二つのワラント取引について、被告の従業員の勧誘行為が原告に対する不法行為であることを理由に、被告に対し、民法七〇九条又は民法七一条に基づき、損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引への勧誘が違法なものだとは認められず、証券会社に対する損害賠償請求が棄却された事例	証券	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
179	平成 7年10月26日 東京地裁 平4(ワ)5141号	損害賠償請求事件	◆ワラントを購入したが、右ワラントは権利行使期間が経過したことにより無価値となり、損害を被った原告が、被告に対し、説明義務違反を理由に損害賠償を請求した事案	◆証券会社員によるワラントの勧誘に説明義務違反があつたとして使用者責任が認められた事例	証券	6割	
180	平成 7年10月19日 福岡地裁 平4(ワ)2965の4号	損害賠償請求事件	◆原告と被告との間の後記ワラントの売買取引に際し、被告の社員が行った違法な勧誘行為により損害を被ったとして、原告が、被告に対して、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆ワラント取引勧誘に際し、証券会社の担当者に顧客に対するワラントの特質、危険性等についての具体的説明を怠つた過失があるとして使用者である証券会社に損害賠償責任を認める一方、顧客にも証券取引における自己責任の原則からワラントの特質や危険性などを右担当者に問いたださなかつた過失があるとして、損害額の四割を過失相殺した事例	証券	4割	
181	平成 7年10月16日 東京地裁 平5(ワ)24682号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告Y11に対し相続税の節税対策を相談し、その説明に基づき被告Y2との間で投資顧問契約を締結し、訴外会社から米国財務省証券を購入したが、被告らが充分な説明を怠つたため多額の課税を受ける等の損害を被つたとして、被告Y11に対しては説明義務違反及び銀行法違反による不法行為に基づく損害賠償を、被告Y2に対しては説明義務違反による債務不履行解除に基づく原状回復及び債務不履行に基づく損害賠償、ないし説明義務違反及び投資顧問業法違反による不法行為に基づく損害賠償をそれぞれ請求した事案	◆外資系銀行の米国財務省証券の生前贈与を利用した相続税対策について、贈与前死亡までを想定した説明義務までは認められない等とされた事例	証券	請求棄却	
182	平成 7年10月 5日 奈良地裁 平5(ワ)83号	損害賠償請求事件	◆被告とワラント取引を行った原告が、無断売買、説明義務違反、適合性原則違反を理由に債務不履行ないし使用者責任に基づき、損害賠償を請求した事案	◆証券会社の社員がワラント取引を事後承諾させ、説明義務を怠つたとして証券会社の損害賠償責任が認められた事例	証券	主張なし	
183	平成 7年 9月28日 名古屋地裁 平5(ワ)3245号	支払代金返還請求事件	◆外国証券会社である被告からワラントを購入し、その代金を支払った医師である原告が、本件取引につき、錯誤無効、詐欺取消し、説明義務違反、断定的判断の提供があつたとして、不当利得ないし損害賠償を求めた事案	◆本件取引前に、被告の従業員からワラントについての説明を受け、説明書の交付も受けていることなどから、原告の錯誤無効及び詐欺取消しの主張を否定した上、大規模な証券取引及び信用取引を行ってきた原告は、投資についてかなりの経験を有しており、その学歴、職業、投資姿勢に照らすと、被告の従業員による本件取引の説明方法は一応合理的なものであるといえること、同従業員が断定的判断と評価すべき情報を提供したとは窺えないこと、原告が被告との間で頻繁かつ多額の取引を行ってきたことなどからすると、被告の従業員が説明義務違反や断定的判断の提供を行ったとは認められないとして、請求を全部棄却した事例	証券	請求棄却	
184	平成 7年 9月19日 東京地裁 平5(ワ)11218号	損害賠償請求事件	◆被告の本店投資相談室から送付されたダイレクトメールをきっかけとして、株式売買及びワラント取引を約四年間に数百回にわたって取引を継続的に行ってきた原告が、権利行使期間経過による権利消滅等によって合計二億円余の損失を出したのであるが、これは、右相談室付担当者がワラント取引を勧誘するに当たって、権利行使期間の経過により権利が消滅する等のワラント取引の危険性を十分に説明しない取引を強引に取り仕切った結果であるとして、被告に対し、債務不履行責任もしくは不法行為責任に基づいて賠償請求を求めた事案	◆ワラントを購入し二億円余の損失をした女性の従前の数度の証券取引の経験等から判断し、説明義務違反を理由とする損害賠償を請求することができないとされた事例	証券	請求棄却	
185	平成 7年 9月12日 大阪高裁 平6(ネ)3100号	損害賠償請求控訴事件	◆ワラント取引を行った控訴人が、説明義務違反等を理由として損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引について、投資者は自己の判断と責任で取引を行うべきものであるから、証券会社の担当者の説明義務違反等はないとされた事例	証券	請求棄却	
186	平成 7年 8月30日 東京地裁 平5(ワ)17650号	損害賠償請求事件	◆原告が、有価証券の売買を委託していた被告に対し、被告担当者がワラント取引を不当な方法で勧誘したこと等を理由として使用者責任に基づきワラント取引によって被った損害の賠償を求めた事案	◆ワラントの勧誘について証券会社の社員に適合性原則及び説明義務の違反がないとされた事例	証券	請求棄却	
187	平成 7年 6月19日 東京地裁 平5(ワ)6327号	損害賠償請求事件	◆ワラント取引を行った原告が、被告に対し、説明義務違反等を理由として損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引のうち買増し部分につき証券会社の担当者に説明義務違反があるとしてつづつ五割の過失相殺をして使用者責任の一部を認容した事例	証券	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
188	平成7年5月17日 京都地裁 平5(ワ)998号	損害賠償請求事件	◆被告会社(証券会社)従業員の勧誘によって金融商品を購入した原告らが、右従業員が勧誘時に必要な説明をしなかったり違法な勧誘をしたとして、債務不履行ないし不法行為にもとづき右購入の結果被ったとする損害を請求した事案	◆投資信託の元本割れ損失につき、顧客が証券会社に対し、証券購入の勧誘時に元本割れすることがない等断定的判断を述べるなど説明義務違反があつたとして求めた損害賠償請求が認容された事例	証券	8割	
189	平成7年4月28日 東京地裁 平4(ワ)3800号	損害賠償請求事件	◆原告らが、主位的に、被告会社の営業員である被告Y1及びY2から違法な勧誘等があつたとする取引については、被告らに対して、不法行為又は債務不履行に基づき、取引により生じたとされる損失について損害賠償を請求し、更に無断売買が行われたとする取引については、被告会社に対して、右取引が無かつたことを前提とする預託金相当額の返還請求をし、予備的に、本件の取引全体を一体としてみて、勧誘の違法等が結局取引全体の違法につながるとして、被告らに対して、不法行為又は債務不履行を理由に損害賠償を請求した事案	◆信用取引やワラント取引において、取引の仕組みやリスクの説明もされている以上、証券会社の従業員の顧客に対する勧誘行為に違法性はなかつたとして証券会社及び従業員の不法行為責任等が否定された事例	証券	請求棄却	
190	平成7年4月20日 大阪高裁 平4(ホ)1550号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人の従業員の勧誘により被控訴人との間でのワラントの売買取引を行った控訴人が、この取引により損失を被つたとし、被控訴人に対し、右取引が公序良俗に反し無効であり、また、右勧誘等に各種の違法性があると主張して、不当利得返還請求権又は不法行為ないし債務不履行による損害賠償請求権に基づき金員の支払を求めた事案	◆外貨建ワラント取引を勧誘する場合における証券会社担当者の過失を認めた事例	証券	2割	控訴人の右落ち度のほか、Sの勧誘行為の違法性の程度その他本件に現われた諸般の事情を考慮すると、過失相殺として控訴人の本件取引による損害額の2割程度を減ずるのが相当である。
191	平成7年4月13日 新潟地裁 平4(ワ)231号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社従業員の違法な勧誘によりワラント(新株引受権付社債)を購入させられ、その結果として右購入代金相当額の損害を被つたとし、使用者責任に基づき右損害の賠償を請求した事案	◆ワラント取引において証券会社の支店長に適合性原則ないし説明・確認義務違反がないとされた事例	証券	請求棄却	
192	平成7年3月30日 東京高裁 平6(ホ)2751号	損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件	◆控訴人の顧客で控訴人に株式売買の委託をしていた被控訴人が、控訴人の営業担当者から勧められてワラントを購入したところ、ワラント発行会社の株価が値下がりし、権利行使価額を割り込んだまま権利行使期限を経過したため、ワラントは無価値となり損害を被つたが、右損害は右営業担当者が被控訴人に対し勧誘方法として許される範囲を逸脱した方法により右ワラントの購入を勧めた不法行為に基づくものであるとして、民法七一条により控訴人に対し損害賠償を求めた事案	◆ワラント取引について証券会社の担当社員に説明義務違反がないとされた事例	証券	請求棄却	
193	平成7年3月13日 東京地裁 平4(ワ)17296号	損害賠償請求事件	◆原告が被告営業担当者の勧誘によりいわゆる外貨建てワラントを購入した際、被告の営業担当者が、ワラントないしは外貨建てワラントについての説明を全くせず、却って、「絶対に儲かる。」「絶対に挽回する。」などと言って勧誘したとして、これを理由に、被告に対して使用者責任を追究した事案	◆ワラント取引において証券会社の従業員の顧客(開業医)に対する説明義務違反がなかつたとして、同会社の不法行為責任が否定された事例	証券	請求棄却	
194	平成7年2月23日 大阪地裁 平5(ワ)3928号	損害賠償請求事件	◆被告社員の勧誘によって外貨建ワラントを購入した原告が、被告に対し、違法な勧誘行為があつたとして、民法七〇九条による被告自身の不法行為責任、もしくは民法七一条による使用者責任を理由に、ワラント購入代金相当額及び弁護士費用の損害賠償を求めた事案	◆証券会社従業員が行つた外貨建ワラントの勧誘行為には、適合性の原則や説明義務等に違反した違法性があると判断された事例	証券	否定	説明不足や誤つた説明内容、これによつて原告が誤つた判断をして本件ワラントを購入するに至つたこと、以上に本件ワラント固有の問題点や原告の属性など一切の事情を考慮すると、本件においては過失相殺をするのは相当ではない。
195	平成7年2月2日 高知地裁 平5(ワ)220号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告の社員の違法な投資勧誘により店頭公開株式を購入させられ、その後間もなくの同株式の大幅な値下がりにより、財産上の損害及び精神的損害を被つたとし、民法七一条に基づき損害賠償を請求した事案	◆店頭公開株式の購入に関して違法な投資勧誘行為があつたとした事例	証券	9割	
196	平成6年12月20日 大阪地裁 平4(ワ)2388号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員である被告Yの勧誘で外貨建ワラントを購入した原告が、本件ワラントの価格が激減し、購入額と売却額の差額金の損害を被つたとし、被告Yに対し、説明義務違反などを理由とする不法行為責任を、被告会社に対し、被告Yとの共同不法行為責任、あるいは使用者責任もしくは債務不履行責任などを求めた事案	◆証券会社従業員による外貨建てワラントの勧誘行為が、違法であるとされた事例	証券	否定	被告Oの原告に対する本件ワラントの勧誘行為は、全体的に違法性が強く、民法七〇九条の不法行為に該当するというべきであり、このことによれば過失相殺は行うべきではない。

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
197	平成6年12月16日 大阪地裁 平4(ワ)2975号	損害賠償請求事件	◆被告証券会社とワラント取引を行った原告が、説明義務違反等があったと主張して損害賠償を請求した事案	◆ワラント取引勧誘にあたり、証券会社に説明義務違反が認められるが、本件ワラント取引による損害の発生は、原告がワラント取引の危険性を認識した後も、自己の判断により適当な時期に本件ワラントの処分を行わなかったことが原因であり、右説明義務違反との間には因果関係が認められないとして損害賠償請求が棄却された事例	証券	請求棄却	
198	平成6年9月8日 東京地裁 平5(ワ)18227号	売買代金返還請求事件	◆被告会社とワラント取引を行った原告らが、錯誤無効に基づく不当利得返還請求を行い、予備的に、説明義務違反に基づく損害賠償を請求した事案	◆専業主婦を相手としたワラント取引に当たって、証券会社の従業員に説明義務違反があったとして、同会社の使用者責任が肯定された事例	証券	5割	
199	平成6年7月28日 東京地裁 平4(ワ)23263号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告との間で、54歳ころから株式売買委託取引を、63歳ころから信用取引を行ってきた原告が、72歳当時に行った株式及びワラント等の各取引につき、被告担当者による断定的判断の提供、無断売買、適合性原則違反、説明義務違反等を主張して、損害賠償を求めた事案	◆認定事実によれば、被告の担当者による断定的判断の提供及び無断売買の事実はないとしてこれを否定した上で、原告は株式現物取引の経験が20年以上、信用取引の経験は10年以上あり、株式投資についても相当程度研究し、株式取引につきかなりの知識を有していたと窺われ、また、被告が預かっている原告の恒常的な運用資産も高額であったことが認められるから、本件ワラント買付けの勧誘につき、適合性原則違反及び説明義務違反は認められないなどとして、請求を棄却した事例	証券	請求棄却	
200	平成6年2月15日 東京地裁 平3(ワ)7749号	損害賠償請求事件	◆株価指数オプション取引及び株式取引につき、証券会社従業員の勧誘行為及び取次委託契約成立後の処置等について、証券取引法上禁止されている断定的判断の提供・説明義務違反等の違法があったとして、同従業員の不法行為責任及び証券会社の使用者責任が問われた事案	◆証券会社従業員の顧客に対する勧誘行為について、断定的判断提供の違法があったとして、証券会社及び従業員の不法行為責任を一部肯定した事例	証券	7割	
201	平成5年6月30日 名古屋簡裁 平4(ハ)978号	損害賠償請求事件	◆被告からワラントを購入した原告が、本件取引につき、説明義務違反があったとして、損害賠償を求めた事案	◆ワラント債券の取引によって顧客が損害を被った場合、右取引を勧誘した証券会社の従業員に説明義務の違反があったとして、証券会社の損害賠償責任が認められた事例	証券	2割	被告が不法行為を行っている一方、原告は、ワラントなるものが社債程度のもので軽信し、NIにこれを尋ねるなり、その調査などをするという注意義務を怠っており、本件ワラント取引契約は、被告の前記義務違反と原告の右過失とが重なってなされたものと認められる。双方の過失を対比すると、原告の損害額から2割を減額するのが相当である。
202	平成22年8月26日 東京地裁 平20(ワ)31915号	オプション取引未払損金本訴請求事件、損害賠償反訴請求事件	◆証券会社である原告が、原告に委託して日経平均株価指数オプション取引をした被告に対し、オプション取引から生じた未払損金の支払を請求し(本訴)、被告が、原告に対し、オプション取引について適合性原則違反、説明義務違反の勧誘行為があったと主張して、債務不履行等に基づく損害賠償を請求した(反訴)事案	◆被告が行ったオプション取引の基本商品である日経平均株価の値動きが広く一般に情報提供されていること、被告の社会経験、金融商品の取引経験、原告によるオプション取引の危険性の説明等から、適合性原則違反、説明義務違反を否定し、本訴請求を全部認容し、反訴請求を棄却した事例	金融派生商品	請求棄却	
203	平成22年8月19日 仙台地裁 平20(ワ)2521号	株式返還等請求事件	◆原告が、被告との間で行った店頭金融デリバティブ取引における通貨スワップ個別取引に関し、被告からの追加担保の求めに応じなかった結果、取引を中途解約され、担保として提供していた株式等を被告に処分されたことにつき、主位的に、本件取引に係る各種契約について、原告の取締役会の承認がないため各契約の効果は原告に帰属せず、あるいは本件各契約には錯誤があるから、本件処分は無効であるとして、同処分の無効確認及び同株式等の返還を、予備的に、不当な株式等の処分により被った損害の賠償等を求めた事案	◆本件取引を含む原告の被告との取引につき、本件訴外取締役の包括的権限の存在が認められ、また、原告主張の錯誤は認められないなどとして、主位的請求を棄却し、さらに、適合性原則違反、説明義務違反、権利濫用は認められないとして、予備的請求も棄却した事例	金融派生商品	請求棄却	
204	平成20年6月24日 福岡地裁大牟田支部 平18(ワ)71号	損害賠償請求事件	◆被告銀行との間で円変動金利と円固定金利のみを交換するいわゆるデリバティブ取引の一つである通称プレーン・バニラ・金利スワップと呼ばれる金利スワップ契約を締結した原告会社が、被告銀行の従業員において、説明義務違反及び取引における優越的地位の濫用ないしそれを利用した不適正ないし不公平な勧誘等があったとして、本件金利スワップ契約に基づいて原告会社が被告銀行に支払った金員相当額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案	◆本件認定事実によれば、金利スワップ取引のリスク等についての説明も含めて、被告銀行の従業員に説明義務違反があったとは認められず、また、被告銀行の従業員が適合性の原則を逸脱した勧誘をしたとも認められず、被告銀行が優越的地位を利用して、原告会社に対し、本件取引を勧誘したとも認められないとして、原告会社の請求を棄却した事例	金融派生商品	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
205	平成19年9月6日 東京地裁 平18(ワ)2469号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告との間で日経平均株価オプション取引(日経平均株価を使用して、権利行使日に権利行使価格で株式を売買する権利を売買する取引)を行った原告が、被告従業員の適合性原則違反ないし説明義務違反によって損害を被ったと主張して、被告に対し、不法行為(民法七一条)に基づき、払渡金額から受領金額を控除した差額及び弁護士費用の合計約八〇〇万円の賠償を求めた事案	◆原告が製菓業及び不動産業を営む会社の代表者であったこと、豊富な資金力を有していたこと、株式の取引経験もあつたことなどを総合すると、原告が取引の適合性を欠いていたとはいえず、また、取引の仕組みやリスクに関しても十分な説明が行われていたなどとして、請求が棄却された事例	金融派生商品	請求棄却	
206	平成19年6月29日 東京地裁 平17(ワ)10472号	損害賠償請求事件	◆原告が、デュアルバリューという名称の外貨建て金融商品の取引において、為替手数料がかかるにもかかわらず虚偽の説明をされ損害を被ったとして、被告らに対し、為替手数料相当額の損害賠償等を求めた事案	◆原告が被告銀行との間で新たなデュアルバリューの契約をした際、被告担当者は原告が為替手数料を負担しなければならないことを説明したと認められるところ、これを超えて、原告が負担することとなる為替手数料の額を明示する義務までは認められないとして、原告の請求を棄却した事例	金融派生商品	請求棄却	
207	平成18年11月27日 東京地裁 平15(ワ)21999号	損害賠償請求事件	◆原告B子の夫であり、その他の原告らの父である承継前原告亡山A夫(以下「A夫」という。)が、平成14年5月ごろ、被告証券会社S支店の支店長であった被告丁沢ら担当者から株価スプレッド取引の勧誘を受け、同取引を行うことになったが、差損が生じて手仕舞いをするところになったところ、同取引の勧誘や実施においては、被告丁沢に適合性原則違反や一任勘定取引、手仕舞義務違反等の不法行為が存在するとし、本訴係属中に自殺したA夫の相続人である原告らにおいて、被告丁沢に対しては民法709条の不法行為に基づき、被告証券会社に対しては民法715条の被告丁沢の使用人としての使用者責任に基づき、発生した上記差損金、慰謝料等の支払を求めた事案	◆被告証券会社の担当者が、株価スプレッド取引につき原告を勧誘し、その後取引をしたことが適合性原則に違反するとされた事例 ◆被告証券会社の担当者が、株価スプレッド取引の特殊性を前提にした上で、通常の信用取引とは明らかな差別化が図られた株価スプレッド取引につき、その内容や特色に応じた説明を十分に行ったものと認めることができず、不十分な説明に基づく勧誘及びその後の取引に違法性があるとされた事例	金融派生商品	5割	
208	平成17年12月21日 大阪高裁 平16(ホ)2072号	損害賠償等請求控訴事件	◆被控訴人と株式指数オプション取引を行った控訴人が、被控訴人には(1)適合性原則遵守義務違反、(2)説明等義務違反、(3)ロールオーバーの取引手法を採用させた違法、(4)手仕舞義務・損害拡大防止義務違反による被控訴人自らの不法行為又は使用者責任による損害賠償義務があるとして、被控訴人に対し、損害の賠償を求めた事案	◆証券会社との間で株式指数オプション取引を行った者が損失を被った場合、証券会社側にローバロール取引の危険性についての説明義務違反、手仕舞義務違反があつたとして、証券会社の損害賠償責任が認められた事例	金融派生商品	8割	
209	平成17年7月22日 東京地裁 平16(ワ)14082号	損害賠償請求事件	◆吸収合併前の証券会社の担当従業員の勧めに従いいわゆる日経オプション取引をした原告が、損害を被ったとして、吸収合併後の被告証券会社に対して損害賠償を請求した事案	◆一任売買や過当取引は証拠上見当たらないとしたが、原告における当該取引の適合性、担当従業員の原告に対する本件取引についての説明義務違反があつたことを認定し、原告の過失相殺を五割とした上で、請求の一部を認容した事例	金融派生商品	5割	
210	平成16年7月21日 東京地裁 平14(ワ)21736号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告らの違法な勧誘により海外商品のオプション取引を行った結果、多額の損害を被ったとして、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆海外商品のオプション取引の受託などを業とする被告会社の従業員らが、オプション取引について適合性を欠く原告を取引に勧誘し、取引の仕組みや危険性について十分な説明をしないまま原告に取引を開始させた結果、原告に多額の損失を被らせたとして、被告会社及びその従業員らに損害賠償の支払を命じた事例	金融派生商品	2割	本件のオプション取引について適合性を欠く原告を取引に勧誘し、取引の仕組みや危険性について十分な説明をしないまま取引を開始させ、取引開始からわずか1か月の間に合計3183万4165円ものオプションを購入させて、最終的には4279万1255円という多額の損失を負わせたものであって、このような被告らの行為の違法性は大きい。
211	平成16年2月26日 札幌高裁 平15(ホ)273号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人が販売する金融派生商品の取引を行った被控訴人が、当該取引のために支出した金員から、支払を受けた金員を控除した金額について、控訴人に対し、控訴人従業員の不法行為に基づく損害賠償(使用者責任)を請求した事案	◆控訴人は、本件取引に関し、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していたものというべきであり、本件取引について控訴人には被控訴人に対する不法行為が成立すると認定した上で、被控訴人の損害額を認定し直し、かつ、本件取引において被控訴人には格別責められるべき点は認められないから、控訴人の過失相殺の主張は理由がないとして、認定された損害額についてのみ、原判決を変更した事例	金融派生商品	否定	被控訴人は、控訴人が虚偽の情報を与え、重要な情報を隠蔽して被控訴人を勧誘したため、本件取引をしたのであり、この取引において被控訴人には格別責められるべき点は認められない。

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
212	平成14年 5月10日 神戸地裁 平5(ワ)399号の1	損害賠償請求事件	◆原告6名がそれぞれ脱退前の旧被告会社の従業員の勧誘に応じて、ワラント取引をしたことにより損害を被ったとして、主位的に旧被告会社の組織的違法行為(民法709条)を理由に、予備的に従業員の違法勧誘による使用者責任(民法715条)に基づき、旧被告会社からその営業上の権利義務を包括承継した被告引受参加人に対し、損害賠償を請求した事案	◆本件ワラント取引は旧被告会社ぐるみで行った組織的詐欺とはいえないとして、主位的請求を棄却する一方で、ワラント取引を勧誘した従業員の行為には、説明義務違反の違法があり不法行為を構成するとして、被告引受参加人の賠償責任を認め、他に原告らにも過失があったとして、5割から9割の過失相殺をして、原告6名の請求をそれぞれ一部認容した事例	金融派生商品	5割～9割	
213	平成12年11月15日 大阪地裁 平9(ワ)5280号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告らが原告らに対し、A社B社方式と称される節税方策及び商品ファンドの購入を違法な断定的判断の提供等により勧誘し、その結果損害を被ったなどと主張して、主位的に被告らに対し共同不法行為及び使用者責任(民法七一九条、四四一条一項、七一九条)に基づき、予備的に地位譲渡契約の債務不履行、経営コンサルティング契約の債務不履行に基づき、損害賠償を請求した事案	◆A社B社方式と称する節税方策及び商品ファンドの購入を勧誘したコンサルタント会社の取締役らに説明義務の違反、誤った情報の提供、違法な勧誘があったとして同取締役らと同会社の不法行為に基づく損害賠償責任が認められた事例	金融派生商品	3割	
214	平成11年 1月26日 東京地裁 平10(ワ)1002号	損害賠償請求事件	◆米国における商品オプション取引に関する被告従業員の勧誘行為等が不法行為に該当すると主張する原告が、被告に対し、右取引によって被った損害の賠償を求めた事案	◆オプション取引の勧誘について、担当者が説明義務に違反し、また、誤解を与えるような説明を行ったとして、商品取引業者の不法行為責任が認められた事例	金融派生商品	3割	
215	平成 9年10月31日 東京地裁 平7(ワ)23009号	損害賠償請求事件	◆被告との間で、金銭消費貸借契約と通貨スワップ契約を組み合わせた「オーストラリアドル円コンビネーションローン」を締結した原告が、被告の契約締結時における説明義務違反、締結後のアフターフォロー義務違反及び中途解約に応ずべき義務違反によって損害を被ったとして、被告に対し、不法行為若しくは債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案	◆スワップ取引により顧客が損失を受けたことにつき、銀行の説明義務違反が否定された事例	金融派生商品	請求棄却	
216	平成 7年10月 4日 東京地裁 平5(ワ)14707号	債務不存在確認等請求事件	◆被告から証券投資目的での融資を受け、その担保として原告ら所有不動産に根抵当権を設定し、その旨の登記手続を了した主債務者である原告らが、主債務の返済義務免除の特約等を主張して、原告健二の右融資金の返済債務の不存在の確認と右根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案	◆ワラント購入資金の融資に際して銀行に不法行為法上の説明義務がないとされた事例	金融派生商品	請求棄却	
217	平成 7年 8月28日 大阪地裁 平6(ワ)1213号	損害賠償請求事件	◆被告を通じてワラントを購入した原告が、被告またはその従業員のした当該ワラントの勧誘に、適合性の原則違反あるいは説明義務違反等の違法があるとして、被告に対し、不法行為による損害賠償を求めた事案	◆ワラント勧誘の際の説明義務違反の違法を理由として、不法行為による損害賠償請求が一部認容された事例	金融派生商品	1割	特に記載なし。
218	平成 7年 5月31日 東京高裁 平6(ネ)3400号	損害賠償請求事件	◆控訴人が被控訴人に委託して行った株式、ワラントの取引に関し、控訴人が、被控訴人の債務不履行、又は証券取引法に違反する不法行為により損害を被ったとして、被控訴人に対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆七二歳の老人に対するワラントの勧誘が適合性の原則に反せず、説明義務違反もないとされた事例	金融派生商品	請求棄却	
219	平成23年 5月10日 東京地裁 平20(ワ)28269号	損害賠償請求事件	◆亡Bの相続人である原告らが、Bが被告との間で行った外国為替証拠金取引は、実質的な利益相反、公序良俗違反及び説明義務違反により違法な取引であって、Bの損害賠償請求権を原告らが相続したと主張して、被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆被告とBとの間で利益が相反する事態は生じておらず、これを前提とする説明義務違反は認められない上、経済環境の変化により新たな類型の取引が行われるようになり、このため社会に弊害が生じるときは、適切な法的規制を及ぼすか又は個別の事案毎に取引上の原則により対処するのが相当であって、本件の取引の射幸性が著しく高いともいえないこと等の事情からは、本件取引を投機的取引とはいっても違法な賭博行為であるとはいえないから、同取引が公序良俗に反するものでもないなどとして、原告らの請求を棄却した事例	為替	請求棄却	
220	平成23年 1月24日 東京地裁 平21(ワ)7648号	損害賠償請求事件	◆各原告が、被告らに対し、被告らが各原告に対して被告らの営む外国為替証拠金取引により収益を上げる事業に出資すればリスクなく分配金が得られる旨の虚偽の説明をし、各原告から出資金名下に金員を取得したことは不法行為を構成すると主張して、不法行為に基づき、出資金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償金等の支払を求めた事案	◆被告らの各原告に対する一連の行為は、事業の仕組み及び出資に係るリスクの説明、事業の結果に関する適時適切な報告等、他人の出資を受けて事業を営む者が負担すべき最低限の説明義務に違反した不当なものとして、その全体が不法行為を構成すると認め、他方、各原告が被った損害額のうち2割5分について過失相殺を認めて、各原告の請求を一部認容した事例	為替	2割5分	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
221	平成22年 9月15日 東京地裁 平20 (ワ)29243号	損害賠償反 訴請求事件	◆反訴被告との間で外国為替証拠金取引を行った反訴原告が、反訴被告に対し、賭博性を有する外国為替証拠金取引を勧誘したなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆反訴原告と反訴被告との間で行われた外国為替証拠金取引について、反訴原告と反訴被告との間に偶然的な勝敗によって財産の得喪を決する関係があるとはいえないとして、賭博性を否定した上、反訴被告の勧誘について、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等は認められないとして、請求を棄却した事例	為替	請求棄却	
222	平成22年 8月30日 東京地裁 平21 (ワ)12223号	損害賠償請 求事件	◆被告会社の従業員らが、訴外会社を相手に金の売買を相対取引で行う取引に原告を勧誘し、売買取引証拠金を支払わせたが、訴外会社は被告会社に社名変更をした旨告知して清算終了したことから、原告が、本件取引は違法な詐欺取引であるとして、被告会社を含む被告らに対し、適合性原則違反、説明義務違反、無断売買ないし一任取引を理由に損害賠償の支払を求めた事案	◆本件取引は訴外会社が顧客に交付しているパンフレットに記載された内容と異なり、取引全体として訴外会社に有利になる仕組みで違法なものであり、被告会社は訴外会社の債務を引き受けたと認めるのが相当であるなどとして、原告の請求を認容した事例	為替	主張なし	
223	平成21年12月 4日 東京地裁 平19 (ワ)31336号	損害賠償請 求事件	◆N社との間で外国為替証拠金取引を行った原告が、N社の従業員・取締役であった被告らに対し、当該取引において適合性原則違反等の違法があったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆当該取引について適合性原則違反、説明義務違反、一任取引、過当取引の違法を認め、N社の従業員であった被告らについて不法行為責任を肯定し、取締役であった被告らについて、従業員が違法な営業行為を行わないように監視し、その違法行為を未然に防止するための社内体制を整備すべき義務を怠ったなどとして、旧商法266条ノ3第1項の責任を肯定し、2割の過失相殺をした上で請求を一部認容した事例	為替	2割	特に記載なし。
224	平成21年 7月29日 東京地裁 平20 (ワ)36987号	損害賠償請 求事件	◆原告が、被告との間でオンラインシステムを利用して外国為替証拠金取引を行った際、システム上両建となる新規注文ができず、買いポジションを持ったまま売り注文を出すと、先にした買いポジションが自動決済されるのに、その説明がなかったため、両建の目的で新規の売り注文を出したところ、誤って保有していた買いポジションが決済され、損害を被ったと主張して、被告に対し説明義務違反の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告は、システムを誤解し両建の目的で取引を行ったのではなく、むしろ先に行った買いの決済指定注文を取り消したものの、新規の決済指定注文を出し忘れたまま別の売りの取引を行った可能性が高いなどとして、原告の請求が認められなかった事例	為替	請求棄却	
225	平成21年 6月26日 東京地裁 平19 (ワ)11307号	損害賠償請 求事件	◆被告会社と外国為替証拠金取引を行っていた原告が、被告会社の従業員である被告Y1が、賭博である外国為替証拠金取引に勧誘したこと、仮に賭博ではないとしても、不適格者である原告を勧誘し、説明義務違反があること、さらに実質的な一任勘定をさせたことなどを主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆被告会社の行う外国為替証拠金取引そのものは正当業務行為として違法性を欠き、また原告は取引不適格者とはいえず、被告Y1の説明義務違反は認められず、さらに原告が自らの判断で取引をしていなかったとも認められないとして、原告の請求が認められなかった事例	為替	請求棄却	
226	平成20年11月20日 東京地裁 平18 (ワ)26617号	損害賠償請 求事件	◆訴外会社との間で外国為替証拠金取引を行い損失を被った原告らが、同会社の取締役等である被告らに対し、この取引自体が賭博である、あるいは取引に際し適合性原則違反・説明義務違反・断定的判断の提供といった違法事由があるなどとして、共同不法行為又は取締役の第三者責任による損害賠償請求権に基づいて委託した保証金及び弁護士費用の一部を請求した事案	◆上記取引が賭博に当たるかはさておき、取引に際し訴外会社営業社員が原告らに対して行った説明は違法であり、取締役の地位にある被告らについては損害賠償義務があるが、客観的関連共同を裏付けるまでの証拠はなく共同不法行為は成立しないとしてその余の被告に対する請求は棄却した事例	為替	否定	営業社員らが原告らに十分な説明をしたことを認めるに足りるような確かな証拠はなく、ほかに原告らが本件取引のリスクを十分に認識し、損害の生じ得ることを了知していたことを認めるに足りる証拠はない。
227	平成20年10月27日 東京地裁 平19 (ワ)35017号	損害賠償請 求事件	◆被告らから外国為替証拠金取引への投資名目による勧誘を受けて金員を出した原告らが、被告らから金員を騙取されたと主張して、被告らに対し、不法行為に基づき、被害金額の一部について損害賠償を求めた事案	◆被告らが絶対に損が出ないようにしているなどと喧伝して出捐を勧誘したことは、外国為替証拠金取引の仕組みや特質及び危険性等に関する説明義務違反となるのみならず、断定的判断の提供による勧誘に当たると、出資法にも違反し、不法行為を構成するなどとして、請求が全部認容された事例	為替	主張なし	
228	平成19年 7月11日 東京地裁 平18 (ワ)1281号	損害賠償請 求事件	◆被告との間で外国為替証拠金取引により損失を生じた原告が、被告に対し、外国為替証拠金取引自体の違法、適合性原則違反、説明義務違反、一任取引、過当取引の違法、両建の違法等を主張して、不法行為もしくは債務不履行に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めた事案	◆外国為替証拠金取引自体が利益相反又は賭博性により違法とはいえず、また、原告が本件取引について主張する個別の違法事由についても全て認められないとして、原告の請求が棄却された事例	為替	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
229	平成19年 3月30日 東京地裁 平17 (ワ)24030号	損害賠償請求事件	◆訴外会社の従業員及び取締役らから、外国為替証拠金取引の勧誘を受け、訴外会社へ委託金を支払った原告が、従業員及び取締役ら並びに訴外会社の代表者に対し、不法行為等に基づき、損害賠償請求をした事案	◆従業員には適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供による不法行為、取締役らには無断売買、仕切拒否による不法行為の成立を認め、同人らの共同不法行為責任を肯定しただけでなく、代表者に対しても、経営者として、他の被告らを指示、統轄して、違法な営業を行わせていたと認められるから、原告に対する個別具体的な対応を知らなくとも、他の被告らの営業行為を利用する者として共同不法行為責任を負うとした事案	為替	主張なし	
230	平成18年 9月 8日 東京地裁 平17 (ワ)9788号	損害賠償請求事件	◆被告会社と外国証拠金取引を行った原告らが、本件保証金取引は、机上の外国為替取引を利用した相対の差金決済取引であり、賭博行為に該当し公序良俗に反する違法行為であるとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆外国為替証拠金取引が極めて危険性の高い取引であることを秘し、安全な取引であるかのように勧誘した点に説明義務違反があるとして、外国為替証拠金取引等を業とする被告会社とその担当者らに対する不法行為責任が認められた事案	為替	主張なし	
231	平成18年 4月27日 東京地裁 平17 (ワ)20059号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間で外国為替証拠金取引を行い損失を被った原告らが、同社の社員及び取締役である被告ら個人に対し損害賠償の支払を求めた事案	◆被告らには適合性原則違反、説明義務違反があったとして不法行為責任を肯定した事案	為替	3割	
232	平成17年10月17日 東京地裁 平16 (ワ)639号	損害賠償等請求事件	◆高齢者である原告らが被告との間で行った外国為替証拠金取引は賭博行為であり、被告及びその従業員らの勧誘行為は違法であるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆本件取引は、あくまで通貨の売買取引であり、賭博行為とはいえず、また、原告は勧誘当時、高齢者であったが、外国為替証拠金取引の経験があること、格別判断能力が劣っていたとは認められないことから、業者の適合性の原則違反、断定的判断の提供が否定され、被告従業員が、本件勧誘にあたり、原告と被告が利益相反関係にあること、および両連の不利益面を説明していないことから、説明義務違反及び違法な両連に基づく不法行為責任が肯定された事案	為替	1割	特に記載なし。
233	平成17年 2月24日 札幌地裁 平16 (ワ)811号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告との間で契約を締結して行った外国為替証拠金取引類似の金融派生商品(本件商品)について、被告には原告を本件商品に勧誘し、契約を締結するにあたり、説明義務違反ないし詐欺があったなどと主張して、被告に対し、不法行為又は不当利得に基づき、支払済み額から返金額を控除した残額等の支払を求めた事案	◆本件商品の取引が、相対取引であるか、インターバンク取引であるかは、顧客の利害に関わる取引構造の根幹たる最重要事項の一つであるところ、被告外務員は、当該事項について、原告を欺罔したと認められ、また、銀行に対する高い信頼を悪用して銀行でない業者について銀行である旨の説明をすることも欺罔行為であるとして、原告を勧誘するに当たっての被告外務員の詐欺行為を認めるとともに、被告の使用者責任を認め、被告主張の過失相殺の適用も認めず、原告の請求を認容した事案	為替	否定	被告の違法行為の態様は、契約書に虚偽の記載をして行われた組織的なものであり、被告の非難可能性は原告のそれを大幅に上回るというべきである。
234	平成16年 9月22日 札幌地裁 平15 (ワ)2877号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告外務員が虚偽の説明をして危険性の高い外国為替証拠金取引を勧誘し、これを継続させるなどの不法行為をした結果、取引差損分の損害を被ったとして、被告に対し、民法715条1項に基づく損害賠償請求を求めた事案	◆外国為替証拠金取引を内容とする金融商品販売の勧誘にあたり、業者の担当者に適合性の原則違反、同取引の危険性の不告知、虚偽説明などがあったとし、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事案	為替	否定	当該取引は、そもそも取引の公正性に疑問があり、一般消費者向けの商品の適格性が疑われるものというべきであり、一般消費者に対する商品としての問題性があることに加え、被告は、虚偽説明などの違法な勧誘行為を行っており、他方で、原告に非難すべき点は見当たらない。
235	平成16年 5月14日 東京地裁 平13 (ワ)16292号	証拠金返還等請求事件	◆被告らが分離前相被告と共同開発した外国為替証拠金取引システムにより、被告ら及び分離前相被告と取引を行っていた原告らが、主位的に、被告らとの本件システムの利用に関する基本契約に基づく証拠金返還請求権により、被告らに対し、証拠金等の支払いを求め、予備的に、不法行為に基づき、損害賠償を請求した事案	◆被告らが原告に対し、証拠金返還債務を負担しているとはいえないとする一方、被告らには、少なくとも分離前相被告の財務状況等に関して十分な調査を怠り、原告らに不確実な情報を提供した、信義則上の義務違反があるとして、かつ、過失相殺を2割、分離前相被告の直接取引に移行した部分は7割と認定して、原告らの請求の一部を認容した事案	為替	7割	
236	平成16年 4月15日 大阪地裁 平14 (ワ)5307号	損害賠償請求事件	◆外国法人との間で外国為替証拠金取引を行った原告が、この取引を仲介した被告に対し、同取引は詐欺又は賭博であり、また商品取引所法その他の規制(類推適用)にも違反していることから、全体として不法行為を構成するなど主張して、不法行為(被告自身ないし使用者責任)による損害賠償請求権に基づき、取引差損相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償を求めた事案	◆無給の大学研究員に対する外国為替証拠金取引の勧誘について、商品先物取引仲介業者に適合性原則違反、説明義務違反があったとして、その損害賠償責任が認められた事案	為替	8割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
237	平成16年 2月26日 札幌高裁 平15 (ホ)278号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人が、控訴人の仲介によってオーストラリア国内所在の法人との間で外国為替証拠金取引をしたところ、当該取引に関する控訴人外務員の説明義務違反等の不法行為により損害を被ったとして、控訴人に対して、損害賠償を請求した事案	◆控訴人は、本件取引に関して、顧客である被控訴人に対し、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していたというべきであるから、本件取引について控訴人には被控訴人に対する不法行為が成立するものというべきであるとして、控訴を棄却した事例	為替	主張なし	
238	平成16年 2月26日 札幌高裁 平15 (ホ)320号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人外務員の勧誘により、控訴人を介して外国為替証拠金取引と称される取引を行った被控訴人が、当該取引に関する被告外務員の説明義務違反等の不法行為により損害を被ったとして、被控訴人に対し、損害賠償を請求した事案	◆本件取引に当たって、控訴人は、顧客である被控訴人に対し、最も基本的な部分について虚偽の情報を提供し、あるいは最も重要な情報を隠蔽していたというべきであるから、本件取引について控訴人には被控訴人に対する不法行為が成立すると認定した上で、被控訴人には格別責められるべき点は認められないから、控訴人の過失相殺の主張は理由がないとして、控訴を棄却した事例	為替	否定	被控訴人は、控訴人が虚偽の情報を与え、重要な情報を隠蔽して被控訴人を勧誘したため、本件取引をしたのであり、この取引において被控訴人には格別責められるべき点は認められない。
239	平成15年 6月27日 札幌地裁 平14 (ワ)2054号	損害賠償請求事件	◆被告外務員の勧誘により、被告を介して外国為替証拠金取引と称される取引を行った原告が、当該取引に関する被告外務員の説明義務違反等の不法行為により損害を被ったとして、被告に対し、損害賠償を請求した事案	◆為替相場の変動という偶然的な事情を指標として、金銭の授受(差金の決済)を行うことのみを内容とする本件取引は、賭博行為といわざるを得ないから、被告外務員が原告に本件取引の勧誘をしたことは不法行為に該当し、かつ、仮に本件取引が賭博ではないとしても、被告外務員の勧誘・説明行為は、虚偽内容の説明であって、違法行為であり、また、過失相殺するのは相当ではないとして、原告の請求を認容した事例	為替	否定	被告外務員の説明内容及び説明書兼契約書等の原告に交付された書面のいずれによっても、本件取引の内容や危険性について適切な説明がされていないのであって、その責任はすべて被告にあるというべきであるのに対し、原告は、本件取引を通じて、抽象的にリスクの高い取引であるということ認識したにすぎないから、本件取引の継続に関して、原告に何らかの落ち度や非難されるべき点は見当たらない。
240	平成15年 5月16日 札幌地裁 平14 (ワ)559号	損害賠償請求事件	◆被告の仲介によってオーストラリア国内所在の法人との間で外国為替証拠金取引をした原告が、被告に対し、被告に対して交付した証拠金と同額の金員の支払を求めた事案	◆外国為替証拠金取引を行うことを内容とする金融派生商品の販売取引につき、商品取引業者の説明義務違反による不法行為責任が認められた事例	為替	主張なし	
241	平成15年 5月 9日 札幌地裁 平14 (ワ)1896号	損害賠償請求事件	◆被告が販売する金融派生商品の取引を行った原告が、当該取引のために支出した金員から、支払を受けた金員を控除した金額について、当該取引が公序良俗違反であること等を理由とする不当利得返還、被告従業員の不法行為に基づく損害賠償(使用者責任)又は金融商品の販売等に関する法律による損害賠償の請求をするとともに、不法行為に基づく損害賠償として弁護士費用相当額の請求をした事案	◆外国為替証拠金取引を行うことを内容とする金融派生商品の販売取引につき、商品取引業者の説明義務違反による不法行為責任が認められた事例	為替	否定	外貨預金の一種であると信じて取引を開始し、継続したことについての落度を認めることは困難であるし、本件の状況(とくに、WWMFXの取引に適さない者を勧誘した可能性が十分考えられる点)に鑑みると、原告において、原告の損害の発生に関する寄与を認めることは酷である。
242	平成23年 2月10日 東京地裁 平22 (ワ)16989号	損害賠償請求事件	◆被告会社との間で損害保険契約を締結した原告が、被告会社の代理店である被告Y1の説明義務違反ないし不当勧誘行為により損害を被ったとして、主位的に、被告らに対し、不法行為による損害賠償を請求し、予備的に、被告会社に対し、債務不履行による損害賠償を請求した事案	◆携行品損害保険金の補償対象に眼鏡が含まれないことにつき、被告Y1がその旨に反する説明をした事実は認められないこと、原告は、その旨が掲載された約款及びご契約のしおりを受領していることから、被告らに不法行為も債務不履行も認められないとして、原告の請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
243	平成23年 1月17日 東京地裁 平20 (ワ)20356号	保険金等請求事件	◆原告の子が、自らを被保険者とし、被保険者が死亡した場合の保険金受取人を原告として被告と保険契約を締結していたところ、子が死亡したことから、原告が、被告に対し、主位的に保険契約に基づく保険金の支払を、予備的に被告には保険契約の締結等に際して説明義務違反があったと主張して、債務不履行等に基づく損害賠償を求めた事案	◆保険料払込みの猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、積立金からの保険料の払込みがされないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失うとの特約は、消費者契約法10条の規定により無効であるとはいえず、また、被告に説明義務違反は認められないなどとして、原告の請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
244	平成22年 7月14日 東京地裁 平20 (ワ)32930号	損害賠償請求事件	◆被告生命保険会社との間で、原告らの父を被保険者、原告らを保険金受取人とする終身保険を締結していたところ、被告生命保険会社の従業員(生命保険募集人)であったBの説明を受け、原告らが、上記保険を家族内保障承継特約制度により利差配当付養老保険に変更したが、被告Bが正しい説明をしていれば、原告らは、払済保険を選択したとして、払済保険に変更した場合の保険金額と解約返戻金との差額等を損害として賠償金の支払を求めた事案	◆被告Bは、原告らの要望どおり、保険料総額と解約金を差し引いた実質の損失を回避して利益が上がるような結果を得ることができるプランを説明しており、説明義務違反は認められないとして、原告らの請求を棄却した事例	保険	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
245	平成22年 6月29日 東京地裁 平21 (ワ)20874号	慰謝料請求 事件	◆自動車運転中に追突事故に遭った原告が、当該事故後の自車及び加害者の保険者であった被告会社らの不適切な対応により精神的苦痛を受けた旨主張して、その損害の賠償を求めた事案	◆原告は、被告会社Y1は、原告が本件事故当日に事故通知をしたにもかかわらず、原告が照会するまでの2年間以上にわたって、原告に対し、当時原告が加入していた保険の種類等に関する一切の説明を怠ったものであり、これにより原告に対する搭乗者傷害保険金の給付が著しく遅延することとなったと主張するが、被保険者が事故通知義務を履行したことによって、その後保険者が保険金支払の対象となる保険の種類等に関する説明をしなかったことが違法性を帯びるものと解することもできないとし、また、示談交渉の過程において被告会社Y2が提示した額が著しく低額であったとは認め難いから、原告がかかる提示額を直ちに受け入れることができなかったことにより示談交渉が長引いたものであるとしても、そこにおける被告会社Y2の対応が原告に対する不法行為を構成するものと解することはできないし、被告会社Y2の担当者が脅迫をしたとも認めることはできないとして、請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
246	平成22年 2月23日 東京地裁 平21 (レ)719号	保険金請求 控訴事件	◆保険会社である被控訴人との間で傷害保険契約を締結していた個人タクシー事業者である控訴人が、タクシーの車外で生じた本件事故について、主位的に、保険金の支払事由に当たる傷害を負ったとして、保険金の支払を請求するとともに、予備的に、当該傷害保険契約の締結に当たり、重要事項説明書及び保険証券の不発行ないし不交付の説明義務違反等があった旨主張し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めたところ、原審は控訴人の請求を棄却したことから、控訴人が控訴した事案	◆本件保険契約には、「交通事故傷害危険のみ担保」する旨の本件特約が付されているものと認められるから、控訴人は、被控訴人に対し、タクシーの車外で生じた本件事故による傷害結果について、保険金を請求することはできないとし、また、損害賠償請求についても認めずに控訴を棄却した事例	保険	請求棄却	
247	平成21年10月29日 東京地裁 平20 (ワ)32456号	損害賠償請 求事件	◆保険会社である被告Y1との間で生命保険契約を締結していた原告が、Y1の従業員である被告Y2の説明義務違反等により同契約が失効し、その後、契約は復活させたものの、その失効のため、原告が乳がん罹患したことによる保険金を受領できなくなったと主張して、Y1に対しては債務不履行又は不法行為に基づき、Y2に対しては不法行為に基づき、それぞれ損害賠償を求めた事案	◆Y2における説明義務違反等の事実は認められないとして、原告の請求がすべて棄却された事例	保険	請求棄却	
248	平成21年 7月10日 東京地裁 平19 (ワ)30056号	保険金等請 求事件	◆保険代理店Y2を介して保険会社Y1と請負業者賠償責任保険を締結したXが、主位的に保険事故の発生に基づき保険金の請求を、予備的に保険募集人であるY2の免責条項等の告知や説明を怠った義務違反による損害賠償請求をした事案	◆約款や特約上、被保険者が毀損等した財物がいわゆる支給資材である場合について免責条項が設けられているところ、Xが毀損したのは支給資材であるから保険金請求権は発生しないが、支給資材関連の免責条項の内容は保険契約の重要事項であり、これを説明しなかったY2には説明義務違反が成立し、Y1には保険業法上の損害賠償責任が発生するとして、過失相殺をした上、請求を一部認容した事例	保険	4割	
249	平成20年12月12日 東京地裁 平19 (ワ)33642号	慰謝料請求 事件	◆原告が、被告生命保険会社に対し、保険契約の更新後の保険料が更新前の約2倍に増額されたのは、生命保険契約申し込みの際の説明と異なるとして、保険契約の錯誤無効等を理由に、支払済み保険料の返還等を請求したところ、被告が弁護士に原告の個人情報を提供したことが個人情報保護法に違反する等として、不法行為又は債務不履行による損害賠償を請求した事案	◆生命保険契約の定期保険特約部分は錯誤により無効とはいえ、また、被告に個人情報保護法違反はないなどとして、請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
250	平成20年 8月20日 東京地裁 平19 (ワ)8973号	損害賠償請 求事件	◆被告生命保険会社との間で年金保険契約を締結した原告が、被告の保険外交員の説明義務違反により予定していた額の年金を受け取ることができなくなったとして、損害賠償を求めた事案	◆契約時の上記外交員が原告に示した本件保険の設計書及びその注意書からすると、原告が主張するような年金額の支払が保障されているわけではないことを認識することが可能であったなどとして、被告の説明義務違反はないことを理由に原告の請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
251	平成20年 8月 7日 東京地裁 平19 (ワ)13181号	損害賠償請 求事件	◆原告会社及び同社の代表者である原告が、被告保険会社を相手とする別件訴訟で保険契約に基づく請求を一部認容されて確定しているにもかかわらず、被告会社の担当者の上記保険契約時の説明義務違反による不法行為責任、その他別件訴訟に付随する被告会社の担当者や代表者の諸対応を挙げた不法行為責任、及び国の不法行為責任を追求した事案	◆本訴における被告らの責任をいずれも否定して、原告らが求める損害賠償請求がいずれも棄却された事例	保険	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
252	平成20年 5月27日 東京地裁 平18 (ワ)21197号	不当利得返還請求事件	◆定期保険ではなく終身保険であるとして契約したとする原告が払込済みの保険料の返還を求めた事案	◆保険契約の錯誤無効及び被告の生命保険募集人等の説明義務違反ないし虚偽説明の各主張をいずれも排斥して、原告の被告生命保険会社に対する払込保険料の不当利得返還請求ないし不法行為を理由とする損害賠償請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
253	平成20年 2月18日 東京地裁 平19 (ワ)4847号	保険金請求事件	◆歯科医院を経営する歯科医師の原告が、心因反応・反応性うつ病等の診断を受け就業不能となり歯科医院を休業したとして、保険会社に対し、所得補償保険契約に基づき填補期間である一二月分の保険金を請求した事案	◆精神障害による就業不能を包括的に免責事由とする特約条項は公序良俗に反するものではなく、被告に免責事由に関する説明義務違反もないなどと判示して、請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
254	平成17年 1月26日 東京地裁 平16 (ワ)1255号	損害賠償請求事件	◆被保険者である夫が既に入社していた生命保険(本件保険契約二)の一部(特約部分)を被告保険会社の担当者の勧誘に従って解約して新たな生命保険契約(本件保険契約一)を締結するといういわゆる保険契約の乗換えをしたが、その際に夫がうつ病に罹患していたにもかかわらず告知義務を怠ったことから被告から本件保険契約一を解除されたために、結局、被保険者である夫が自殺して保険金受取人である原告(妻)が本件保険契約二の特約相当分(四〇〇〇万円)の保険金の支払を受けることができなかった事案	◆原告は被告の担当者による保険契約の乗換えの勧誘において説明・注意義務違反があったとして、不法行為又は債務不履行(契約締結上の過失責任)を理由に損害賠償を請求したところ、被告の担当者は保険契約の乗換えの勧誘に際して保険業法による保険契約の締結や保険募集に関する禁止事項を遵守しており、業務に係る重要な事項の顧客への説明にも怠りはないことから説明・注意義務違反は認められないとして原告の請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
255	平成16年10月19日 東京高裁 平15 (ネ)6214号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人との間で有期払込終身保険契約を締結した控訴人が、(1)主目的に、本件保険契約は、被控訴人の外務員が、控訴人に虚偽の説明をして勧誘をし、控訴人がこれを真に受けたことにより締結させられたものであるから、控訴人において取り消したものであり、また、控訴人には本件保険契約の重要な要素に錯誤があったなどとして、不当利得又は不法行為を主張し、(2)予備的に、同外務員には、控訴人の相談内容である、少しでも有利で元本が保証される運用方法に適合する保険を控訴人に勧める義務、及び、控訴人が本件保険契約の内容を誤解しないように説明する義務があるのに、これに違反して、控訴人の相談内容に適合せず、控訴人にとって経済合理性のない保険契約を締結させたから、不法行為が成立すると主張し、払込済み保険料等の支払を求めた事案	◆生命保険会社の営業社員の定額終身保険の募集について、解約返戻金や配当金等に関する説明義務の違反があったとして、同会社の使用者責任が認められた事例	保険	4割	
256	平成16年 7月26日 東京地裁 平14 (ワ)5325号	保険金請求事件	◆海釣りに出掛けて死亡した生命保険の被保険者の妻であり、保険金の受取人である原告が、死亡は不慮の事故によるものであり、普通死亡保険金のほか災害死亡保険金の支払を受ける権利があると主張し、保険会社である被告らに対し、普通死亡保険金及び災害死亡保険金支払を求めたのに対し、被告らが、死亡が不慮の事故によるものであることを争うとともに、各保険契約締結に当たっての告知義務違反を理由とする契約の解除、詐欺による各保険契約の無効及び自殺免責の各抗弁を主張して、これを争った事案	◆海釣りに出かけて死亡した者(生命保険の被保険者)の妻であり、保険金の受取人である原告が、夫の死亡は不慮の事故によるものであるとして、被告生命保険会社に対し、普通死亡保険金及び災害死亡保険金の支払を求めたのに対し、被保険者の死亡事故は偶発的な事故とは認められないとされた事例 ◆被保険者が脳梗塞と診断され、現に治療中であるにもかかわらず、被保険者の病状等について正確な説明をしないで締結した生命保険契約が詐欺により無効であるとされた事例	保険	請求棄却	
257	平成15年12月 9日 最高裁第三小法廷 平14(受)218号	保険金請求事件	◆阪神・淡路大震災に係る地震後に発生した火災により焼失した建物等の所有者が火災保険契約を締結していた損害保険会社を相手方として保険金等の支払を請求した事案	◆火災保険契約の申込者が同契約に附帯して地震保険契約を締結するか否かの意思決定をするに当たり保険会社側からの地震保険の内容等に関する情報の提供や説明に不十分な点があったとしても慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価すべき特段の事情が存するものとはいえないとされた事例	保険	請求棄却	
258	平成15年 9月 8日 東京地裁 平13 (ワ)20594号	保険金請求事件	◆原告が、被告に対し、主目的に、被告との保険契約に基づく保険金等の支払を、予備的に(1)被告による保険契約内容についての説明義務違反を理由とする債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償等の支払と、(2)被告による詐欺を理由とする不法行為に基づく損害賠償等の支払を求めた事案	◆がん保険について、保険販売員に保険契約の勧誘・締結に関して説明義務違反があったとして、保険会社に不法行為に基づいて慰謝料の支払いが命じられた事例	保険	5割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
259	平成15年 3月26日 広島地裁 平12 (ワ)712号	損害賠償請求事件	◆信用金庫である被告らによる勧誘・媒介行為によって日産生命保険相互会社の保険に加入した原告らが、被告らの従業員による勧誘には説明義務違反等の違法があり、また、日産生命の経営が破綻したのは、同社と提携した被告らが積極的にその保険商品を販売し、同社に莫大な逆ざやを生じさせたり多額の募集手数料や協力預金等を負担させるなどして、同社を破綻に追い込んだためであり、被告らのこれらの行為は不法行為を構成するなど主張して、不法行為に基づく損害賠償ないし不当利得返還を請求した事案	◆被告らの従業員は日産生命が破綻した場合に契約どおりの保険給付を受けられない可能性があることについてまで説明する義務は負っておらず、また、日産生命が被告らとの契約ないし取引によって逆ざやを拡大させ、それが破綻の一因となったとしても、被告らが責任を負う理由はないなどとして請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
260	平成13年10月31日 大阪高裁 平12 (ネ)2185号	保険金請求控訴事件	◆第一審被告らとの間で個別に火災保険契約を締結した者若しくはその相続人又は被保険者である各第一審原告らが、阪神・淡路大震災発生の際に発生した火災により同各火災保険契約の目的物が焼失したとして、主位的に同各契約に基づく火災保険金の支払を求めるとともに、予備的に、地震保険契約に基づき、主位的請求の50パーセント、仮にしなければならずとするも40パーセント、仮にしなければならずとするも30パーセントの地震保険金の支払を求め(予備的請求その1)、さらに予備的(予備的請求その2)に、契約締結過程において情報提供義務・説明義務の不履行があったとして、保険募集の取締に関する法律違反等の不法行為、債務不履行又は契約締結上の過失責任、信義則違反に基づき、損害の賠償を求めた事案	◆阪神・淡路大震災の際の建物の焼失について、保険会社側に火災保険の地震免責条項について情報提供義務・説明義務がつけられていないとして、保険会社に対して慰謝料の支払いが命じられた事例	保険	主張なし	
261	平成11年 4月26日 奈良地裁 平9(ワ) 363号	損害賠償請求事件	◆被告Y1の勧誘に基づき生命保険に加入した原告らが被告Y1は勧誘に当たり「三年経てば元割れしない」旨の事実を反する説明をしたとして、同人に対しては不法行為又は契約締結上の過失に基づき、被告Y1の使用者である被告会社に対しては使用者責任に基づき、損害賠償責任を求めた事案	◆生命保険会社の外交員が保険契約締結にあたり、客観的な事実に対する説明をしたとして、生命保険会社の損害賠償義務が認められた事例	保険	主張なし	
262	昭和63年 5月27日 名古屋地裁 昭62 (ワ)2667号	保険金等請求事件	◆所有者から所有権留付売買で軽四自動車を買受けた被害者が、自損事故により死亡した事故につき、同人の両親である原告らが、所有者との間で自家用自動車保険契約を締結していた被告会社及び保険代理店である被告から、譲渡後の事故については免責されるとして保険金支払請求を拒否されたため、本件保険約款の免責条項の説明義務違反等を主張して、損害賠償を求めた事案	◆本件免責条項の「譲渡」とは、単に譲渡の合意と引渡しの事実があれば足りると解されるものの、本件車の譲渡に関し、被告会社に対して所定の免責除外手続がなされた事実はないから、本件で免責除外はなされない上、本件契約の締結に際し、本件条項の具体的説明がないとしても、これをもって直ちに保険募集等の取締に関する法律16条1項1号所定の「契約条項のうち重要な事項を告げない行為」に当たるとはいえず、同法の解釈として、当然に免責条項について個別的具体的な説明義務があるともいえないとして、被告らの不法行為責任を否定し、請求を棄却した事例	保険	請求棄却	
263	平成23年 2月17日 東京地裁 平21 (ワ)29479号	保険金請求事件	◆原告の母Bが被告との間で変額個人年金保険契約を締結するに際して、相続年金支払特約を付加したことにつき、同特約は被保険者であるBの死亡後に受取人である原告が解約することができず、相続年金を一括で受け取ることができないものであるにもかかわらず、被告担当者がその内容を適切にBに説明しなかったため、Bがこれを理解せず同特約を締結したものであるとして、原告が、被告に対し、同特約の錯誤無効と債務不履行解除(説明義務違反)を主張して、死亡保険金残金の一括支払等を求めた事案	◆Bは、同特約についての説明を受けてその内容を理解し、原告の意見を聞いた上で契約を締結したなどとして、原告の請求を棄却した事例	変額保険	請求棄却	
264	平成22年 5月31日 東京地裁 平19 (ワ)34381号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対し、被告、訴外保険会社、補助参加人銀行の各担当者又は被告及び保険会社の保険代理店会社の担当者らが、共同して、訴外亡IIに対し、同人及び原告に対する変額保険のリスク等の説明義務を怠って、融資一体型の変額保険契約を締結させたなどとして、不法行為に基づき、上記変額保険契約締結の際、その支払いのために補助参加人銀行から借り入れた融資金の残債務額から解約金等を控除した1億9451万7128円及び弁護士費用1945万1712円の合計額及びこれに対する遅延損害金の支払を請求した事案	◆担当者らに説明義務違反はなかったとして、請求を棄却した事例	変額保険	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
265	平成19年6月22日 東京地裁 平17(ワ)13461号	債務不存在確認等本訴請求事件、求償金等請求反訴事件、保証債務履行請求事件	◆融資一体型変額保険契約を締結した者の相続人(連帯保証人)ら、被告銀行からの借入金につき代位弁済をして求償金債権を取得したとする受託保証人の被告信用保証会社、融資した被告銀行及び当該保険契約当事者の被告保険会社らとの間で、変額保険契約の有効性及び契約関係の清算の可否等が争われた事案	◆債務不存在確認の訴えについては給付の訴えがされたから確認の利益がないとして却下した上、本件保険契約は公序良俗に反しないし契約者に錯誤があったとも認められないし、担当者に商品の説明義務違反もないなどと判示して、契約の無効・違法を前提とする請求を棄却し、契約の有効を前提とする求償金請求を認容した事例	変額保険	請求棄却	
266	平成17年10月31日 東京地裁 平9(ワ)25507号	損害賠償等請求事件	◆原告らは、本件各変額保険加入時に、十分な説明を受けず、また、その余の被告生保各社からは説明を全く受けなかったため、被告銀行から金員を借り入れた上、これを一時払の保険料等の支払に充てて本件各変額保険に加入したものであって、被告らには、いずれも変額保険を勧誘するに当たってその説明義務を尽くさなかった違法があると主張して、共同不法行為、債務不履行、要素の錯誤、詐欺などを主張し、被告らに対し、主的にその共同不法行為等に基づく損害賠償を求め、被告保証会社に対し、上記一時払保険料等の融資やその利息の借入れに際し、その信用保証による求償債務の担保のため、原告らの所有不動産に設定された根抵当権設定登記及びその変更登記の各抹消登記手続を求めた事案	◆保険会社の担当者、金融機関の担当者には、相続税対策として融資一体型変額保険契約を締結するに際し、その利害得失や変額保険の構造及び性質に加え、相続税対策として効果があるのは典型的には場合が限られること及びその所以等を契約者に具体的に説明すべき信義則上の義務があるとして、説明義務違反に基づく損害賠償の支払が命じられた事例	変額保険	4割	
267	平成16年6月25日 横浜地裁 平9(ワ)811号	損害賠償等請求事件	◆相続税対策としていわゆる融資一体型の一時払終身型変額保険に加入したところ、変額保険の運用実績が払込保険料として融資を受けた銀行借入金利を下回り、被相続人の死亡後に変額保険を解約して取得すべき解約返戻金の金額が著しく低下して多額の損害を被ったものとして、要素の錯誤等を主張した事案	◆いわゆる融資一体型変額保険について、相続税対策商品としては欠陥があるとし、変額保険契約および融資契約は、要素の錯誤により無効であるとされた事例	変額保険	否定	
268	平成16年3月26日 東京地裁 平14(ワ)11672号	不当利得返還請求事件	◆第1次的に、亡A(以下「A」という。)が被告との間で締結した変額保険契約が無効であること又は債務不履行により解除されたことを理由として、Aの権利を相続した原告が不当利得返還請求権に基づき既払保険料の返還及びこれに対する遅延損害金を、第2次的に、Aが変額保険契約を締結したのは、被告従業員の説明義務違反という違法な勧誘行為に基づくものであることを理由として、民法715条1項に基づき損害賠償を請求した事案	◆変額保険契約について公序良俗違反とは評価できず、保険会社の従業員に説明義務違反も認められないとして、保険契約者からの既払保険料の返還あるいは不法行為による損害賠償のいずれの請求もが棄却された事例	変額保険	請求棄却	
269	平成16年2月25日 東京高裁 平14(ネ)1983号	損害賠償等請求控訴事件	◆亡Aが、被告銀行から金員を借り入れ、その借入金を保険料の支払に充てて被告保険会社との間で変額保険契約を締結したことについて、被告らの担当者に説明義務違反等があったとして、主的には、被告銀行に対し錯誤無効に基づく債務の不存在確認、被告らに対し不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償をそれぞれ請求し、予備的には、被告らに対し、不法行為又は債務不履行に基づいて、損害賠償を請求した事案の控訴審	◆変額保険の保険料支払のための借入れに係る銀行との間の金銭消費貸借契約は、要素の錯誤により無効とされた事例 ◆変額保険契約の勧誘および融資契約の締結につき、加入者に対する説明義務違反があったとして、銀行および保険会社の不法行為責任が認められた事例	変額保険	主張なし	
270	平成15年12月10日 東京高裁 平14(ネ)1411号	債務不存在確認等、同反訴請求控訴事件	◆変額保険に加入した原告が、相続税対策として変額保険への加入を積極的に勧誘した保険会社と銀行について、説明義務違反等があったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆資産家に対し相続税対策として変額保険への加入を積極的に勧誘した保険会社と銀行について、説明義務違反等があったとして、その不法行為責任が認められた事例	変額保険	否定	特に記載なし。
271	平成14年5月14日 東京地裁 平10(ワ)10219号	貸金等請求、債務不存在確認等請求事件	◆被告銀行が、原告に対し、変額保険の保険料の支払等の原資として借り入れた金員の返還を求めたのに対し、被告保険会社と変額保険契約を締結した原告が、主的に、被告銀行に対し、貸付契約の錯誤無効に基づく貸金債務の不存在確認を、被告保険会社に対し、変額保険契約の錯誤無効による既払保険料相当額の返還を、それぞれ請求し、予備的に、被告らに対し、その従業員から違法な勧誘を受けたことを理由として、債務不履行又は不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償の支払を求めた事案	◆いわゆる融資一体型変額保険契約の勧誘に際し、保険会社の担当者には顧客に対する説明義務違反が認められ、銀行の担当者にも保険会社担当者の説明内容を補足する信義則上の義務が存するところ、これを怠ったとして、顧客の銀行及び保険会社に対する慰謝料請求が認容(過失相殺四割)された事例	変額保険	4割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
272	平成14年 4月23日 東京高裁 平13 (本)668号	損害賠償、 債務不存在 確認等、求 償金反訴請 求控訴事件	◆被告銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、被告信用保証との間で保証委託契約及び根拠当権設定契約を締結して、被告銀行から融資を受けた金員を保険料として支払って被告D生命との間に変額保険契約を締結した原告らが、契約には詐欺、錯誤、公序良俗違反、不法行為があったとして、損害賠償、債務不存在確認、担保とした根拠当権設定登記の抹消登記手続の各請求をした事案の控訴審	◆変額保険の加入を相続対策として有効であるとして勧誘した銀行等の不法行為責任が認められた事例	変額保険	6割	
273	平成14年 2月13日 横浜地裁 平6(ワ) 1949号の1	損害賠償等 請求事件	◆原告が、被告銀行から融資を受けた金員を保険料として、被告保険会社との間で変額保険契約を締結したが、保険加入の勧誘に被告代理社を含む、被告らが一体的に関与しているところ、契約には詐欺、錯誤、公序良俗違反、不法行為があったとして、詐欺による契約取消し、債務不履行による契約解除をした上で、不当利得返還、損害賠償、融資契約上の債務の不存在確認、担保とした根拠当権設定登記の抹消登記手続の各請求をした事案	◆詐欺、錯誤、公序良俗違反は認められず、また、解除について認めなかったものの、被告代理社の担当者であるCの説明義務違反を認め、被告代理社は民法715条の使用者責任を負い、また、被告保険会社は、Cを自己の代理人として利用する法律関係を承認して、Cにより本件変額保険契約を原告との間に締結させているので民法715条の関係ではCの使用者に該当し、同様に使用者責任を負うとして、被告銀行に対する請求は棄却したものの、被告保険会社及び被告代理社に7938万円余りの賠償責任を認めて、原告の請求を一部認容した事例	変額保険	3割	
274	平成13年12月 3日 神戸地裁 平11 (ワ)700号	損害賠償請 求事件	◆銀行からの融資により保険料を支払って生命保険会社と変額保険契約を締結した原告が、平成7年5月31日の保険業法改正前の保険募集の取締に関する法律(募取法)に規定された保険募集資格のない銀行従業員から違法な勧誘を受け、また、銀行及び生命保険会社から変額保険の内容及び危険性について何ら説明を受けていないことが不法行為に該当するとして、上記銀行及び生命保険会社を被告として、借入金及び既払利息金と解約返戻金との差額につき、共同不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆原告の主張する募取法違反の点は認められないが、銀行がその顧客を生命保険会社に紹介したり、変額保険の説明に同席したりするなどして変額保険への加入に積極的に関与した場合には、生命保険会社の担当者による変額保険のリスク等の説明に不十分な点があれば、銀行の担当者は、変額保険に加入しようとする者に対し、信義則上、自ら補足して説明したり、生命保険会社の担当者に十分な説明をするよう促したりすべき義務を負うものと解すべきであるとして、銀行及び生命保険会社の原告に対する不法行為責任を認め、原告の過失割合を3割とする過失相殺をして、原告の請求を一部認容した事例	変額保険	3割	
275	平成13年 9月25日 東京地裁 平9(ワ) 21129号	不当利得等 返還請求事 件	◆被告銀行との間で金銭消費貸借契約を締結して保険料相当額の金員を借り入れ、被告生保との間で一時払変額保険契約を締結した原告が、上記金銭消費貸借契約及び本件各保険契約について、錯誤により無効であるとして、不当利得返還請求権に基づき、又は被告らの担当者に保険募集の取締に関する法律上若しくは信義則上の説明義務違反があったことを理由とする解除による原状回復請求権に基づき、被告銀行に対しては、上記金銭消費貸借契約に基づき現実に支払った利息相当額の返還と根拠当権設定登記の抹消登記手続を請求し、被告生保に対しては、本件各保険契約に基づき払い込んだ保険料相当額の返還を請求した事案	◆相続税対策のため一時払い保険料を銀行から借り入れて変額保険に加入した顧客が銀行との金銭消費貸借契約、保険会社との保険契約の錯誤無効、担当者の説明義務違反による解除を主張し、銀行・保険会社に対し不当利得等返還請求をしたが、担当者は変額保険の仕組みやリスクを説明し顧客もこれを認識していたとして、いずれの主張も排斥された事例	変額保険	請求棄却	
276	平成13年 8月27日 東京地裁 平11 (ワ)9724号	不当利得等 請求事件	◆変額保険契約を締結した訴外Eの相続人である原告らが、被告らとの間の本件変額保険契約、本件消費貸借契約、本件保証委託契約、本件根拠当権設定契約はいずれも錯誤により無効であるとして、被告保険会社に対しては不当利得返還請求権に基づき払込保険料相当額の返還を、被告銀行に対しては本件消費貸借契約による債務が存在しないことの確認を、被告信用保証会社に対しては保証料相当額の金員の返還及び本件根拠当権設定登記の抹消登記手続を求め、また、第2次に、被告らが本件変額保険契約締結に際し、説明義務に違反して一体となって違法な勧誘行為をしたとして、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を請求した事案	◆変額保険契約を締結した際、保険契約者において錯誤があったとは認められないとされた事例 ◆変額保険契約の締結に際し、保険会社及び融資した銀行等が説明義務に違反して一体となって違法な勧誘行為をしたことを理由とする不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求につき、変額保険販売担当者が負う説明義務に違反したとは認められないとして、請求が棄却された事例	変額保険	請求棄却	
277	平成13年 7月27日 東京地裁 平8(ワ) 15244号	損害賠償請 求事件	◆銀行から保険料相当額等を借り入れて変額保険に加入した旧原告(本件訴訟係属中に死亡し、原告らが訴訟を承継した。)が、生命保険会社及び銀行を被告として、公序良俗違反・錯誤・詐欺取消しを理由とする不当利得の返還及び勧誘行為の違法を理由とする不法行為又は債務不履行による損害賠償を求めた事案	◆生命保険会社の保険外務員が変額保険の勧誘に当たり、これを用いた相続税対策について具体的な説明を尽くさなかった場合において、保険外務員と加入者が親子であったときでも、生命保険会社には説明義務違反による損害賠償義務があるとされた事例	変額保険	8割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
278	平成13年 2月26日 東京地裁 平8(ワ)13049号	債務不存在確認等請求事件	◆相続税対策として、都市銀行との間で不動産に抵当権設定契約をして融資を受け、これを保険料原資として保険会社との間で変額保険契約等を締結した者が、銀行及び保険会社の担当者から違法な勧誘を受けたとして、融資契約、抵当権設定契約、変額保険契約等の錯誤無効、公序良俗違反、詐欺取消しを主張して、債務不存在の確認を求め、説明義務違反等に基づく不法行為による損害賠償を求めた事案	◆請求が棄却された事例	変額保険	請求棄却	
279	平成13年 2月23日 東京地裁 平9(ワ)15649号	損害賠償等本訴請求、貸金反訴請求、貸金請求事件	◆相続税対策のために銀行から多額の融資を受けて変額保険に加入した者の相続人が、銀行及び生命保険会社らを相手に、融資契約、保険契約などの錯誤による無効、詐欺的勧誘による取消し、説明義務違反などを理由に、根抵当権設定登記の抹消登記手続、不当利得金の請求、損害賠償請求などを求めた事案	◆請求がいずれも棄却された事例	変額保険	請求棄却	
280	平成13年 1月17日 東京地裁 平8(ワ)4885号	損害賠償請求、債務不存在確認等請求、求償金反訴請求事件	◆被告銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、被告信用保証との間で保証委託契約及び根抵当権設定契約を締結して、被告銀行から融資を受けた金員を保険料として支払って被告D生命との間に変額保険契約を締結した原告らが、契約には詐欺、錯誤、公序良俗違反、不法行為があったとして、損害賠償、債務不存在確認、担保とした根抵当権設定登記の抹消登記手続の各請求をした事案	◆銀行との間で金銭消費貸借契約を、信用保証会社との間で保証委託契約及び根抵当権設定契約を締結し、銀行から融資を受けた金員を保険料として支払って保険会社との間で変額保険契約を締結した者が、各契約は錯誤若しくは公序良俗違反で無効であり、又は詐欺を理由に取り消したことを理由として求めた債務不存在確認請求が認められなかった事例 ◆前記の者が各社に対し、説明義務違反などの違法行為により各契約が締結されたことを理由として求めた損害賠償請求が認められなかった事例	変額保険	請求棄却	
281	平成12年12月22日 大阪地裁 平10(ワ)8358号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告銀行及び被告M生命保険相互会社から、いわゆる相続税対策として有効な商品であるとの触れ込みで融資一体型変額保険の勧誘を受け、一連の違法な勧誘によって融資一体型変額保険が相続税対策に極めて有効な商品であるとの錯誤に陥り、被告保険会社との間では変額保険契約を、被告銀行との間では、右変額保険の保険料の原資等に充てるための金銭消費貸借契約をそれぞれ締結するに至ったと主張し、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償、債務不存在確認等を請求した事案	◆相続税対策として有効な商品であるとの勧誘により融資一体型変額保険に加入した者が、運用利率の低下等により損失した場合につき、保険会社及び銀行の従業員に説明義務の違反があったとして、保険会社及び銀行の不法行為責任が認められた事例	変額保険	7割	
282	平成12年 9月28日 東京地裁 平10(ワ)20610号	貸金請求、不当利得等請求事件	◆原告銀行から借り受けた金員で保険料を一括して支払って、原告保険会社との間に変額保険契約を締結した被告Y1が、原告保険会社に対し、詐欺取消、錯誤無効を理由に、不当利得返還請求権に基づき、保険料等の支払を求め、原告保険会社及び原告銀行に対し、詐欺的手段及び説明義務違反によって締結されたことを理由に、不法行為による損害賠償を請求し、被告らが根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案	◆変額保険契約を締結した者が生命保険会社及び融資した銀行に対し担当者から違法な勧誘を受けたとしてした不法行為に基づく損害賠償請求について、保険会社担当者の勧誘に説明義務違反が認められるが、変額保険契約を解約しておらず、解約したとしたら解約返戻金は払込保険料を、被保険者の各平均余命時点における基本保険金額は銀行からの借り入れた元利金をそれぞれ上回っており、損害が発生していないとして請求が棄却された事例	変額保険	請求棄却	
283	平成12年 9月11日 東京高裁 平8(ホ)1578号	損害賠償請求控訴事件	◆相続税対策のため、その所有不動産に被告保証会社のための根抵当権を設定して被告銀行から多額の資金を借り入れ、その資金によって被告保険会社との間で高額の変額保険契約を締結した原告が、その後の被告保険会社の変額保険特別会計の資産の運用がマイナス運用に終始し、右借入金の利息の支払に窮して右保険契約の解約に追い込まれたことなどから、被告らに対して、不法行為責任等を理由に、損害賠償等を求めた事案	◆相続税対策としての変額保険契約締結の勧誘に際して、保険会社の担当者に信義則上の説明義務違反があったものとして、保険会社に対する損害賠償請求が認容された事例 ◆右の変額保険契約締結の仲立ちをした税理士について、説明義務違反等を理由とする不法行為責任が否定された事例	変額保険	5割	
284	平成12年 9月 6日 東京高裁 平12(ホ)1194号	損害賠償請求控訴事件	◆変額保険契約を締結した控訴人が、被控訴人である被控訴人の説明義務違反を理由として債務不履行に基づく損害賠償を請求した事案	◆変額保険の契約者が、保険会社に対し、説明義務違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起して敗訴した後、同一の保険契約につき、前訴の説明義務違反とは異なる内容の説明義務違反を理由として提起した債務不履行による損害賠償請求訴訟が、前訴の確定判決の既判力に抵触せず、また、前訴の煮し返しにも当たらないとして適法とされた事例	変額保険	(差し戻し)	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
285	平成12年 7月31日 東京地裁 平9(ワ)18992号	損害賠償請求事件	◆銀行から借入をしたうえ不動産の共有持分権を購入し、また融資一体型の変額保険に加入した者が、保険会社及び銀行の担当者の説明義務違反ないしこれに起因する錯誤を理由に、主位的に、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を請求し、予備的に、保険会社に対しては、不当利得の返還を請求し、銀行に対しては、根拠当権設定登記の抹消登記等を求めた事案	◆請求がいずれも棄却された事例 ◆金銭消費貸借契約に基づく債務が存在しないことの確認を求める訴えが却下された事例	変額保険	請求棄却	
286	平成12年 6月28日 東京地裁 平6(ワ)18792号	債務不存在確認等請求事件	◆保険会社の勧誘を受けて、相続対策のために、銀行から融資を受けて一時に保険料を支払って変額保険に加入した保険契約者及び銀行から融資を受けることに関して連帯保証等をした保険契約者の子供らが、変額保険契約、消費貸借契約の錯誤による無効、詐欺による取消し、公序良俗違反による無効、説明義務違反等の不法行為を主張して、保険会社に対しては、支払保険料の返還、損害賠償などを求め、銀行及び信用保証会社に対しては、借入債務及び保証債務の不存在確認、根拠当権設定登記の抹消登記手続、損害賠償などを求めた甲事件と、銀行が保険契約者に対して貸付金の返還を求めた乙事件が併合審理された事案	◆保険会社の従業員のした変額保険の勧誘において、必要な説明を怠った説明義務違反があると、保険加入者の保険会社に対する損害賠償請求が認容された事例 ◆保険加入者にも落ち度があったとして、五割の過失相殺がされた事例	変額保険	5割	
287	平成12年 4月27日 東京高裁 平8(ホ)5607号	損害賠償請求控訴事件	◆被控訴人との間で変額保険契約を締結した控訴人が、同契約の錯誤による無効又は詐欺による取消し及び被控訴人の担当者の勧誘行為が不法行為に当たると主張して、主位的に、支払済保険料について不当利得返還を請求し、予備的に、使用者責任に基づく損害賠償を請求した事案	◆保険会社の従業員が、顧客に対し、変額保険の運用実績について九パーセントの数値のみを使用して各種のシミュレーションをし、しかも九パーセントを下回ることがないような説明をして勧誘したことが、断定的判断の提供に当たり違法であるとされた事例 ◆保険会社に対し、保険会社の従業員による違法な変額保険の勧誘行為により、保険契約者が精神的損害を被ったとして、六割の過失相殺をした上、慰謝料及び弁護士費用相当の損害賠償を命じた事例	変額保険	6割	
288	平成12年 3月17日 最高裁第二小法廷 平8(オ)1582号	損害賠償請求事件	◆変額保険契約を締結した原告らが、生命保険会社である被告に対し、被告担当者の勧誘行為には説明義務違反等の違法があり、同違法な行為によって損害を被ったとして、主位的に不法行為(使用者責任)、予備的に債務不履行を理由として、損害賠償を求めた事案	◆変額保険契約の勧誘行為に違法があったとしても、未解約の場合には払込保険料と解約返戻金の差額に相当する額の損害が発生しているとはいえないとして損害賠償請求を否定した事例	変額保険	請求棄却	
289	平成11年 3月30日 東京地裁 平6(ワ)19267号	損害賠償請求事件	◆原告らが、変額保険の解約返戻金が融資の元金を下回る事態等が生じる危険性等について十分な説明を受けず、かえって、そのような危険はないものと認識したうえ、変額保険に加入し、被告銀行と融資契約を締結するに至ったことを理由として、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求し、選択的に、変額保険契約及び融資契約の錯誤無効に基づく不当利得返還請求として、被告銀行に対して、支払利息相当額を、被告生保各社に対して、支払保険料から契約者貸付による借入金及び解約返戻金を控除した金額の支払をそれぞれ請求した事案	◆銀行融資とセットになった変額保険についての説明義務違反による不法行為の請求が生命保険会社のほかこれを利用した相続税対策について説明した公認会計士・税理士等についても認められた事例	変額保険	8割	
290	平成11年 2月23日 東京地裁 平8(ワ)24800号	土地建物根拠当権設定登記抹消登記手続等請求事件	◆原告らが、被告生保の従業員から、変額保険の仕組み等について説明を受けなかったこと等を理由として、主位的に、被告生保に対し、保険契約の錯誤無効、詐欺取消に基づく払込保険料の不当利得返還、被告銀行に対し、払込保険料を調達するための金銭消費貸借契約の錯誤無効に基づく債務不存在確認、被告保証会社に対し、保証委託契約及び根拠当権設定契約の錯誤無効に基づき根拠当権設定登記の抹消登記手続を請求し、予備的に、被告生保に対し、勧誘した被告生保の従業員の説明義務違反による不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆変額保険の勧誘に際し、生命保険会社担当者の説明義務違反はなかったとして、保険契約等の錯誤無効、詐欺取消、損害賠償請求のいずれも認められなかった事例	変額保険	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
291	平成10年 5月15日 東京地裁 平6(ワ)18309号	損害賠償請求事件	◆相続税対策の立案を受け、被告銀行から借り入れ、保険料を支払って被告生保と変額保険契約を締結した原告らが、主的に、被告らに対し、従業員から違法な勧誘を受けたと主張し、融資金と解約返戻金との差額等につき、共同不法行為の損害賠償請求をし、予備的に、被告生保らに対し、保険料を特別勘定で運用するに際しての善管注意義務違反を主張し、融資金と解約返戻金との差額につき、損害賠償請求をした事案	◆変額保険の勧誘に際して、当時の運用実績につき不実の説明があったとして生命保険会社の責任を肯定し、銀行等の責任を否定した事例 ◆変額保険の保険料を特別勘定で運用するに際しての生命保険会社の善管注意義務を否定した事例	変額保険	主張なし	
292	平成 9年 7月31日 大阪地裁 平6(ワ)13016号	損害賠償請求事件	◆原告は、被告銀行の従業員からいわゆる「相続税対策」のために被告銀行から資金を借入れて変額生命保険の保険料を一括払いして加入するよう勧誘され、被告銀行から右保険料相当額等を借り受けて、被告保険会社変額生命保険契約を締結したところ、変額保険の解約返戻金が本件消費貸借契約の元金金を下回る事態等が生じる危険性等について十分な説明を受けず、そのような危険がないものと認識のうえ本件各契約を締結するにいたったことを理由として、被告保険会社に対し、錯誤無効に基づく不当利得返還請求として、支払済みの保険料から解約返戻金を控除した金員相当額の返還を、また、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、本件消費貸借契約による支払利息相当額等の損害賠償を求めた事案	◆銀行からの融資とセットとなった変額保険の加入に際し、銀行・保険会社について説明義務違反等による不法行為責任を認め損害賠償請求が認められた事例	変額保険	2割	原告は、被告らから、本件各契約の締結に際し、相続税対策になるとの説明を受け、変額保険の解約返戻金等が変動するものであると説明され、その旨記載された変額保険設計書の交付を受け、変額保険の解約返戻金等の額が運用実績に応じて変動し、変額保険自体に危険性があることは抽象的に認識しており、本件各契約の締結の経緯、被告らの説明及び勧誘の態様、原告が解約返戻金等の変動の可能性自体は認識していたこと等の事情を考慮すると、原告に対し、その損害の2割を負担させるのが相当である。
293	平成 9年 6月 9日 東京地裁 平8(ワ)17401号	不当利得等請求事件、賞金等反訴請求事件	◆原告の亡父と被告保険会社との間の生命保険契約及び被告銀行との間の金銭消費貸借契約、根拠当権設定契約が、公序良俗違反、錯誤無効、詐欺取消により無効であるとして、被告保険会社に対し悪意の不当利得に基づき払込保険料の返還等を、被告銀行に対し右消費貸借契約上の債務及び右保証債務の各不存在確認と右根拠当権設定登記の各抹消登記手続を求め、選択的に、右金銭消費貸借契約上の債務相当額につき損害賠償を求め、また、被告らの契約担当者が右契約に際してなすべき説明義務を尽くさなかったことが不法行為に該当するとして本訴弁護士費用について損害賠償を求めた事案であり、反訴請求は、右消費貸借契約及び保証契約に基づき資金の返還及び遅延損害金の支払いを求めた事案	◆変額保険の抽象的な仕組みではなく、具体的、現実的な相続税対策として現在の運用実績及び極近い将来の現実的な運用実績が判断の要素となっている場合に、実際は運用率がマイナスで同傾向にあるのに、運用率が現実にならぬし〇パーセントを維持し銀行金利を三パーセント上回って推移していくと信じた点に要素の錯誤があるとされた事例 ◆保険契約、保険料の融資のための金銭消費貸借契約のいずれも無効である本件の場合、端的に、銀行の保険料金相当額の貸金の損失のもとに保険会社が保険料を得た関係として保険契約者と保険会社と融資銀行の関係を保つのが不当利得制度の理念にかなうとされた事例 ◆変額保険の保険料の融資を勧める銀行員が、単に変額保険の運用率の見込みを述べるに止まらず、実際のマイナス運用実績と異なる九パーセントを超える運用率を現実で確実性があると積極的に説明したことは信義則上要求される注意義務に反し不法行為を構成するとされた事例	変額保険	否定	
294	平成 8年12月 5日 大阪高裁 平7(ネ)2310号	損害賠償請求各控訴、同附帯控訴事件	◆原告が、被告らに対し、いわゆる変額保険の加入に関し、被告ら各従業員による変額保険のリスクの説明が不十分であったため、保険料と解約返戻金との差額等の損害を被ったとして、主的に、使用者責任(民法七一条)及び共同不法行為(同七九条)を原因として、予備的に契約締結上の過失による債務不履行を原因とし、各損害賠償とその遅延損害金(始期は訴状送達の日)を求めた事案の控訴審	◆変額保険訴訟で保険会社および払込保険料を融資した銀行の責任を肯定した一審判決が否定された事例	変額保険	請求棄却	
295	平成 8年10月28日 最高裁第二小法廷 平8(オ)1133号	損害賠償請求事件	◆被告銀行から借り入れた資金で保険料を一括して支払うことにより被告生命と変額保険を締結した原告が、被告銀行及び被告生命の従業員から違法な勧誘を受けたため本件変額保険を締結したこと等の違法事由を主張し、そのため原告が損害を被ったとして、不法行為に基づき、被告らに右損害の賠償を求めた事案の上告審	◆変額保険の募集にあたり、保険外務員の説明義務違反および「断定的判断の提供」を認めた事例	変額保険	不明(不掲載)	
296	平成 8年10月25日 浦和地裁 平6(ワ)2210号	損害賠償請求事件	◆被告の変額保険に加入した原告が、被告に対し、主的に、違法な勧誘行為により同保険に加入させた。予備的には、違法に同保険の解約を妨害した、として各不法行為による損害賠償を求めた事案	◆七八歳の会社社長に変額保険の勧誘をした保険会社の営業所長に説明義務違反がないとされた事例	変額保険	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
297	平成 8年 9月27日 東京地裁 平5(ワ)11561号	土地建物根拠当権設定登記抹消登記等請求事件	◆銀行から保険料等の金員を借り入れ、保険会社にこれを支払って変額保険に加入した原告が、被告銀行及び被告保険会社の各担当者による変額保険の勧誘行為における説明が不十分であったこと等を理由として、主位的に、変額保険契約、融資契約及び保証委託契約について錯誤による無効を主張して、被告保険会社に対しては支払った保険料と受け取った解約返戻金との差額の返還を求め、被告銀行に対しては融資契約に基づく残債務が存在しないことの確認を求めるとともに支払った利息の返還を求め、被告信用保証会社に対しては支払った保証委託手数料と受け取った戻保証料の差額の返還を求め、予備的に、被告銀行と被告保険会社の共同不法行為を主張して、損害賠償を請求した事案	◆変額保険の勧誘に際して、当時の運用実績について誤った情報を提供した点が説明義務違反を構成するとして、生命保険会社の責任を肯定し(過失相殺七割)、銀行の責任を否定した事例	変額保険	7割	
298	平成 8年 9月26日 最高裁第一小法廷 平7(オ)1370号	損害賠償請求事件	◆原告が生命保険会社である被告との間で変額保険契約を締結したところ、その運用実績が思わしくなく、約二年半後にこれを解約したものの、当初の払込保険料を大幅に下回る解約払戻金しか返還されなかったことから、被告に対し、主位的に、被告による元本保証及び利益保証約定の不履行を理由に、予備的に、被告外務員の違法な募集に関する被告の責任(保険募集の取締に関する法律一条一項)を理由に、損害賠償を求めた事案の上告審	◆変額保険の募集にあたり、保険外務員の説明義務違反が否定された事例	変額保険	請求棄却	
299	平成 8年 7月30日 東京地裁 平5(ワ)24611号	損害賠償請求事件	◆被告銀行から保険料相当額の金員を借り入れ、被告各生命保険会社にこれを支払って変額保険に加入した原告が、被告らの各担当者による変額保険の勧誘行為における説明が不十分であったこと等を理由として、主位的に、変額保険契約、融資契約及び根拠当権設定契約について詐欺を理由とする取消し、錯誤による無効、又は債務不履行に基づく解除を主張して、被告銀行に対しては根拠当権設定登記の抹消登記手続を、被告各保険会社に対しては支払った保険料の返還を求め、予備的に、被告らの共同不法行為を主張して、支払った保険料及び借入利息相当額等の損害の賠償を求めた事案	◆本件変額保険契約及び銀行契約の締結に要素の錯誤があり右契約を無効とした事例	変額保険	主張なし	
300	平成 8年 7月10日 東京地裁 平6(ワ)8785号	損害賠償等請求事件	◆相続税対策に有効であるとして、被告保険会社の従業員に勧誘により被告銀行から金銭を借り入れて変額保険に加入した原告が、被告らに対し、契約の締結に当たり要素の錯誤があったとして契約の無効を理由に不当利得の返還などを求め、又は、選択的に、被告らの従業員に契約締結の勧誘に当たっての説明義務違反があったなどとして債務不履行又は不法行為による損害賠償を求めた事案	◆変額保険の勧誘につき保険会社の外務員に説明義務違反があったとされた事例	変額保険	7割	
301	平成 8年 6月19日 富山地裁 平6(ワ)210号	損害賠償請求事件	◆被告生命保険会社との間で変額生命保険契約を締結し、このための保険料相当額を被告銀行から借り入れた原告が、保険契約締結に際して、被告らの従業員が変額保険について原告代表者に十分説明しなかったため、変額保険を通常の生命保険と誤信して本件保険契約を締結し、本件融資契約も本件保険契約と一体のものとして締結したと主張し、本件各契約の錯誤無効、契約解除、本件各契約締結の際の被告両名の従業員の不法行為(使用者責任)を根拠に、被告両名に対して損害の賠償又は不当利得の返還を求めるとともに、被告銀行に対して、本件融資契約に基づく債務の不存在の確認を求めた事案	◆変額保険において、説明義務違反で生命保険会社、銀行の賠償責任を肯定した事例 ◆変額保険の募集にあたり、銀行支店長については、募集行為を行なつたとして、また生命保険会社の営業職員については、自ら説明・募集・勧誘を行なわなかつたとして、いずれも保険募集の取締に関する法律違反を認定するとともに、不法行為の成立を認め、損害賠償請求を認容した事例	変額保険	6割	
302	平成 8年 5月 1日 東京地裁 平5(ワ)23347号	損害賠償請求事件	◆銀行から融資を受けて被告らの終身型一時払い変額保険に加入した原告が、変額保険への加入に際し、被告らの保険募集人らから虚偽の説明を受けた等として、右募集人らの共同不法行為を理由に、保険募集の取締に関する法律一条一項に基づき、被告らに対し、損害賠償を求めた事案	◆変額保険の勧誘に際して保険募集人らによる説明義務違反等の違法な勧誘行為は認められないとして生命保険会社の損害賠償責任が否定された事例	変額保険	請求棄却	
303	平成 8年 3月26日 東京地裁 平6(ワ)11104号	損害賠償等請求事件	◆変額保険に加入した原告が、主位的に、詐欺に基づく取消、錯誤又は契約締結上の過失に基づく解除を理由として、被告銀行に対し、債務が存在しないことを、被告保証会社に対し、根拠当権設定登記の抹消登記手続を、被告らに対し、連帯して損害賠償金の支払いを、予備的に、契約締結の際の不法行為を理由として、被告らに対し、連帯して損害賠償金の支払いを求めた事案	◆変額保険に関する相談に応じて報酬請求をした税理士の助言が不適切であったとして損害賠償責任が認められた事例 ◆変額保険の勧誘に際し説明義務が尽くされていなかったとして保険会社の損害賠償責任が認められた事例	変額保険	8割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
304	平成 8年 3月11日 東京地裁 平4(ワ)14031号	損害賠償請求事件	◆被告との間で変額保険契約を締結して、金融機関からの借入金をもってその保険料を支払い、その後、右保険契約を解約して払込保険料と解約払戻金等との差額相当額の損失を受けた原告が、被告の営業担当者の勧誘に当たっての違法な説明により右保険契約を締結したことによって損害を被ったとして、被告に対し、民法七一条に基づき、損害賠償を求めた事案	◆変額保険の勧誘に際し説明義務違反があつたとする損害賠償請求が棄却された事例	変額保険	請求棄却	
305	平成 8年 3月 1日 東京地裁 平5(ワ)7465号	損害賠償請求事件	◆原告らが、被告らから内容虚偽の説明を受けたことにより、リスクの存在について知らないまま、変額保険契約を締結することにより、原告らに相続が発生した場合の相続税を確実に減額させて原告ら所有の不動産を売却することなく右貸金債務を返済しようと信じて、被告銀行から金銭を借り入れ、借入金の利息も借り受けるとともに、被告保証会社との間に原告ら所有の土地・建物に右借入金を被担保債務とする根拠当権設定契約及び保証委託契約を、被告保険会社との間に複数の変額保険契約を各締結して、右借入金により右各変額保険契約に基づく保険料を支払ったところ、被告らの説明に反して、変額保険の運用が確定的なものでなかったうえ、実際の右運用が不調となったため、右各貸金契約に基づく債務元利金合計金額が右各変額保険契約に基づく解約返戻金の金額を上回る等の損害が原告らに生じたので、原告らの右損害は被告らが前記の内容虚偽かつ不十分な説明を行った等の不法行為をなしたことにより原告らが本件各契約の内容を誤信したことによって発生したとして、被告らの右不法行為に基づく右損害の賠償等を求めた事案	◆変額保険の勧誘に際し説明義務違反若しくは重要事実の不告知等の違反がなかつたとされた事例	変額保険	請求棄却	
306	平成 8年 2月23日 東京地裁 平5(ワ)14324号	損害賠償請求事件	◆変額保険に加入した原告らが、変額保険の危険性について説明義務に違反したとして不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆変額保険において、説明義務違反で生命保険会社、保険外務員の損害賠償責任を肯定し(過失相殺五割)、税理士、税理士事務所事務員の責任を否定した事例	変額保険	5割	
307	平成 8年 1月30日 東京高裁 平7(ネ)1557号	損害賠償請求控訴事件	◆被告銀行から九〇〇〇万円を借り受け、被告保険会社の変額保険に加入した原告が、被告らに変額保険に関する説明義務を怠り、変額保険の運用実績が年九パーセントを下回ることはないと断定的判断を提供したと主張し、被告らに対し、保険料と解約返戻金との差額等について損害賠償を求めた事案	◆変額保険の勧誘が説明義務に違反し、断定的判断を提供したものであるとして保険会社及び外務員の損害賠償責任が認められた事例	変額保険	6割	
308	平成 7年12月13日 東京地裁 平5(ワ)11566号	土地建物根拠当権設定登記抹消登記等請求事件	◆被告銀行との間で融資契約を締結し、その借入金等を一時払保険料にあてて、被告保険会社との間で変額保険契約を締結した原告が、これらの変額保険契約は、右融資契約と一体となった契約であり、契約の勧誘等に違法があり、被告らに対し、公序良俗違反、詐欺、錯誤、不法行為があるとして、公序良俗違反による無効、錯誤による無効若しくは詐欺による取消しに基づく不当利得返還又は不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案	◆銀行からの借入金により変額保険契約を締結した場合において銀行及び保険会社とも説明義務及び適合性原則違反が否定された事例	変額保険	請求棄却	
309	平成 7年12月 8日 大阪地裁 平6(ワ)9500号	損害賠償請求事件	◆被告の勧誘により訴外M生命保険相互会社との間で終身型の一時払変額保険契約を締結した原告が、被告の従業員の違法な勧誘により右保険契約を締結させられ、約二年二か月後に右保険契約を解約したものの、当初の払込保険料と解約返戻金との差額や保険料支払のために原告が銀行から借り入れた借入金の利息など合計六五六三万三九三四円の損害を被ったとして、被告に対し、不法行為による損害賠償として右損害金の支払を求めた事案	◆生命保険会社の従業員による一時払変額保険加入の勧誘行為に、違法がなかつたとされた事例	変額保険	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
310	平成 7年10月27日 大阪地裁 平4(ワ)3172号	損害賠償等請求事件	◆変額保険契約を締結した原告が、融資契約及び変額保険契約は、いずれも保険募集の資格を有しない被告銀行の従業員勧誘によるものであるから保険募集の取締に関する法律九条に違反するものであるし、勧誘の際、変額保険契約、融資契約について、不実のことを告げる一方、変額保険契約の特殊性、危険性、変額保険契約と融資契約との関係、融資については利息の負担が生じることなどを説明せず、被融資者である原告の安全を確保する義務にも違反したとして、また被告保険会社も、原告に何らの説明もしなかったとして、主目的には不法行為を、予備的には債務不履行を原因として損害の賠償を求めた事案	◆変額保険の勧誘行為について保険会社の従業員及び融資銀行の従業員に説明義務違反等がなかったとされた事例	変額保険	請求棄却	
311	平成 7年10月25日 東京高裁 平7(ネ)1672号	損害賠償請求控訴事件	◆被告銀行から借り入れた資金で保険料を一括して支払うことにより被告生命と変額保険を締結した原告が、本件融資と一体となった変額保険はそれ自体欠陥商品であること、また、被告銀行及び被告生命の従業員から違法な勧誘を受けたため変額保険契約を締結したこと等の違法事由を主張し、そのため原告が損害を被ったとして、不法行為又は債務不履行に基づき、被告銀行及び被告生命に右損害の一部の賠償を求めた事案の控訴審	◆六七歳の男性の変額保険の勧誘に当たり説明義務及び適合性原則違反がないとされた事例 ◆銀行の社員が変額保険の払込保険料を融資したが、保険募集の取締に関する法律違反がないとされた事例	変額保険	請求棄却	
312	平成 7年 9月25日 東京地裁 平5(ワ)2854号	債務不存在確認等請求事件	◆銀行借入一時払変額保険契約がそれ自体又はその勧誘行為等に照らして公序良俗に違反し、錯誤により無効であるなどとして、主目的に、被告銀行に対し、保険料払込みのために締結された金銭消費貸借契約に基づく債務の不存在の確認及び被告銀行が設定を受けた根拠当権の設定登記の抹消登記手続を求め、被告保険会社に対し、保険契約の無効の確認を求めるとともに、不当利得返還請求として払込済みの保険料の支払いを求め、予備的に、被告らに対し、不法行為又は債務不履行による損害賠償請求として払込済みの保険料等の支払いを求めた事案	◆変額保険の募集・勧誘に際し、保険会社及び銀行の従業員に説明義務違反等の違法な行為がなかったとされた事例	変額保険	請求棄却	
313	平成 7年 8月25日 東京地裁 平4(ワ)22485号	損害賠償請求事件	◆銀行から保険料を借り入れて終身型一時払変額保険に加入した原告が、変額保険への加入及び保険料の借入れは、被告D生命保険相互会社の保険外務員である被告Sの違法な勧誘によるもので、保険加入後も右保険外務員が、リスク等を説明しなかったために解約が遅れたと主張し、右銀行に対する借入債務から解約返戻金を控除した額について不法行為に基づく損害賠償請求(保険外務員に対しては民法七〇九条、保険会社に対しては同法七一五条)として、また、右保険契約はその要素に錯誤があり無効であると主張し、払込保険料と解約返戻金との差額について追加的に不当利得に基づく返還請求として、被告らに対し、損害又は損失の内金六〇〇〇万円の支払を請求した事案	◆変額保険の特徴やリスクについて、保険外務員の説明を受ければ、株価等の変動によって死亡保険金や解約返戻金の変動することが理解できるから、当時の運用実績まで知らせる義務はないとして、当時の運用実績を知らずに本件変額保険契約を締結したとしても、その意思表示に要素の錯誤があるとは認められないとして、保険会社の損害賠償責任が否定された事例	変額保険	請求棄却	
314	平成 7年 3月24日 東京地裁 平4(ワ)19508号	損害賠償請求事件	◆被告銀行から借り入れた資金で保険料を一括して支払うことにより被告生命と変額保険を締結した原告が、本件融資と一体となった変額保険はそれ自体欠陥商品であること、また、被告銀行及び被告生命の従業員から違法な勧誘を受けたため変額保険契約を締結したこと等の違法事由を主張し、そのため原告が損害を被ったとして、不法行為又は債務不履行に基づき、被告銀行及び被告生命に右損害の一部の賠償を求めた事案	◆六七歳の男性に対する変額保険の勧誘について適合性原則違反及び説明義務違反がないとされた事例	変額保険	請求棄却	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
315	平成7年3月24日 東京地裁 平5(ワ)14651号	損害賠償請求事件	◆被告銀行から借り入れた資金で保険料を一括して支払うことにより被告生命と変額保険を締結した原告が、被告銀行及び被告生命の従業員から違法な勧誘を受けたため本件変額保険を締結したこと等の違法事由を主張し、そのため原告が損害を被ったとして、不法行為に基づき、被告らに右損害の賠償を求めた事案	◆生命保険会社外務員が変額保険を勧誘するにあたり、将来の運用成績について断定的判断の提供あるいはその疑いの強い行為を行なったとして、私法上も違法の評価を受けるべきものである。同外務員および生命保険会社は、保険契約者に生じた損害を賠償する義務を負うとされたが、保険契約者側も、外務員の口頭での将来の運用成績に関する説明を軽々と信じたことの過失は大きく、また保険金を受け取れる地位にあるという利益を受けていたといえるので、損益相殺的要素を考慮し、損害の八割は保険契約者が負担するものとされた事例 ◆変額保険の保険料を融資した銀行には、融資を断念すべき義務あるいは変額保険の危険性について説明すべき義務を認める法律上の根拠はないとされた事例	変額保険	8割	
316	平成7年2月28日 大阪高裁 平6(ホ)1792号	損害賠償請求控訴事件	◆被告保険会社の従業員の勧めにより変額保険に加入した原告が、被告保険会社に対し、主目的には本件変額保険契約を締結した際、元本とともに運用利益を保証されたことと主張し、予備的には変額保険の危険性について説明しなかったことにより損害を受けたと主張し、元本に運用利益を加え、返戻金を差し引いた残額の支払いを求めた事案	◆保険加入者は交付された資料と保険外務員の説明により変額保険の特質および資金運用の仕組みを容易に理解しえたとして変額保険の勧誘に際しての説明義務違反がないとして損害賠償責任が否定された事例	変額保険	請求棄却	
317	平成7年2月9日 東京地裁 平4(ワ)5948号	損害賠償請求事件	◆終身型一時払いの変額保険に加入した原告が、右変額保険に加入したのは、生命保険会社従業員の説明義務違反等の違法な勧誘によるものであるとして被告の不法行為責任を主張し、損害賠償を求めた事案	◆変額保険の勧誘について、保険会社の従業員による現実の好調な運用実績を強調した説明も、法的義務に違反する説明とまではいえないとした事例	変額保険	請求棄却	
318	平成6年7月25日 東京地裁 平4(ワ)20278号	損害賠償請求事件	◆保険契約の勧誘行為に違法があったとして、契約締結上の過失に基づく損害賠償又は使用者責任に基づく損害賠償として、払込保険料及び保険料払込のための借入金の支払利息等から解約返戻金を控除した額の支払を求めた事案	◆変額保険の勧誘行為に説明義務違反がなかったとして、損害賠償責任を否定した事例	変額保険	請求棄却	
319	平成6年7月6日 大阪地裁 平5(ワ)5455号	損害賠償請求事件	◆原告が生命保険会社である被告との間で変額保険契約を締結したところ、その運用実績が思わしくなく、約二年半後にこれを解約したものの、当初の払込保険料を大幅に下回る解約払戻金しか返還されなかったことから、被告に対し、主目的に、被告による元本保証及び利益保証約定の不履行を理由に、予備的に、被告外務員の違法な募集に関する被告の責任(保険募集の取締に関する法律一一条一項)を理由に、損害賠償を求めた事案	◆変額保険の勧誘に際しての説明について、保険外務員の不法行為に基づく損害賠償責任を肯定した事例	変額保険	7割	
320	平成6年5月30日 東京地裁 平5(ワ)1576号	損害賠償請求事件	◆被告との間で一時払変額保険契約を締結した原告が、被告に対し、右契約の無効及び被告の不法行為責任等を主張して、不当利得返還請求権及び損害賠償請求権等に基づいて支払を求めた事案	◆生命保険会社の外務員が、株式市況等により解約返戻金の額が変動し元本割れる危険度の高い数億円の一時払変額保険への加入を勧誘するに当たり、保険料を全額銀行借入金でまかなつても、最低年九パーセントの運用利回りが確実に解約返戻金が銀行借入金を下回ることはない旨虚偽の事実を述べ、その旨誤信した者が締結した保険契約に要素の錯誤があるとされた事例	変額保険	主張なし	
321	平成5年2月10日 東京地裁 平3(ワ)10566号	保証債務請求事件	◆原告(銀行)がA会社に対して三億円を貸付け、その社長である被告が連帯保証をしたところ、Aが期限の利益を喪失したため、原告は質権を実行するなどした上、残債務を被告に対して請求し、被告は、これに対して、原告の担当者としては、保険解約により元金割れのおそれもあること等危険性をA側に認識させた上で融資すべき義務があったのに、Cらの欺罔行為に乗じて融資を実行したものでBと一体となって被告を欺罔した等として詐欺による取消、錯誤無効、公序良俗違反による無効を主張して争った事案	◆変額保険の一時払保険料に当てるため融資を得ようとする顧客及び連帯保証人に対して銀行の担当者は変額保険の内在的リスクの説明をすべき義務はないとした事例	変額保険	請求棄却	
322	平成23年5月20日 東京地裁 平22(ワ)8206号	損害賠償請求事件	◆被告会社に対して海外商品先物オプション取引を委託した原告(女性・元学校教諭)が、その取引には適合性原則違反、説明義務違反等の違法事由があり、これにより損害を被ったとして、共同不法行為に基づき被告会社及び取引当時の被告会社の取締役・従業員らに対し損害賠償を請求した事案	◆被告会社の従業員らによる取引の勧誘行為は、説明義務に違反し、断定的判断の提供を伴うものであり、また、取引の実行については、実質的な一任売買、仕切拒否や無断売買を伴うものであり、かつ、意図的に手数料の収入増加を図ったといえ、従業員らによる取引に係る一連の行為は全体として違法であるなどとし、被告会社及び取締役・従業員らの賠償責任を認めて請求を一部認容した事例	先物	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
323	平成23年 2月23日 東京地裁 平20 (ワ)12252号	委託金返還請求事件、損害賠償請求事件、損害賠償等請求事件	◆被告会社に海外市場における商品先物取引のオプション取引を委託していた原告が、被告会社の従業員らにおいて原告に対する取引の勧誘に説明義務違反などの違法行為があったことを理由に被告会社、被告会社の従業員らに損害賠償の支払等を求めるとともに、被告従業員による違法な勧誘を放置したことが法令遵守体制構築義務を懈怠したことになるとして、被告取締役らに損害賠償の支払を求めた事案	◆被告従業員の勧誘行為に説明義務違反、過当取引等の違法行為があるとして、当該従業員に不法行為責任を認め、被告会社に使用者責任を認めたが、被告取締役らに法令遵守体制構築義務の違反等はなかったとし、原告の請求を一部認容した事例	先物	2割	原告は、オプション取引の仕組みについて正確に説明されないまま、過大な勧誘を受けて受動的に取引を行い、損失を被ったことは確かであるが、一方で、本件取引により損失が生じたことについて、原告にも一定程度の過失がある。
324	平成23年 2月 7日 東京地裁 平21 (ワ)17419号	損害賠償請求事件	◆被告会社の従業員の勧誘を受けて海外先物取引を行った原告が、同勧誘には適合性原則違反、説明義務違反等の違法があり、被告会社の取締役らは、同違法行為を認識し、又は認識し得たにもかかわらず、これを防止しなかったなどと主張して、被告会社、その従業員及び取締役らに対し、不法行為、使用者責任及び会社法429条1項に基づき、上記取引により被った損害の賠償を求めた事案	◆被告らは、口頭弁論に欠席するか、あるいは、具体的な反論や立証を特段行っていないところ、証拠により原告の主張する事実がいずれも認められるなどと判断して、原告の請求を認容した事例	先物	主張なし	
325	平成23年 1月28日 東京地裁 平20 (ワ)33502号	不当利得返還等請求事件	◆原告が、被告との間で商品先物取引委託契約を締結し、取引を委託していたところ、主位的に、被告従業員が個別取引の際に原告に不利益事実を告知しなかったことから、消費者契約法に基づき、被告との間の取引の一部を取り消したとして、不当利得の返還を求め、予備的に、同従業員による勧誘が違法なものであったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆金の商品先物取引の委託契約において、将来における金の価格は消費者契約法4条2項本文にいう「重要事項」に当たらないとして、主位的請求を棄却し、同従業員の勧誘には、過当売買、説明義務違反、仕切拒否等の違法はないとして、予備的請求も棄却した事例	先物	請求棄却	
326	平成22年11月19日 東京地裁 平20 (ワ)23577号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託業務等を目的とする被告会社並びにその代表取締役である被告Y1及びY2、並びに担当社員であった被告Y3に対し、被告Y3の違法な勧誘行為等により金及び白金の商品先物取引をした結果損害を被ったとして、不法行為等による損害賠償請求をした事案	◆適合性違反、説明義務違反、断定的判断の提供、無断売買、及び一任売買に関する原告の主張をいずれも否定し、原告の請求を全部棄却した事例	先物	請求棄却	
327	平成22年10月29日 東京地裁 平21 (ワ)35892号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告会社の商品取引外務員である被告Y1から商品先物取引委託契約の勧誘を受け、商品先物取引を行った原告が、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、過当取引、一任売買、過当頻繁売買、特定売買、仕切拒否・仕切回避を理由に違法行為があるとして、被告らに損害賠償の支払を求めた事案	◆被告Y1には、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、特定売買の違法があるとした上で、原告の過失割合を2割認めて過失相殺するなどし、請求を一部認容した事例	先物	2割	特に記載なし。
328	平成22年10月27日 東京地裁 平22 (ワ)14059号	損害賠償請求事件	◆被告会社との間で海外商品先物取引を行った原告が、勧誘、取引及び手仕舞いの各場面で被告会社の従業員による違法行為があった旨主張して、被告会社及び同社の代表取締役である被告Y1に対し、被告会社に差し入れた委託証拠金相当額、慰謝料及び弁護士費用の連帯支払を求めた事案	◆被告会社の従業員による説明義務違反、不実告知、断定的判断の提供、取引の強要、虚偽説明、違法な両建取引の勧誘等の違法行為があったと認め、被告会社は、その従業員の各違法行為につき、民法715条の使用者責任を負うとし、被告Y1については、会社法429条1項の責任を免れないとし、損害については、原告請求の委託保証金相当額並びに慰謝料及び弁護士費用の一部を認めて、原告の請求を一部認容した事例	先物	主張なし	
329	平成22年10月26日 東京地裁 平21 (ワ)28780号	損害賠償請求事件	◆海外市場における商品先物取引の受託を業とする被告会社の従業員である被告Y3において、原告に原油取引の勧誘をして保証金名下に金員を支払わせた行為につき、適合性原則、断定的判断の提供、過当取引、一任売買に当たる違法があるなどとして、原告が、被告会社、Y3のほか、被告会社の代表取締役であった被告Y1、同取締役であった被告Y2に対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆被告会社においては、顧客の注文した建玉に対し必ず反対の建玉である対当玉の注文がなされており、被告Y3には、そのいずれか一方の建玉について差損金が生じることを説明すべき義務違反があったとして不法行為の成立を認め、被告会社に使用者責任、被告Y1、同Y2には任務懈怠責任があったとして、原告の請求を認容した事例	先物	否定	原告に過失相殺を認めるべき事情は認められない。
330	平成22年10月14日 東京地裁 平21 (ワ)6394号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間で海外商品先物取引を行っていた原告が、訴外会社の従業員による再勧誘禁止違反、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、熟慮期間制限違反、一任売買などの違法な勧誘・取引行為によって財産的・精神的損害を被ったとして、訴外会社の元役員ら、及び、法人格否認の法理により被告会社を相手に損害賠償の支払を求めた事案	◆本件取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供の違法があるとして、訴外会社の元役員らの違法行為防止義務違反に基づく損害賠償責任を認めたが(過失相殺75パーセント)、法人格否認の法理による被告会社の責任は否定した事例	先物	75%	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
331	平成22年 9月 6日 東京地裁 平21 (ワ)1806号	損害賠償請求事件、貸金請求事件	◆当初は被告証券会社の証券外務員として、後に同社から委託を受けて証券仲介業者として業務を行った被告会社から株式の信用取引及び株価指数先物取引の勧誘を受けて取引をした原告が、損害を被ったとして、被告らに対し、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、無断売買、過当取引等を理由に損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張を排斥し、請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
332	平成22年 9月 3日 東京地裁 平21 (ワ)8903号	損害賠償請求事件	◆原告(取引当時58歳)が、被告の従業員が原告に対して間違いなく儲かるなどの断定的判断を提供して海外先物取引を勧誘し、リスクについての説明義務に違反して海外商品先物取引を行わせたことが不法行為又は債務不履行にあたりと主張して、被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆被告の従業員が断定的な判断を提供したこと及び説明義務違反があったことを認め、原告に対する不法行為を構成するとして一方、原告には商品先物取引の経験があり、海外商品先物取引のリスクが全く理解できていなかったとは考えがたく、原告が勤務先会社の預金を無断で流用した取引を続けた経緯にも照らし、原告の過失を4割と認め、過失相殺の上で請求を一部認容した事例	先物	4割	
333	平成22年 8月27日 岡山地裁 平20 (ワ)731号	損害賠償請求事件	◆商品取引員である被告に商品先物取引を委託した原告(商品先物取引開始当時34歳。経済学部卒の男性で、勤務先では支店長)が、被告の従業員に勧誘の告知・確認の義務違反等の違法行為があったとして、被告に対し、不法行為ないし債務不履行責任に基づき、損害賠償の支払を求めた事案	◆原告は投資経験なくとも適合性原則には反しないとした一方、原告が勧誘を受ける意思があるか確認せずにした不当勧誘、ハイブリッド取引で確実に利益が出るなどの断定的判断の提供、追証についての説明義務違反、実質一任売買及び過当取引があったとして、被告会社従業員らによる不法行為を認定し、被告会社の使用者責任を認めた事例(過失相殺2割)	先物	2割	商品先物取引の仕組み等について一応の説明を受け、これに一定のリスクが存在すること自体はある程度認識した上で本件取引を開始し、行ったものと認められることからすると、本件取引において損失が発生、拡大したことについて原告にも過失がある。
334	平成22年 7月22日 東京地裁 平20 (ワ)34162号	損害賠償等請求本訴事件、差損金請求反訴事件	◆原告が、商品取引員である被告に対し、商品先物取引についての適合性原則違反(新規委託者保護義務違反)や説明義務違反、断定的判断の提供等による取引の違法な勧誘があったとして、債務不履行又は不法行為に基づき、保証金として交付した現金及び同様に預託した株式の評価損に相当する損害賠償を求めると共に、商品先物取引委託契約の終了に基づき、預託した株式に係る株券の引渡しを求めた本訴事件と、被告が、原告に対し、商品先物取引委託契約に基づき、取引終了後の清算金(最終仕切差損金)の支払を求めた反訴事案	◆商品先物取引において適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供等による取引の違法な勧誘があったとする原告の主張をいずれも排斥して、商品取引員である被告に対する損害賠償請求の本訴を棄却した事例 ◆商品取引員である被告から原告に対する商品先物取引委託契約の終了後の清算金の支払を求める反訴が、全部認容された事例	先物	請求棄却	
335	平成22年 6月28日 東京地裁 平21 (ワ)7937号	損害賠償請求事件	◆被告に委託して海外商品先物取引を行った原告が、被告に対し、被告従業員による断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、一任売買、仕切拒否の違法行為があったなどと主張して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員のアドバイスに従って取引をしていれば損をしないものと誤信させたなどとして、被告従業員の説明等に断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、一任売買の違法があることを認め、これら一連の行為は、取引全体を通じて原告に対する不法行為であるとし、他方で、3割の過失相殺を認め、請求を一部認容した事例	先物	3割	
336	平成22年 6月25日 東京地裁 平20 (ワ)38244号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託を業として営む商品取引員である被告(株式会社)に対して、迷惑勧誘の禁止、再勧誘の禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、事前交付書面の欠如、断定的判断の提供等を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆原告は大手企業の子会社の常務取締役の地位にあり、株式取引、外国為替証拠金取引の経験を有している事実を前提に、原告主張の各違法行為について、被告の担当者に違法行為があったことを認めることはできず被告に使用者責任を認めることはできないとして請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
337	平成22年 4月13日 名古屋地裁 平19 (ワ)3613号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引をなした原告が、被告らに対し、被告ら従業員がなした商品先物取引の勧誘及び一連の取引が違法であるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求権として、一連の商品先物取引によって蒙った損失等の支払を求めた事案	◆適合性原則違反、新規委託者保護義務違反は否定したが、本件取引以前に商品先物取引の経験がなかった原告が、複雑で錯綜している、高度に各種の取引手法を駆使している本件取引の具体的内容を適正に理解し、委託手数料をも踏まえた損益状況を的確に把握していたなどとは推認することが出来ないなどとして、説明義務違反、実質の一任売買、無意味な反復売買及び両建ての勧誘を肯定し、断定的判断の提供も肯定した事例 ◆勧誘から取引の途中まで関与した被告会社外務員について、同外務員が担当した取引に係る不法行為の結果として以後の取引が継続されたものであるから、全取引に起因する損害全体との間に相当因果関係が存在するとして事例	先物	3割	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
338	平成22年3月24日 東京高裁 平21 (ネ)4936号	損害賠償、 差損金請求 控訴事件	◆商品先物取引業者である一審被告との間で金の商品先物取引を行っていた原告が、一審被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を求めるとともに、一審被告が主張する立替金(差損金)債務の不存在確認を求めたのに対し、反訴として、一審被告が、本件取引終了時における差損金等の支払を求めたところ、原判決が、本訴請求の不存在確認請求を却下し、損害賠償本訴請求と差損金反訴請求につきいずれも一部認容したことから、当事者双方が控訴した事案	◆本件取引には、一審被告において、専門的知識を有しない委託者である一審原告に対して一審被告が本件取引手法を行っていること等に関する説明義務違反、本件取引の取組についての助言義務違反、過当取引による損失の発生等の違法行為があるなどとして、一審原告の過失割合を3割と認めて損害賠償本訴請求を一部認容したが、一審被告の差損金反訴請求は、当事者間の信義則に反するとして棄却し、当該結論と異なる部分の原判決を変更した事例	先物	3割	
339	平成22年2月8日 東京地裁 平20 (フ)14357号	損害賠償請求 事件	◆被告会社の従業員の勧誘により海外市場での商品先物を対象とするオプション取引を行った原告が、被告会社、その代表者及び従業員らを被告として、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供及び情報提供義務違反による不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告には先物取引の経験があり、被告従業員らの説明に対しても質問をし、被告会社から送付されてきたウィークリーレポート等を自ら検討していたこと等の事実を認定した上で、原告が不適格者であるとはいえず、説明義務違反、断定的判断の提供及び情報提供義務違反も認められないとして、原告の請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
340	平成22年1月28日 千葉地裁 平20 (フ)2252号	損害賠償請求 事件	◆被告会社との間で海外商品取引所の原油等に係る売買取引委託契約を締結し、被告会社に委託保証金を預託して原油の商品先物取引を行った原告が、被告会社、同社取締役、同代表取締役及び同社の担当者らに対し、損害賠償を求めた事案	◆本件においては、本件取引について、適合性原則違反、被告担当者の説明義務違反、被告担当者の新規委託者保護義務違反、被告担当者の両建の勧誘禁止義務違反、被告会社及び被告担当者の「向かい玉」に関する説明義務違反があるなど、上記一連の行為は全体として不法行為を構成するとして、当該取引の違法性を認めた上で、被告担当者らと被告会社取締役の不法行為責任、同代表取締役の不法行為責任ないし任務懈怠責任及び被告会社の使用者責任を認めて、原告の請求を認容した事例	先物	否定	被告担当者は、本件各取引の損失リスクについて十分な説明を行わず、委託保証金に対する取引額の倍率について虚偽の説明を行って、原告の申告に係る投資可能額を無視して、短期間に、合計一五〇〇万円もの委託保証金の預託を受け、また、本件各取引開始の二か月余り後には両建を勧誘して受託し、必要な委託保証金が不足している状態で取引を繰り返し、損失の発生にもかかわらず、利益が上がっている旨の虚偽説明によって、取引を継続させるなどしており、このような行為は、原告の投資適格性を全く考慮せず、その財産の保護を無視したものである。
341	平成22年1月26日 東京地裁 平18 (フ)5979号	差損金請求 事件(本 訴)、損害賠 償反訴請求 事件(反訴)	◆被告会社に委託して東京工業品取引所に上場されている金等の先物取引を行った原告(任職)が、被告会社の適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無意味な反復売買、過当取引、一任売買、仕切拒否、情報提供義務違反等の違法行為により損害を被ったとして損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の主張する違法事由を排斥し、原告の請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
342	平成21年12月21日 東京地裁 平20 (フ)20048号	損害賠償請求 事件	◆訴外T社と海外商品先物取引をして損害を被った原告が、T社は同社の職員である被告らをして、海外市場に取り次いでいないにもかかわらず、海外商品先物取引の外形を装って取引を勧誘し、また、その他の違法な勧誘をし、原告にT社との海外商品先物取引の取次委託契約をさせ、原告から委託保証金名下に金員を奪ったと主張して、被告らに対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案	◆原告に対する勧誘を行っていた被告に関しては適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供の違法を認めただ一方、取締役であった被告に関しては監視義務違反があったとまでは認められないとされた事例	先物	主張なし	
343	平成21年12月18日 最高裁第二小法廷 平21(受)629号	損害賠償請求 事件	◆上告人が、被上告会社に委託して行った商品先物取引において損失を被ったことについて、その従業員である被上告人Y21による説明義務違反等の違法行為があると主張して、被上告人らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆特定の商品の先物取引につき、委託者と自己玉とを通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡するように自己玉を建てることを繰り返す取引手法を用いている商品取引員が、専門的な知識を有しない委託者から当該特定の商品の先物取引を受託しようとする場合、当該商品取引員の従業員は、信義則上、その取引を受託する前に、委託者に対し、その取引については上記取引手法を用いていること及び上記取引手法は商品取引員と委託者との間に利益相反関係が生ずる可能性の高いものであることを十分に説明すべき義務を負うとした事例	先物	主張なし	

A-3 情報提供義務に関する裁判例

通番	裁判年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	裁判所の判断	分類	過失割合	参考事情
344	平成21年12月18日 福岡高裁 平21 (ネ)667号	損害賠償請求 控訴事件、同付帯 控訴事件	◆商品取引員であった控訴人に委託して商品先物取引を行った被控訴人は、控訴人に対し、上記先物取引に関する控訴人担当者の違法行為によって損害を被ったと主張して、主位的に不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償として、予備的に債務不履行に基づく損害賠償として、差引損等の支払を求めた事案	◆被告担当者らの不法行為、被告の使用者責任を認め、6割の過失相殺をした原審に対し、被告が控訴し、原告が附帯控訴。控訴を棄却し、附帯控訴に基づき、原判決を変更した事例 ◆商品取引員は、委託者に対し、差玉向かいを行っていること及び差玉向かいは商品取引員と委託者との間に利益相反関係が生じる可能性が高いものであることを十分に説明すべき義務を負うところ(最判平成21年7月16日民集63巻6号)、控訴人が被控訴人に対し、説明をしなかったことは明らかであるから、この点でも違法であるとし、控訴人の違法性の程度と被控訴人の過失を対比すれば、被控訴人の過失割合は、4割が相当とした事例	先物	4割	
345	平成21年12月16日 東京地裁 平20 (フ)20292号	損害賠償請求 事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告会社及びその取締役に対し、被告会社の従業員らによる行為が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、一任売買及び仕切拒否により違法であり、被告取締役は自ら組織ぐるみで違法行為を行い、又は違法行為を防止する義務があるのにこれを怠ったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告取締役の責任については、証拠上、違法な取引が行われていることを知っていたとは認められないとして、これを否定したが、被告会社の責任については、原告の主張どおり被告会社の従業員らの違法行為を認め、1割の過失相殺をした上で、請求を一部認容した事例	先物	1割	特に、巧みな仕切拒否によって原告の損害が大幅に拡大していることなどからすると、原告の落ち度は小さいものであったというべきである。
346	平成21年11月30日 東京地裁 平20 (フ)16717号	損害賠償等 請求事件	◆商品先物取引の受託等を業とする被告会社に商品先物取引を委託した原告が、同被告会社の従業員である被告Y1及びY2の取引勧誘行為が原告に対する不法行為に該当するとして、被告らに対し、損害賠償の支払を求めた事案	◆適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、実質的な一任売買禁止違反の違法を認めたが、2割の過失相殺も認めて、原告の請求を一部認容した事例	先物	2割	本件の事情に照らすと、被告らの責任態様は、重大であるというべきである。
347	平成21年11月6日 東京地裁 平18 (フ)20887号	損害賠償請求 事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、被告会社の担当者らによる取引の勧誘には、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法行為があり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆当該取引の勧誘について、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、迷惑執拗勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供、無断・一任売買等の違法は認められないなどとして、請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
348	平成21年10月21日 東京地裁 平20 (フ)9749号	損害賠償請求 事件	◆商品先物取引における被告ないし被告従業員らの一連の行為が、不当勧誘、適合性原則違反、一任売買・無断取引、無意味な反復売買等客殺しの売買、過当取引、説明義務違反・指導助言義務違反、消費者契約法10条違反に該当するとして、原告が被告に対し、損害賠償を求めた事案	◆原告の主張を全て退け、請求を棄却した事例	先物	請求棄却	
349	平成21年10月6日 東京地裁 平20 (フ)1021号	損害賠償請求 事件	◆原告が、被告に委託して行った、米国公設商品取引所に上場される先物オプション取引(本件取引)において、原告自身、本件取引当時、認知症に罹患していた投資不適格者であったにもかかわらず、被告の従業員において投資を勧誘し、不十分な説明・資力確認の下に本件取引を行わせ、その結果、多額の損害を被らせたと主張して、被告に対し、債務不履行又は使用者責任に基づき損害賠償を求めた事案	◆本件取引当時、原告の認知症の程度は軽度であって、適合性原則違反が基礎付けられるとは認められず、原告の主張する説明義務違反及び資産確認義務違反も認められないとして、原告の請求を全部棄却した事例	先物	請求棄却	
350	平成21年10月6日 東京地裁 平20 (フ)18841号	損害賠償請求 事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、被告会社の従業員である被告らによる適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法な行為によって損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆断定的判断の提供及び誤認のおそれのある事実の告知、説明義務違反ないし情報提供義務違反、一任売買、過当頻繁売買及び無意味な特定売買の主張は認めなかったものの、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反を認め、原告の損失を損害とし、これに7割の過失相殺をして、請求を一部認容した事例	先物	7割	
351	平成21年9月29日 東京地裁 平20 (フ)16182号	株券引渡等 本訴請求事件、差損金 反訴請求事件	◆被告に委託して東京工業品取引所において金及び白金の商品先物取引を行った原告が、被告に預託した本件株券の返還を求めるとともに、上記取引には適合性原則違反、説明義務違反等があるなどとして、不法行為に基づく損害賠償を請求し(本訴)、他方、被告が、原告に対し、上記取引によって発生した差損金の支払を請求した(反訴)事案	◆原告の年齢、経歴、収入及び保有している資産に加えて、長年の証券会社との間で現物取引のみならず投資信託、EB債等の取引の経験等に照らすと、原告が商品先物取引を行うことが適合性原則違反になるものではなく、原告は被告の外務員から具体的な例を挙げて商品先物取引の仕組みやリスク等について説明を受けるなどしており、被告に説明義務違反はないなどとして本訴請求を棄却し、被告主張の差損金支払義務は認められるとして反訴請求を認容した事例	先物	請求棄却	